

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験に関する事務の取扱要領
裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験（以下「採用試験」という。）に関する事務の取扱いは、下記による。

記

第1 採用試験の種類

1 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験に関する規則（平成27年最高裁判所規則第1号。以下「規則」という。）第2条第3項第1号に規定する一定の範囲の知識等を有する者として最高裁判所が定めるものは、次に掲げるそれぞれの者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学院の修士課程若しくは同法に基づく専門職大学院の課程を修了した者又はこれらの者と同程度の知識等を有する者（以下「院卒程度の者」と総称する。）

(2) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者又はこれらの者と同程度の知識等を有する者（以下「大卒程度の者」と総称する。）

2 規則第2条第3項第2号に規定する一定の範囲の知識等を有する者として最高裁判所が定めるものは、次に掲げるそれぞれの者とする。

(1) 大卒程度の者

(2) 学校教育法に基づく高等学校を卒業した者又はこれらの者と同程度の知識等を有する者（以下「高卒程度の者」と総称する。）

第2 採用試験の種類ごとの名称及び略称

1 規則第2条第4項に規定する最高裁判所が定める採用試験の種類ごとの名称は、別表第1の左欄に掲げる採用試験の種類に応じ、同表の中欄に掲げる名称とし、同名称の略称を同表の右欄のとおりとする。

2 1に定める略称のほか、年度ごとの採用試験の略称は別に定める。

第3 受験資格

- 1 規則第2条第3項に掲げる採用試験の受験資格は、別表第2の左欄に掲げる採用試験に応じ、同表の右欄に掲げる人事院規則8—18（採用試験）（以下「人規8—18」という。）別表第3の規定を準用する。
- 2 1の定めのとおり準用する人規8—18別表第3の規定に基づく最高裁判所の認定に係る受験資格は、人規8—18別表第3国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第1号口、同表国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項口(2)、同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項口(1)及び(2)並びに同表国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第1号口及び第2号の規定に基づき人事院が決定した人事院の認定に係る受験資格と同様とする。

第4 採用試験の周知

- 1 次に掲げる方法により、採用試験の受験資格を有する者に対して、人規8—18第19条第2項に掲げる事項を周知する。
 - (1) 同項に掲げる事項等を記載した書面（以下「受験案内」という。）及び受験申込書（AX, BX, AY, BY及びCについては別紙様式第1, Dについては別紙様式第2）の配布
 - (2) 同項に掲げる事項等のウェブサイトへの掲載
- 2 受験案内は、年度ごとに定める。

第5 受験の申込み

- 1 受験の申込みは、受験申込書に第1次試験受験票を送付するために必要な金額の郵券を貼付して、AX, BX, C及びDについてはこれらの受験を申し込む者に、希望する第1次試験の試験地を管轄する地方裁判所へ提出させることで、AY及びBYについてはこれらの受験を申し込む者に、希望する第1次試験の試験地を管轄する家庭裁判所へ提出させることでそれを行う。ただし、裁判所職員が受験の申込みを行う場合には、所属する裁判所（最高裁判所に所属する職員については最高裁判所事務総局人事局長（以下「人事局長」という。），簡易裁判所又は検察審査会に所属する職員については当該簡易裁判所又は

検察審査会の所在地を管轄する地方裁判所）に提出させる。

2 1つの受験申込書の提出により、1種類の採用試験の受験を申し込むことができるとしている。ただし、AX又はBXの受験を申し込む者については、1つの受験申込書の提出により、Cの受験を申し込むことができるとしている（以下「Cの特例受験」という。）。

3(1) 受験の申込みは、年度ごとに定める申込受付期間内にさせなければならぬ。

(2) 災害その他やむを得ない事情により、申込受付期間を延長することが必要であると認める場合には、必要と認める範囲内で、その期間を延長する。

(3) (2)の定めにより申込受付期間を延長する場合には、当該申込受付期間その他申込みに必要な事項について、官報、ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により周知する。

4 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）で提出された受験申込書が、申込受付期間後に1で定める裁判所に到達した場合において、まだ当該採用試験が実施されていないときは、申込受付期間内の通信日付印（通信日付印のないものについては、郵便局又は信書便の業務を行う事業所において交付されるその郵便物又は同条第3項に規定する信書便物の受領証その他それらの引受日を証明する書面）があるものに限り、申込受付期間内に提出されたものとみなす。

5 受験の申込みを受け付けた裁判所（最高裁判所に受験の申込みが行われたものについては、人事局長。以下「受付裁判所」という。）は、受験申込書の「受付日」欄に受け付けた日（4の定めにより、申込受付期間内に提出されたものとみなされた受験申込書については、通信日付印記載の日付）を記入すると

ともに、採用試験の種類ごとに、別紙様式第3の申込受付名簿を作成する。

なお、受験申込書に第1次試験受験票を送付するために必要な金額を超える額面の郵券が貼付されていた場合には、受付裁判所は、申込受付名簿の「超過郵券」欄に、受験申込書に貼付された郵券の額面を記入する。

- 6(1) 受験申込書の提出に代えて、電子情報処理組織（最高裁判所の使用に係る電子計算機（出入力を含む。以下同じ。）と受験を申し込む者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して受験の申込みをさせることができる。この場合、受験を申し込む者に、最高裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに受験申込書の記載事項と同じ事項を登録させ、同ファイルに記録がされた時に最高裁判所に到達したものとみなす。
- (2) 電子情報処理組織を使用して受験を申し込んだ者について、インターネット申込受付名簿を作成する。
- (3) 申込受付期間外は、電子情報処理組織を使用した受験の申込み（以下「インターネット申込み」という。）ができない措置を講じる。

7 受験の申込みの受付後においては、受験申込書に記載された次に掲げる事項を変更させてはならない。

- (1) 受験を申し込む採用試験の種類
- (2) A X又はB Xの受験を申し込む者について、Cの特例受験の希望の有無
- (3) 希望する第1次試験の試験地
- (4) A X, B X, C又はDの受験を申し込む者について、希望する勤務地を管轄する高等裁判所
- (5) C又はDの受験を申し込む者（A X又はB Xの受験を申し込む者で、Cの特例受験を希望するものを含む。）で、希望する第1次試験の試験地が希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域外にあるものについて、希望する第2次試験の人物試験の試験地

第6 受験の申込みの受理

- 1 受付裁判所は、受験の申込みの時期、受験申込書の記載事項その他の事項について審査し、受験の申込みの要件を満たしていると認めたときは、当該受験の申込みを受理しなければならない。
- 2(1) 受付裁判所は、受験の申込みが不適法ではあるが、補正することができるとき、当該受験を申し込んだ者に対して、第1次試験日の2週間前までに、補正するように命じなければならない。ただし、受験申込書の記載事項の軽微な不備については、自ら補正することができる。
- (2) 第5の1の定めと異なる裁判所に受験申込書が提出された場合は、当該裁判所は直ちに受験申込書及び郵券を人事局長あてに送付する。送付を受けた人事局長は、1、2の(1)、3及び4に定める事務を行う。
- 3 受付裁判所は、受験の申込みが不適法であって、補正することができないと認めたとき及び2の(1)の定めにより補正を命じた場合で第1次試験日の2週間前までに補正がされなかったときは、当該受験の申込みを却下するものとする。
- 4 受付裁判所は、受験の申込みを却下した場合には、受験を申し込んだ者に対し、その旨を別紙様式第4の通知書を送付することにより通知する。受験の申込みを却下した者が受験申込書の提出により受験を申し込んだものである場合には、当該受験申込書を併せて返送する。
- 5 受付裁判所（人事局長を除く。）は、人事局長が年度ごとに定める期限までに、受験の申込みを受理された者の受験申込書、申込受付名簿及び郵券を人事局長あてに送付する。
- 6 受験の申込みを受理された者を記載した受験者名簿を作成する。
- 7 6の定めにより作成した受験者名簿を、第1次試験の2週間前までに、高等裁判所及び第1次試験を実施する裁判所に送付する。
- 8 受験の申込みを受理された者に対して、別紙様式第5の第1次試験受験票及び同控えを次に定める方法により送付又は交付する。

- (1) 受験申込書の提出により受験を申し込んだ者に対しては、第1次試験受験票及び同控えを郵送し、又は第1次試験の試験場において当該試験場の試験管理者が交付する。
- (2) インターネット申込みにより受験を申し込んだ者に対しては、第1次試験受験票及び同控えを電子情報処理組織により送付し、又は第1次試験の試験場において当該試験場の試験管理者が交付する。

第7 下級裁判所が行う採用試験に関する事務等

- 1 (1) 下級裁判所は、別表第3の左欄に掲げる裁判所に応じ、同表の右欄に掲げる採用試験に関する事務を行う。
- (2) 高等裁判所は、管轄区域内にある地方裁判所又は家庭裁判所が行う採用試験に関する事務を援助する。
- (3) 所在地を同じくする地方裁判所又は家庭裁判所は、一方の裁判所の要請があるときは、当該裁判所が行う採用試験に関する事務を援助する。
- 2 高等裁判所、地方裁判所並びにAY及びBYの第1次試験の試験地が管轄区域内にある家庭裁判所（以下「実施裁判所」という。）は、1の(1)に定める採用試験に関する事務（受験の申込みの受付及び受理並びに試験場の選定に関する事務を除く。）を行うために、次の基準に適合する体制を整備するものとする。

(1) 試験管理者

ア 試験管理者の設置

(ア) 実施裁判所は、試験場ごとに当該試験場における採用試験の実施を掌理する者として、試験管理者を置く。

(イ) 試験管理者は、

を充てる。

(ウ) 一の試験場において、AX、BX、AY、BY及びCの第1次試験（AX、BX及びCの第2次試験の専門試験（憲法）並びにCの第2次試

験の論文試験を含む。) 又は A X, B X, A Y 及び B Y の第 2 次試験の政策論文試験及び専門試験 (A X 及び B X の憲法を除く。) が実施される場合には、実施裁判所である地方裁判所と家庭裁判所は、協議により、

[REDACTED] を試験管理者に充てることができる。

(エ) 実施裁判所は、一の試験地に複数の試験場を設ける等により複数の試験管理者を置く必要がある場合は、(イ)又は(ウ)の定めによる者その他に実施裁判所に所属する職員の中から相当な者を、(イ)又は(ウ)の定めによる者を試験管理者に充てることができない又は充てることが相当でない場合は、他に実施裁判所に所属する職員の中から相当な者を、それぞれ試験管理者に充てができる。これらの場合には、その理由並びに試験管理者の官職及び氏名を人事局長に報告しなければならない。

イ 試験管理者の権限

(ア) 実施裁判所は、試験管理者に対して、当該試験場における採用試験に関する事務（本要領において高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所が行うとされている事務を除く。以下「特定実施事務」という。）を専決処理することができる権限を付与する。

(イ) 試験管理者は、(2)に定める試験官の他に、次に掲げる職員のうちその指定する者に対して、当該試験場における採用試験に関する事務を補助させることができる。

a 実施裁判所に所属する職員（実施裁判所が地方裁判所である場合は当該地方裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所又は検察審査会に所属する者を含む。）

b 1 の(2)の定めにより当該試験場の採用試験に関する事務を援助する高等裁判所に所属する職員

c 1 の(3)の定めにより当該試験場の採用試験に関する事務を援助する

地方裁判所又は家庭裁判所に所属する職員（援助する裁判所が地方裁判所である場合は、当該地方裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所又は検察審査会に所属する者を含む。）

(2) 試験官

ア 実施裁判所は、第1次試験及び第2次試験（人物試験を除く。）の試験場の試験室ごとに、試験管理者を補佐し、当該試験室における採用試験の実施を司る者として、試験官を置く。

イ 試験官は、第1次試験及び第2次試験（人物試験を除く。）の試験場の試験室ごとに、(1)のイの(イ)に掲げる職員から、試験管理者が指定する。

ウ 実施裁判所は、試験官に対して、試験室における特定実施事務の一部を専決処理することができる権限を付与する。

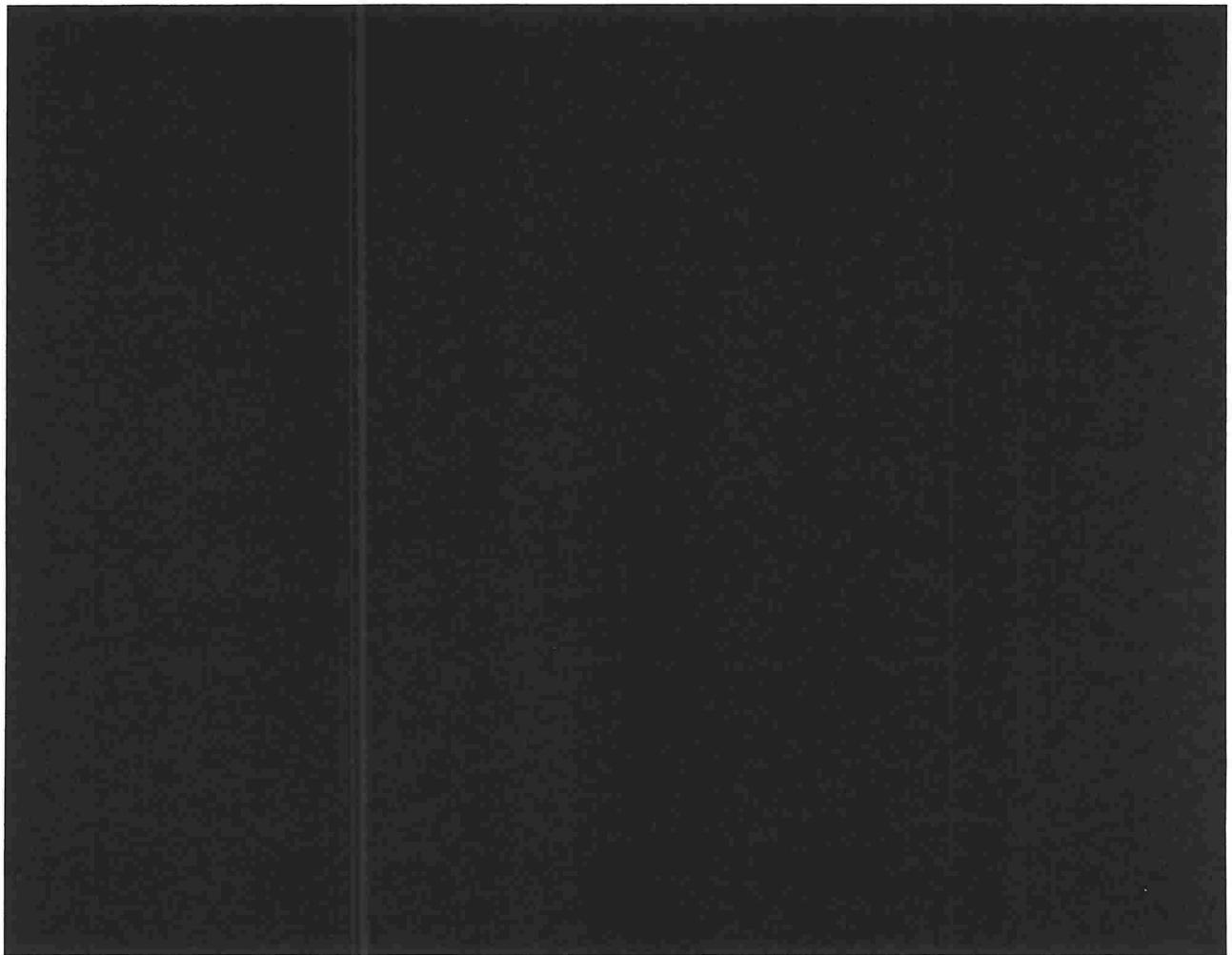
(3) 人物試験官

ア 実施裁判所は、第2次試験の人物試験を施行する（受験者ごとに人物試験を行うことをいう。以下同じ。）者として、
[REDACTED]
[REDACTED]を置く。

イ 主任人物試験官は、受験者ごとの人物試験の施行事務を総括する。

ウ 主任人物試験官及び人物試験官は、採用試験の種類に応じ、次の者を充てるものとし、実施裁判所が指定する。ただし、次の者に代えて、その他の者を充てることについて相当な理由があるときは、実施裁判所が相当と認める者を主任人物試験官又は人物試験官に指定することができる。

(ア) A X 及び B X
[REDACTED]



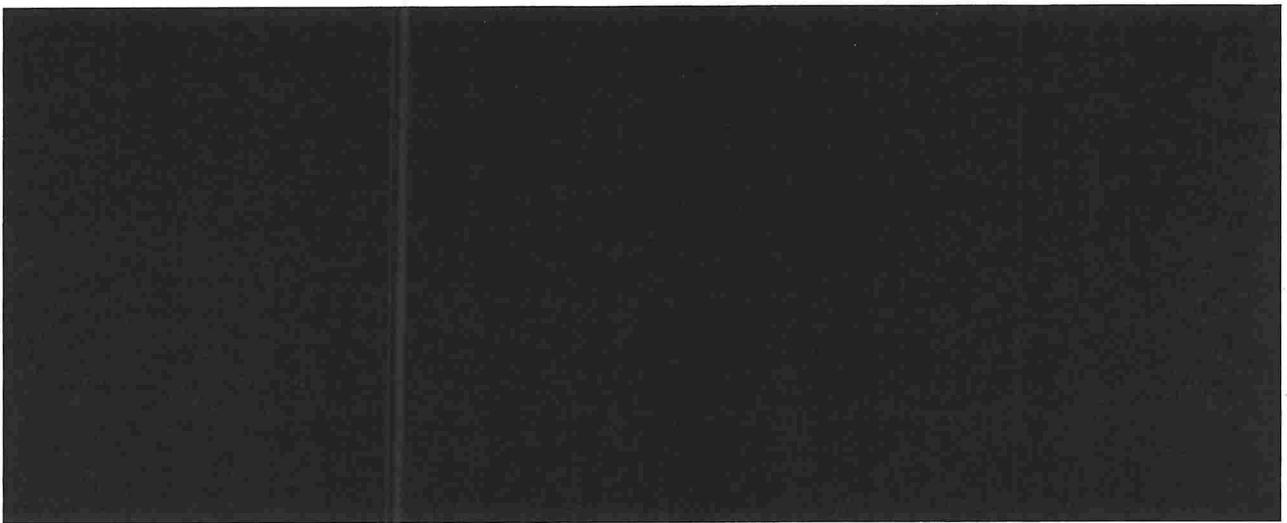
(イ) A Y 及び B Y



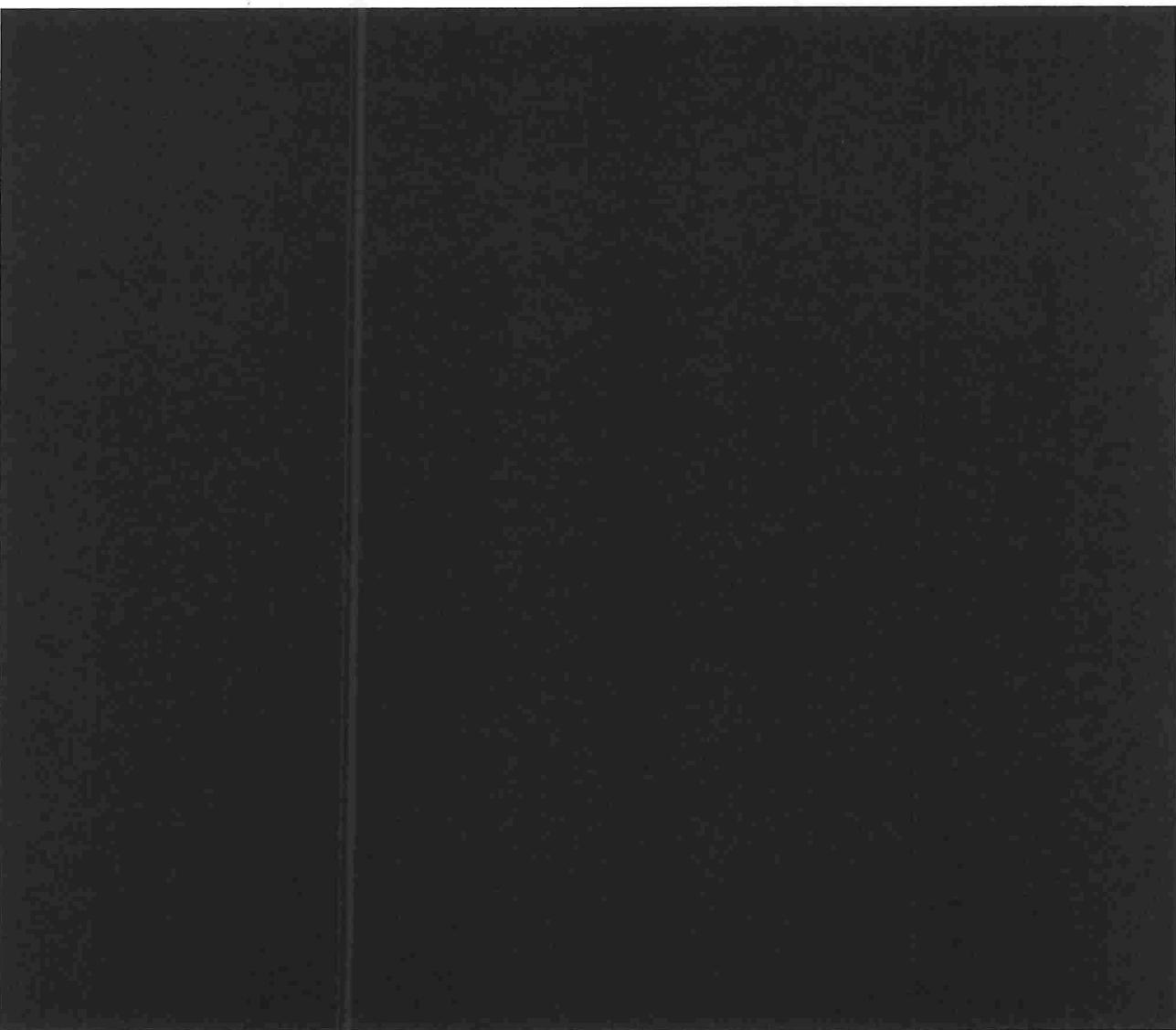


(ウ) C





(E) D



3(1) 第3次試験を施行する者として, [REDACTED]

[REDACTED] を置く。

(2) 主任人物試験官は、受験者ごとの人物試験の执行事務を総括する。

(3) 主任人物試験官及び人物試験官は, [REDACTED] を充てることとし、受験者ごとの主任人物試験官及び人物試験官は別に指定する。

第8 採用試験の実施

1 試験種目等

規則第3条第1項に規定する最高裁判所が定める試験種目及び同条第2項に規定する最高裁判所が定める試験種目ごとの出題分野並びに第1次試験及び第2次試験（人物試験を除く。）の試験問題の出題数及び解答時間は、次のとおりとする。

(1) A X

別表第4のとおり

(2) B X

別表第5のとおり

(3) A Y

別表第6のとおり

(4) B Y

別表第7のとおり

(5) C

別表第8のとおり

(6) D

別表第9のとおり

2 試験日

- (1) 第1次試験及び第2次試験（人物試験を除く。）の試験日は、年度ごとに定める。
- (2) 第2次試験の人物試験の試験日は、年度ごとに定める期間内に、受験者ごとに当該受験者の同人物試験の試験場の試験管理者が指定する日とする。
- (3) 第3次試験の試験日は、年度ごとに定める期間内に、受験者ごとに別に指定する日とする。

3 試験時間

- (1) 第1次試験及び第2次試験（人物試験を除く。）の試験時間は、次のとおりとする。

ア AX（Cの特例受験者を除く。）の第1次試験及び第2次試験の専門試験（憲法）

別表第10のとおり

イ AX（Cの特例受験者）, BX（Cの特例受験者）及びCの第1次試験並びに第2次試験の専門試験（憲法）及び論文試験

別表第11のとおり

ウ BX（Cの特例受験者を除く。）の第1次試験及び第2次試験の専門試験（憲法）

別表第12のとおり

エ AYの第1次試験

別表第13のとおり

オ BYの第1次試験

別表第14のとおり

カ Dの第1次試験

別表第15のとおり

キ AXの第2次試験の政策論文試験及び専門試験（憲法を除く。）

別表第16のとおり

ク BXの第2次試験の政策論文試験及び専門試験（憲法を除く。）

別表第17のとおり

ケ AY及びBYの第2次試験の政策論文試験及び専門試験

別表第18のとおり

(2) 第2次試験の人物試験の試験開始時刻は、受験者ごとに当該受験者の同人物試験の試験場の試験管理者が指定する時刻とする。

(3) 第3次試験の試験開始時刻は、受験者ごとに別に指定する時刻とする。

4 試験地

試験地は、次のとおりとする。

(1) AX及びBX

ア 第1次試験

東京都、横浜市、さいたま市、千葉市、前橋市、静岡市、甲府市、新潟市、大阪市、京都市、神戸市、名古屋市、津市、金沢市、富山市、広島市、山口市、岡山市、鳥取市、松江市、福岡市、長崎市、大分市、熊本市、鹿児島市、宮崎市、那覇市、仙台市、福島市、盛岡市、青森市、札幌市、函館市、釧路市、高松市、高知市及び松山市

イ 第2次試験

(ア) 政策論文試験及び専門試験

第1次試験の試験地と同じ。

なお、受験者ごとの試験地は、第1次試験を受験した試験地と同一の試験地とする。

(イ) 人物試験

別表第19の「受験者の区分」欄に掲げる受験者に応じ、「試験地」

欄に定める試験地とする。

(ウ) 第3次試験

東京都

(2) A Y 及び B Y

ア 第1次試験

東京都、横浜市、さいたま市、千葉市、前橋市、静岡市、甲府市、新潟市、大阪市、京都市、神戸市、名古屋市、津市、金沢市、富山市、広島市、山口市、岡山市、鳥取市、松江市、福岡市、長崎市、大分市、熊本市、鹿児島市、宮崎市、那覇市、仙台市、福島市、盛岡市、青森市、札幌市、函館市、釧路市、高松市、高知市及び松山市

イ 第2次試験

(ア) 政策論文試験及び専門試験

第1次試験の試験地と同じ。

なお、受験者ごとの試験地は、第1次試験を受験した試験地と同一の試験地とする。

(イ) 人物試験

別表第20の「第1次試験地」欄に掲げる試験地で第1次試験を受験した者の試験地は、「第1次試験地」欄の区分ごとに、同表の「試験地」欄に定める試験地とする。ただし、受験者の人数等によっては、一部の試験地では人物試験を実施せず、別に定める試験地とする。

(3) C

ア 第1次試験

東京都、横浜市、さいたま市、千葉市、前橋市、静岡市、甲府市、新潟市、大阪市、京都市、神戸市、名古屋市、津市、金沢市、富山市、広島市、山口市、岡山市、鳥取市、松江市、福岡市、長崎市、大分市、熊本市、鹿児島市、宮崎市、那覇市、仙台市、福島市、盛岡市、青森市、札幌市、函

館市、釧路市、高松市、高知市及び松山市

イ 第2次試験

(ア) 専門試験及び論文試験

第1次試験の試験地に同じ。

なお、受験者ごとの試験地は、第1次試験を受験した試験地と同一の試験地とする。

(イ) 人物試験

別表第21の「受験者の区分」欄に掲げる受験者に応じ、「試験地」欄に定める試験地とする。ただし、第1次試験を受験した試験地が、希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内にある場合の当該受験者の試験地は、第1次試験と同一の試験地とする。

(4) D

ア 第1次試験

東京都、横浜市、さいたま市、千葉市、水戸市、宇都宮市、前橋市、静岡市、甲府市、長野市、新潟市、大阪市、京都市、神戸市、奈良市、大津市、和歌山市、名古屋市、津市、岐阜市、福井市、金沢市、富山市、広島市、山口市、岡山市、鳥取市、松江市、福岡市、佐賀市、長崎市、大分市、熊本市、鹿児島市、宮崎市、那覇市、仙台市、福島市、山形市、盛岡市、秋田市、青森市、札幌市、函館市、旭川市、釧路市、高松市、徳島市、高知市及び松山市

イ 第2次試験

別表第22の「受験者の区分」欄に掲げる受験者に応じ、「試験地」欄に定める試験地とする。ただし、第1次試験を受験した試験地が、希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内にある場合の当該受験者の試験地は、第1次試験と同一の試験地とする。

5 試験場

(1) 第1次試験及び第2次試験の各試験場は、実施裁判所が、年度ごとに、試験地及びその周辺地に所在する施設から選定する。

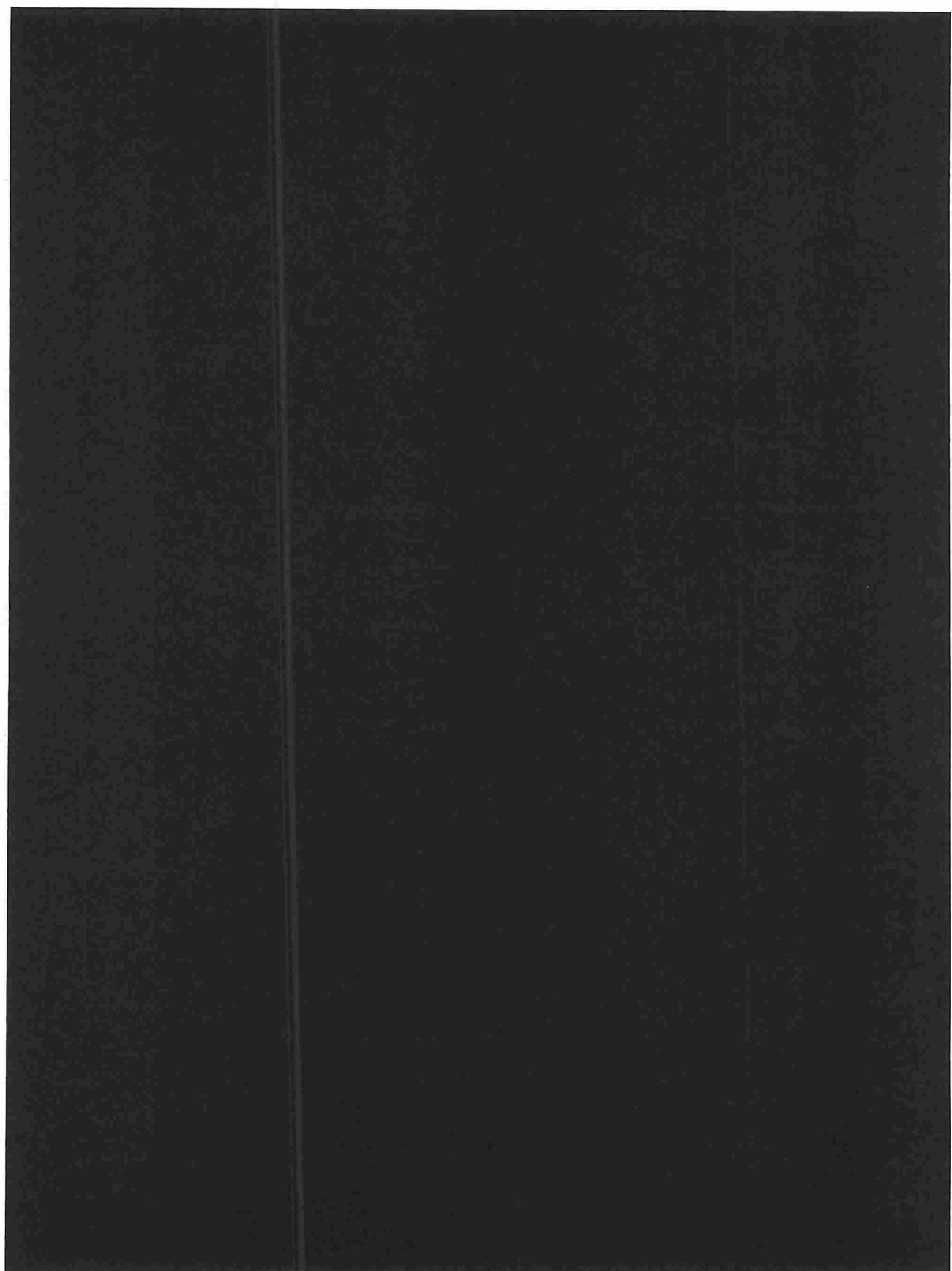
(2) AX及びBXの第3次試験の試験場は、

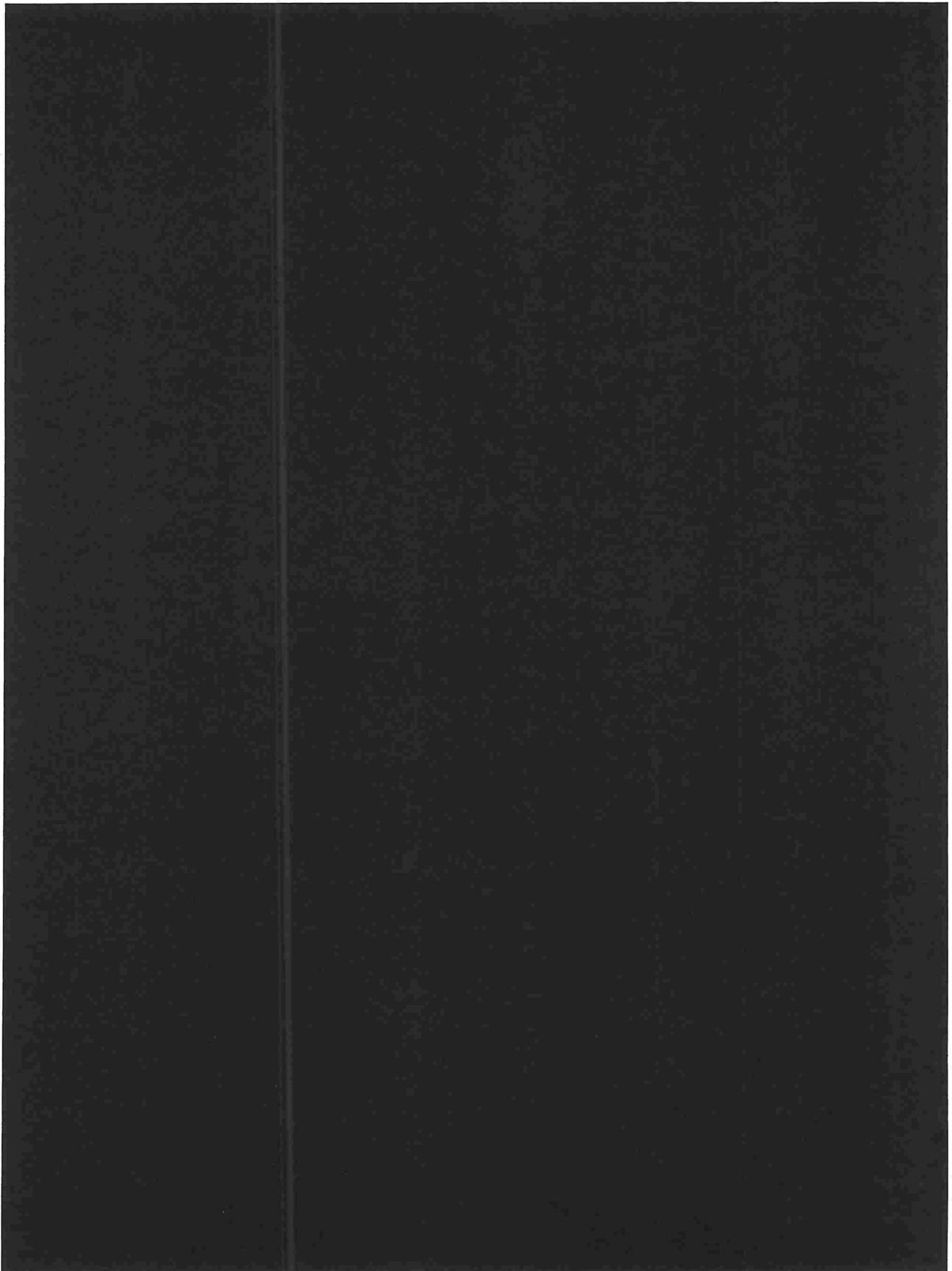
6 第1次試験（AX, BX及びCの第2次試験の専門試験（憲法）並びにCの第2次試験の論文試験を含む。）の実施

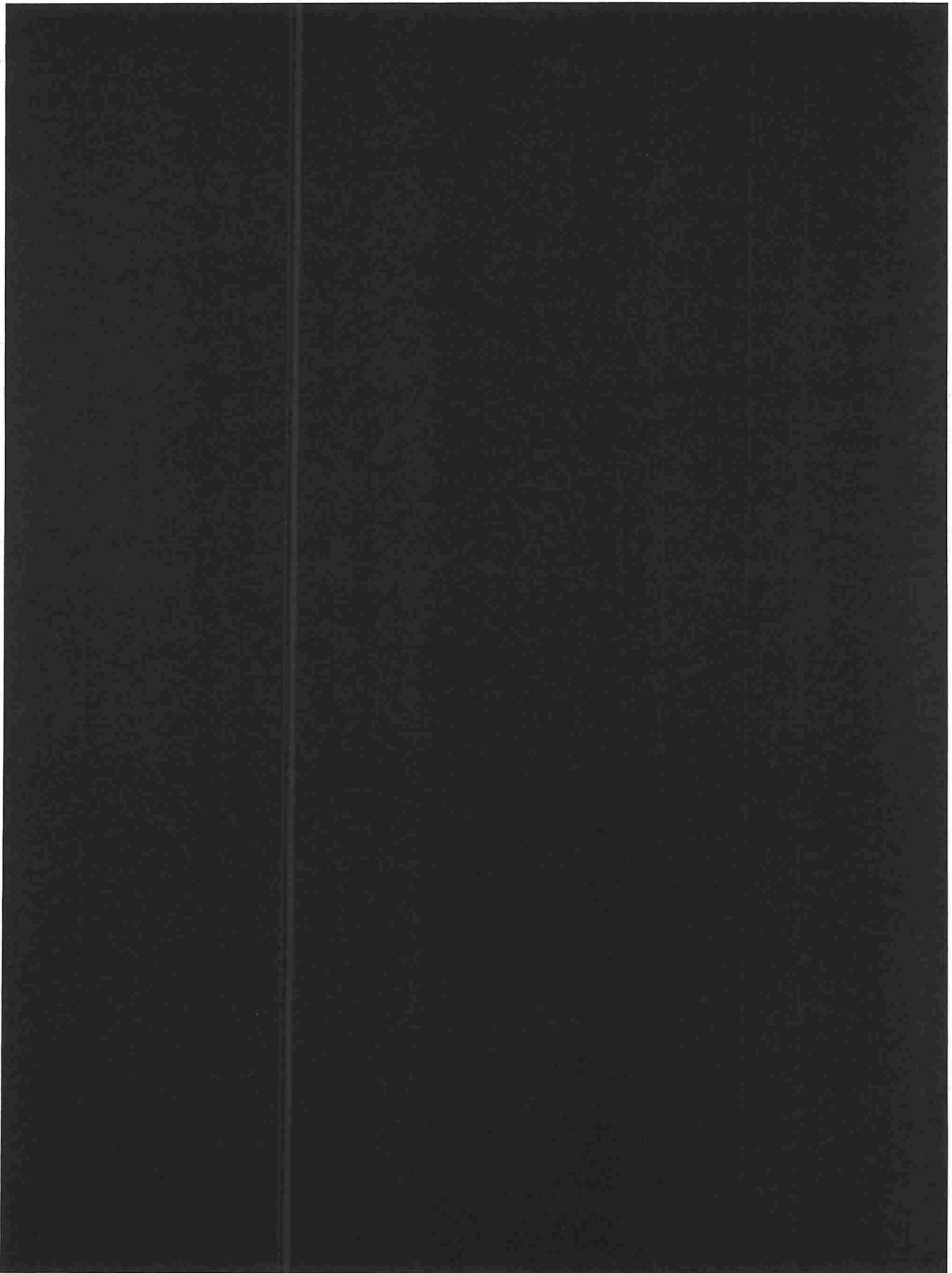
(1)ア 第1次試験は、それぞれの採用試験の受験の申込みを受理された者に限り受験させることができる。

イ AX, BX及びCの第2次試験の専門試験（憲法）並びにCの第2次試験の論文試験は、それぞれの採用試験の第1次試験の受験を無効とされた者を除く同試験の受験者に限り受験させることができる。

(2) 第1次試験の受験者に対する第1次試験の実施に関する注意事項等を記載した受験心得を、AX, BX及びCについては別紙様式第6, AY及びBYについては別紙様式第7, Dについては別紙様式第8のとおりとする。







- 
- (23) 試験官は、各时限の試験終了後、当該时限の試験の実施状況を別紙様式第9の実施報告書により試験管理者に報告する。
- (24) 試験管理者は、第1次試験の終了後、人事局長が年度ごとに定める期限までに、第1次試験の試験種目を全て有効に受験した者（第1次試験日に行う第2次試験種目も全て有効に受験した者。以下、「第1次試験有効受験者」という。）の第1次試験の試験種目の答案を人事局長あてに送付する。
- (25) 試験管理者は、第1次試験の終了後、人事局長が年度ごとに定める期限までに、次に掲げる試験種目の答案を人事局長あてに送付する。
- ア AX及びBXの第1次試験合格者の第2次試験の専門試験（憲法）
- イ AX及びBXの第1次試験合格者のうち、Cの特例受験者の第2次試験の論文試験
- ウ Cの第1次試験合格者の第2次試験の専門試験及び論文試験
- (26) 第1次試験有効受験者の写真付き第1次試験受験票は、次のとおりとする。
- ア AX, BX, AY及びBY
第1次試験の実施裁判所において引き続き保管する。
- イ C及びD
試験管理者は、第1次試験の合格者発表後、第1次試験の合格者の写真

付き第1次試験受験票を速やかに第2次試験の人物試験の実施裁判所に送付する。

7 第1次試験の合格者の発表手続等

- (1) 裁判所書記官等試験委員会又は家庭裁判所調査官試験委員会による各採用試験の第1次試験の合格者の決定後、年度ごとに定める日に、第1次試験の実施裁判所は、庁舎内の適宜の場所に、合格者の受験番号を記載した書面を掲示し、又は備え置くとともに、人事局長は、合格者の受験番号をウェブサイトに掲載する方法で発表する。
- (2) AY及びBYについては、合格発表の期日の3日前までに、高等裁判所並びにAY及びBYの第1次試験の実施裁判所に対して、第2次試験の人物試験の試験地及び実施裁判所となる高等裁判所を通知する。
- (3) 第2次試験の実施裁判所は、第1次試験の合格者に対し、次に定めるところにより、合格通知書等を送付する。
 - ア AX及びBXの第2次試験の政策論文試験及び専門試験（憲法を除く。）の実施裁判所となる地方裁判所は、AX及びBXの合格者に合格通知書兼第2次試験筆記試験受験票（AXについては別紙様式第10、BXについては別紙様式第11）を送付する。
 - イ AY及びBYの第2次試験の政策論文試験及び専門試験の実施裁判所となる家庭裁判所は、AY及びBYの合格者に別紙様式第12の合格通知書兼第2次試験筆記試験受験票を送付する。
 - ウ Cの第2次試験の人物試験の実施裁判所となる地方裁判所は、Cの合格者に次に掲げるものを送付する。
 - (ア) 合格通知書兼第2次試験人物試験受験票（別紙様式第13。ただし、Cの特例受験者については別紙様式第14。）
 - (イ) 面接カード（別紙様式第15）
 - (ウ) 勤務希望地等調査票（裁判所事務官）（別紙様式第16）

エ Dの第2次試験の人物試験の実施裁判所となる地方裁判所は、Dの合格者にウの(ア)から(ウ)までの書類を送付する。

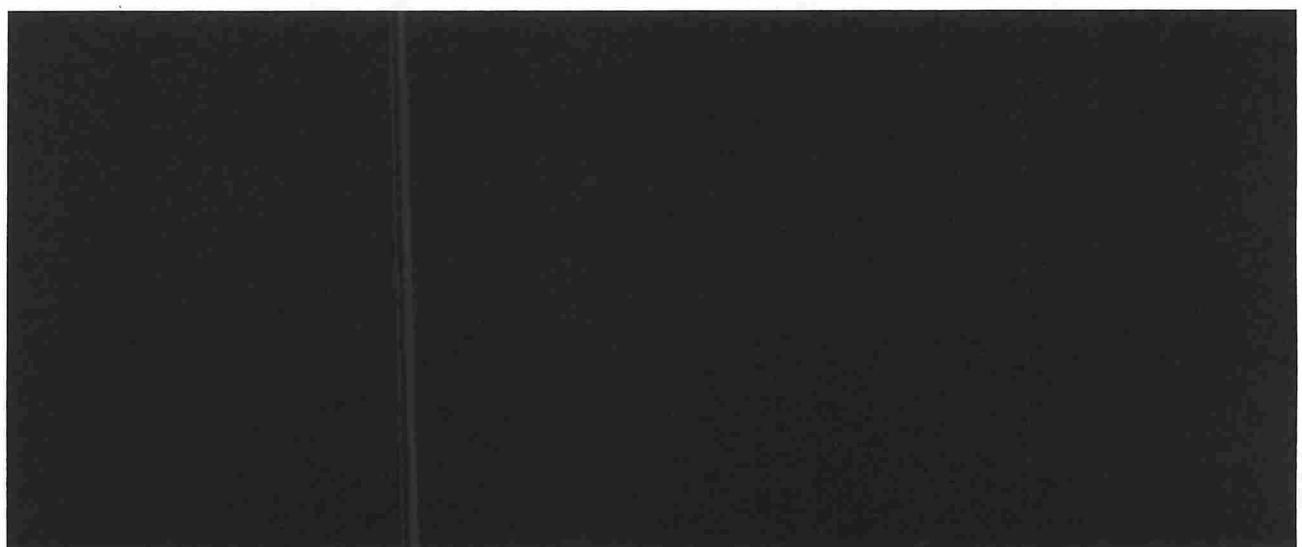
オ AX及びBXの第2次試験の人物試験の実施裁判所となる高等裁判所は、AX及びBXの合格者に対し、別紙様式第17の第2次試験人物試験受験票、別紙様式第15の面接カード及び別紙様式第16の勤務希望地等調査票（裁判所事務官）を送付する。

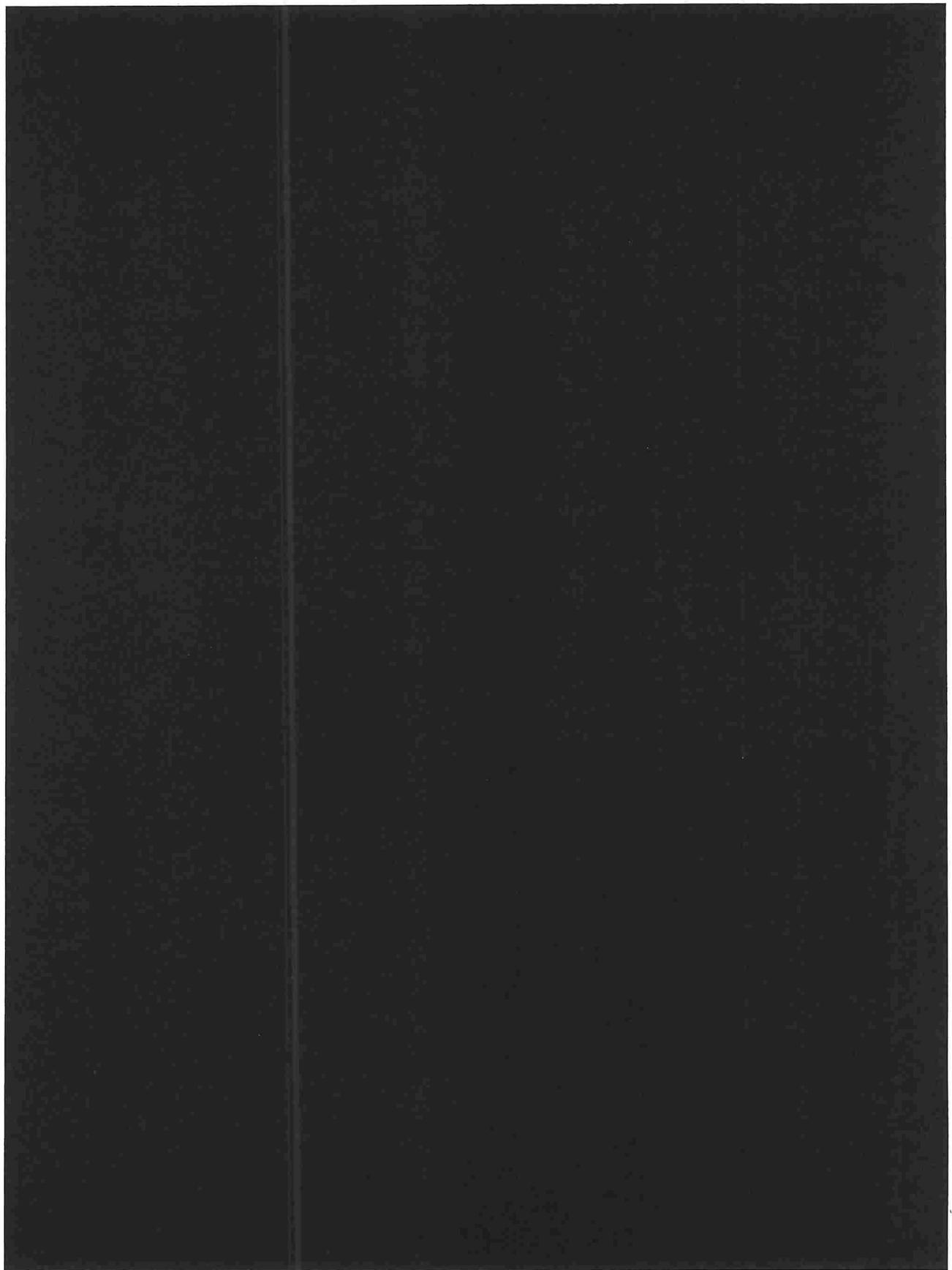
カ AY及びBYの第2次試験の人物試験の実施裁判所となる高等裁判所は、AY及びBYの合格者に対し、別紙様式第17の第2次試験人物試験受験票、別紙様式第15の面接カード及び別紙様式第18の勤務希望地等調査票（家庭裁判所調査官補）を送付する。

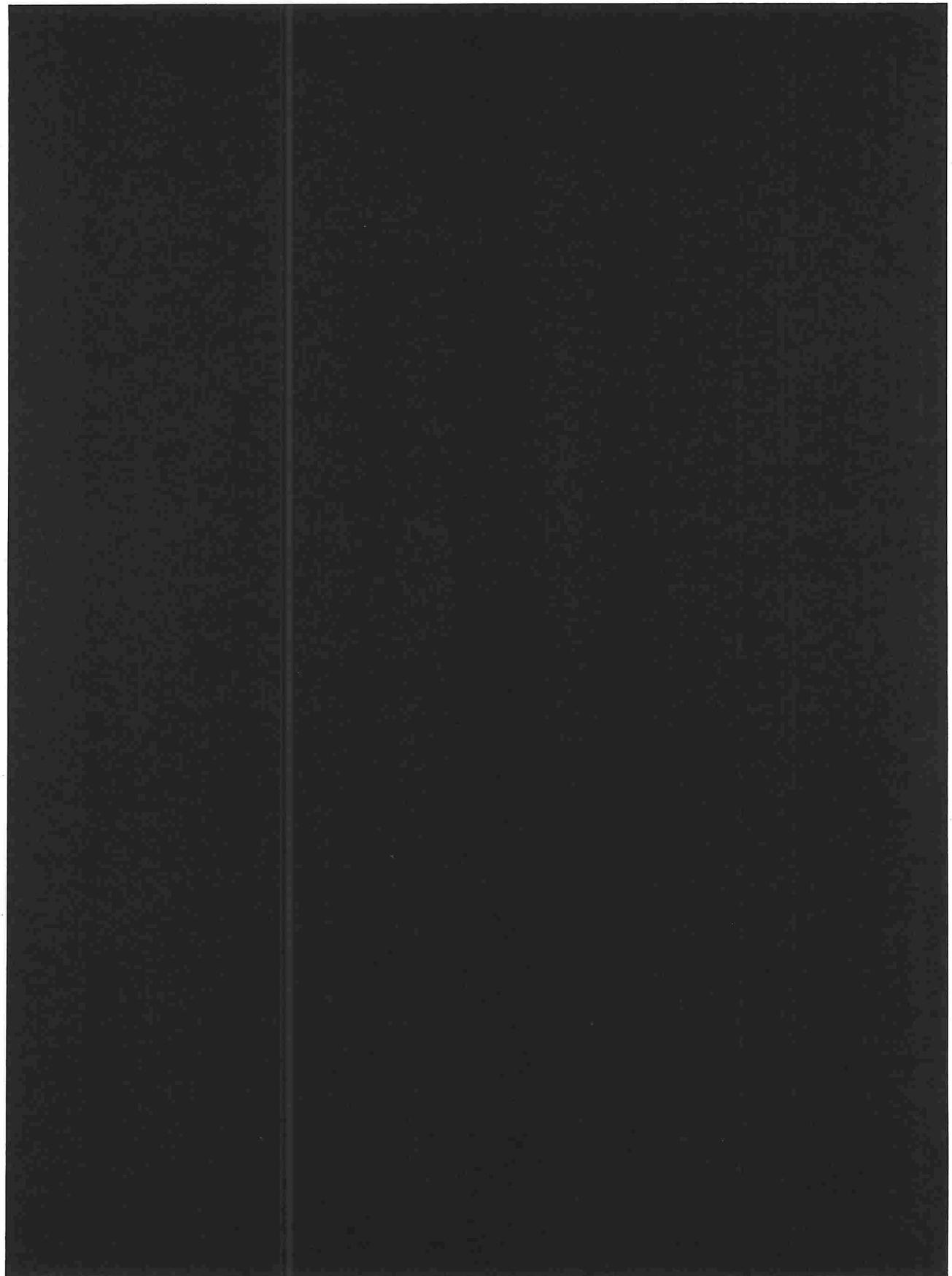
8 AX, BX, AY及びBYの第2次試験の政策論文試験及び専門試験（AX及びBXの憲法を除く。）の実施

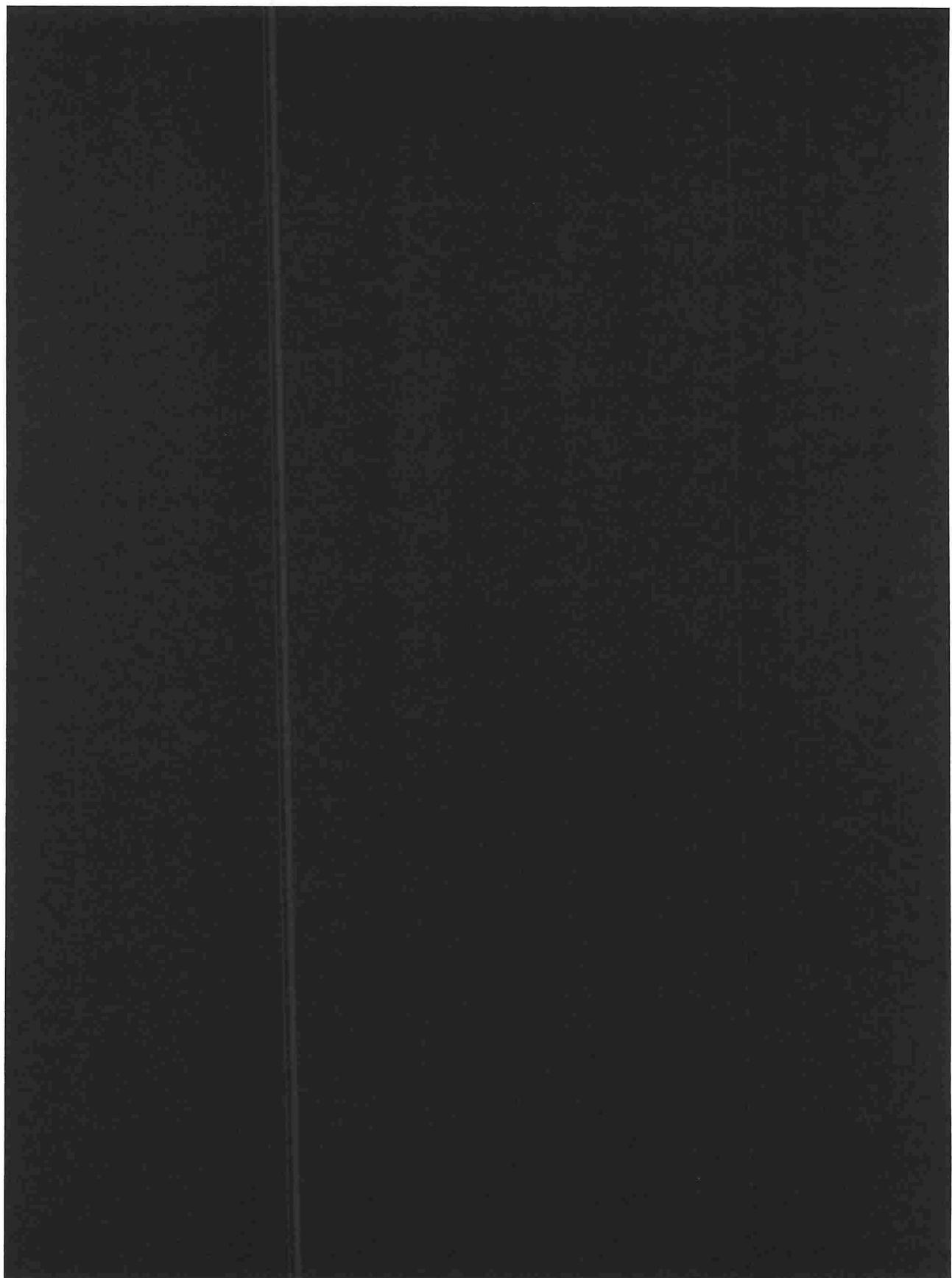
(1) AX, BX, AY及びBYの第2次試験の政策論文試験及び専門試験（AX及びBXの憲法を除く。以下本項及び次項において同じ。）は、それぞれの採用試験の第1次試験の合格者に限り受験させることができる。

(2) 第2次試験の受験者に対する第2次試験の政策論文試験及び専門試験の実施に関する注意事項等を記載した受験心得を、AX及びBXについては別紙様式第19、AY及びBYについては別紙様式第20のとおりとする。









- (22) 試験官は、各时限の試験終了後、当該时限の試験の実施状況を実施報告書（別紙様式第9）により試験管理者に報告する。
- (23) 試験管理者は、第2次試験の政策論文試験及び専門試験の終了後、人事局長が年度ごとに定める期限までに、第2次試験の政策論文試験及び専門試験を全て有効に受験した者の答案及び別紙様式第21の第2次試験筆記試験受験者名簿を人事局長あてに送付する。
- (24) 試験管理者は、第2次試験の政策論文試験及び専門試験の終了後、人事局長が年度ごとに定める期限までに、当該試験を有効に受験した者の写真付き第1次試験受験票を第2次試験の人物試験の実施裁判所となる高等裁判所あてに送付する。

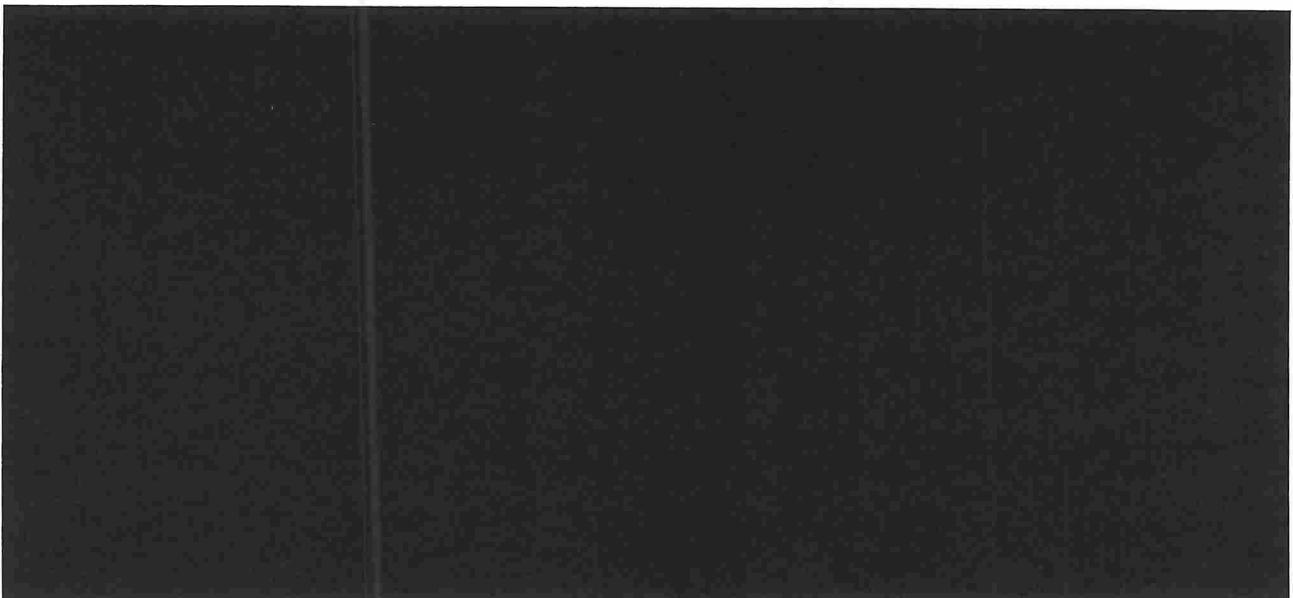
9 第2次試験の人物試験の実施

- (1) 第2次試験の人物試験は、AX, BX, AY及びBYについては、それぞれの採用試験の第2次試験の政策論文試験及び専門試験の受験を無効とされた者を除く同試験の受験者、C及びDについては、それぞれの採用試験の第1次試験の合格者に限り受験させることができる。
- (2) 実施裁判所は、人事局長が年度ごとに定める期限までに、受験者に、面接カード及び勤務希望地等調査票を実施裁判所あてに送付させる。

- 
- (5) 試験室は、AX, BX, C及びDについては別紙第1のとおり、AY及びBYについては別紙第2のとおり、それぞれ設営する。

(6) 人物試験の施行

- ア AX, BX, C及びD
- 



(オ) 当該試験室における人物試験の終了後、主任人物試験官及び人物試験官は、人物試験評定票（個別面接用、裁判所事務官）を試験管理者に提出する。

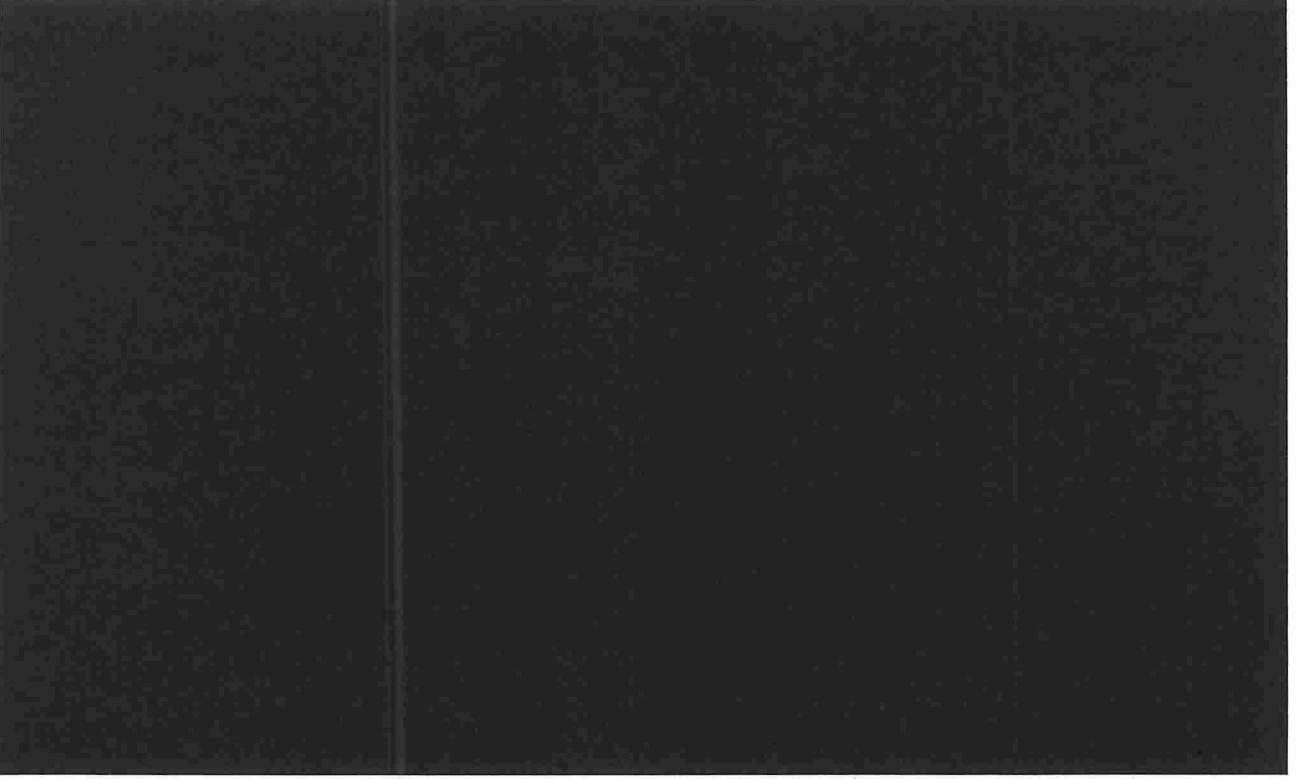
イ A Y 及び B Y

(ア) 集団討論





(イ) 個別面接

- a 主任人物試験官及び人物試験官は、別紙第1のとおり、試験室を設営する。
 - b 主任人物試験官又は人物試験官は、受験者を1人ずつ試験室に入室させる。
- 

g 当該試験室における人物試験の終了後、主任人物試験官及び人物試験官は、人物試験評定票（集団討論用）及び人物試験評定票（個別面接用、家庭裁判所調査官補）を試験管理者に提出する。

(7) 試験管理者は、試験の終了後、別紙様式第25の人物試験実施報告書を作

成する。

(8) 試験管理者は、受験者ごとに次に掲げる書類をまとめる。

- ア 写真付き第1次試験受験票
- イ 面接カード
- ウ 勤務希望地等調査票
- エ 人物試験評定票（個別面接用、裁判所事務官）
- オ 人物試験評定票（個別面接用、家庭裁判所調査官補）

(9) 実施裁判所は、(8)により整理した書類、人物試験評定票（集団討論用）及び人物試験実施報告書を速やかに人事局長あてに送付する。

10 AX及びBXの第2次試験の合格者の発表手続

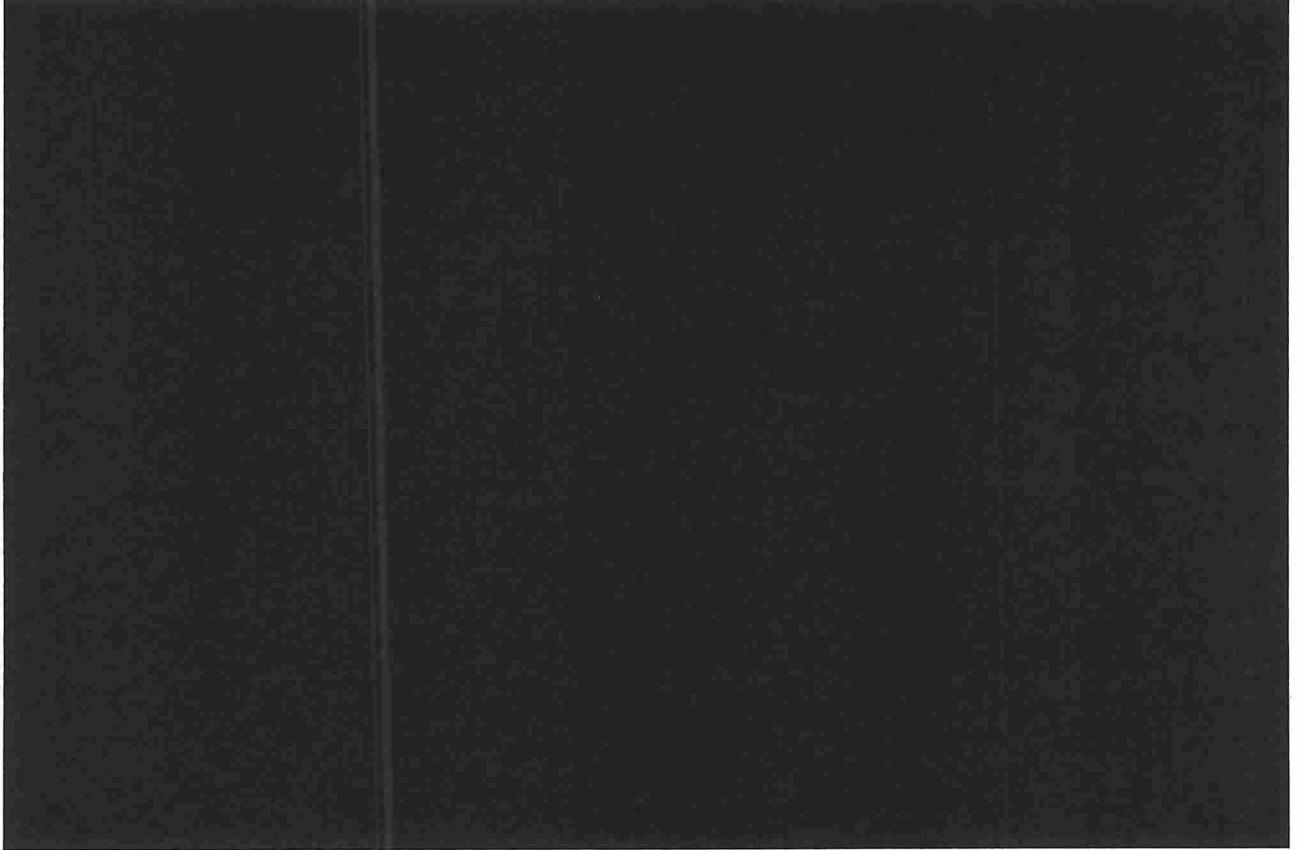
- (1) 裁判所書記官等試験委員会によるAX及びBXの第2次試験の合格者の決定後、年度ごとに定める日に、第1次試験の実施裁判所は、庁舎内の適宜の場所に、合格者の受験番号を記載した書面を掲示し、又は備え置くとともに、人事局長は、合格者の受験番号をウェブサイトに掲載する方法で発表する。
- (2) AX及びBXの第2次試験の合格者に対し、別紙様式第26の合格通知書兼第3次試験人物試験受験票を送付する。

11 AX及びBXの第3次試験の実施

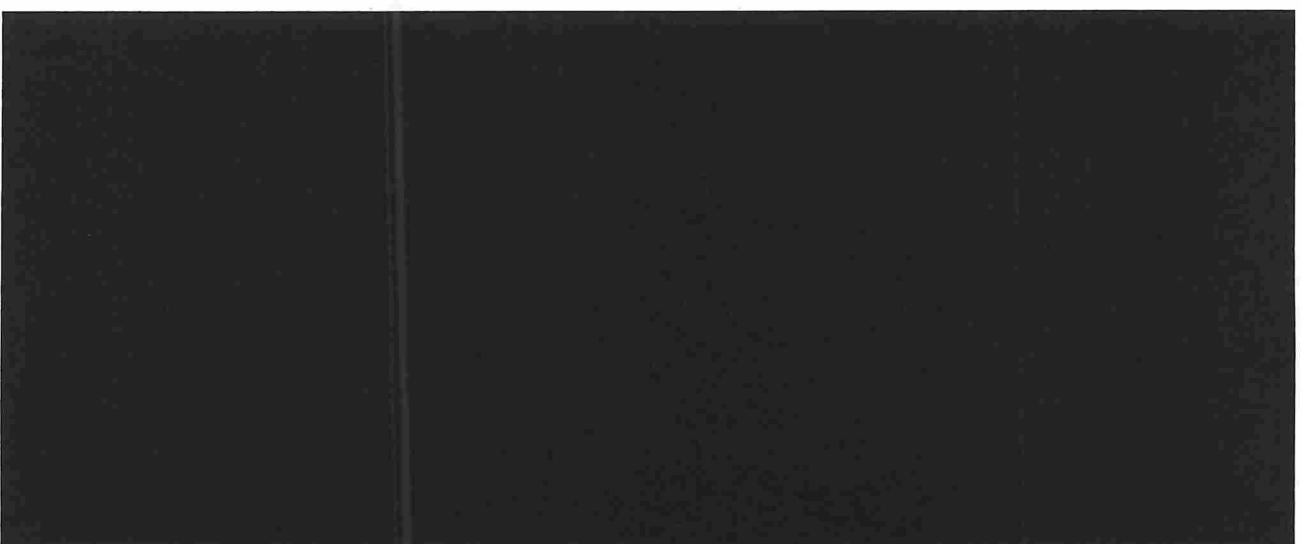
- (1) AX及びBXの第3次試験は、それぞれの採用試験の第2次試験の合格者に限り受験させることができる。
- (2) 試験場には、試験室、控室及び受付所を設ける。
- (3) 別紙第2のとおり、試験室を設営する。
- (4) 人物試験の施行

ア 集団討論





イ 個別面接

- (ア) 主任人物試験官及び人物試験官は、別紙第1のとおり、試験室を設営する。
- (イ) 主任人物試験官又は人物試験官は、受験者を1人ずつ試験室に入室させる。
- 

(キ) 当該試験室における人物試験の終了後、主任人物試験官及び人物試験官は、人物試験評定票（集団討論用）及び第3次試験人物試験評定票（個別面接用）を人事局長に提出する。

1.2 最終合格者の発表手続

- (1) 裁判所書記官等試験委員会又は家庭裁判所調査官試験委員会による各採用試験の最終合格者の決定後、年度ごとに定める日に、第1次試験の実施裁判所は、庁舎内の適宜の場所に、合格者の受験番号を記載した書面を掲示し、又は備え置くとともに、人事局長は、合格者の受験番号を、ウェブサイトに掲載する方法で発表する。
- (2) 最終合格者に対し、合格通知書（AX, BX, C及びDについては別紙様式第28, AY及びBYについては別紙様式第29）を送付する。

第9 身体に障害がある者に対する特別な措置

身体に障害（事故等による一過性の障害を含む。以下同じ。）がある者から特別な措置の申出があった場合、次のとおり取り扱う。

- 1 採用試験の公正、適切な実施が損なわれない限度において、合理的かつ社会通念上妥当であると認められる場合に限り、身体に障害がある者に対する特別な措置（以下「特別措置」という。）を行う。
- 2 試験管理者は、受験申込者から特別措置の申出があった場合には、当該受験申込者（以下「対象者」という。）から詳細を聴取する等して対応を検討する。
- 3 (1) 次に掲げる特別措置は、試験管理者の判断により行うこととし、試験管理者は、措置の内容等を決定したときは、速やかにその旨を、別紙様式第30の報告書により人事局長に報告する。

ア 各種障害共通

- (ア) 試験室の指定（階数、エレベーター利用が可能、受付所の近く、トイレ・障害者用トイレの近く、別室等）
- (イ) 着席位置の指定（入口近く、前列・後列、通路側・窓側等）
- (ウ) 試験場内の駐車（駐車場の確保等）
- (エ) 入退室の際の介助、優先的な入退室
- (オ) 答案用紙の様式の変更（マークシート式の答案用紙に替え、丸付け式答案用紙（AX, BX, AY, BY及びCの第1次試験基礎能力試験については別紙様式第31, AX, BX及びCの第1次試験専門試験については別紙様式第32, Dの第1次試験基礎能力試験については別紙様式第33）の使用等）

イ 視覚障害関係

- (ア) 照度の調整（照明器具、カーテン、ブラインド等）
- (イ) 机の指定（面積の広い机等）
- (ウ) 答案用紙の色の変更（黒色刷り記述式答案用紙（AY及びBYの第1次試験専門試験については別紙様式第34, 当該試験を除く試験については別紙様式第35）の使用等）
- (エ) 板書事項等のメモ出し
- (オ) 拡大鏡、電気スタンドの使用

ウ 聴覚障害関係

- (ア) 試験官発言事項等のメモ出し
 - (イ) 試験開始・終了時刻の合図（肩を軽く叩く等）
 - (ウ) 筆談による人物試験
 - (エ) 補聴器の使用
- ただし、試験官に対する対象者専用マイクの装着要請については、試験実施に支障が生じるため応じない。

エ 肢体障害関係

(ア) 机・椅子の指定（移動机、高さ・広さ・角度の調節等）

(イ) 専用の机・椅子の使用

(ウ) 車椅子での受験

(エ) 筆記のための補装具、文鎮等の使用

(オ) 休憩時間における家族等の介護

オ その他（内科・精神科系疾患等を含む）

(ア) 手袋・下敷きの使用（多汗症等）

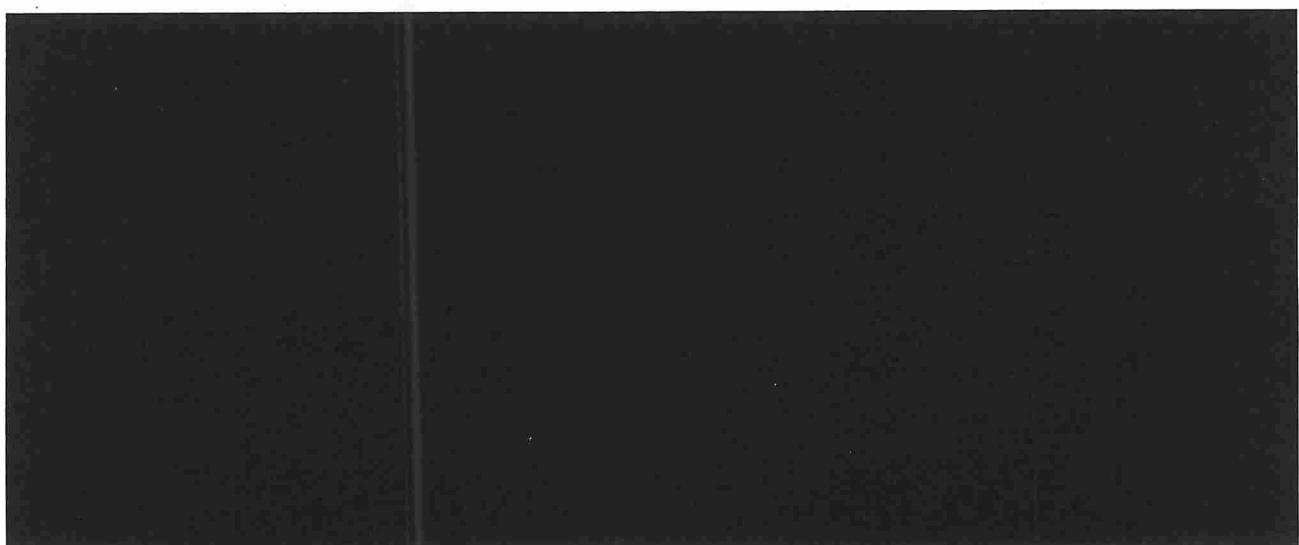
(イ) 座布団の使用（ヘルニア等による強い腰痛等）

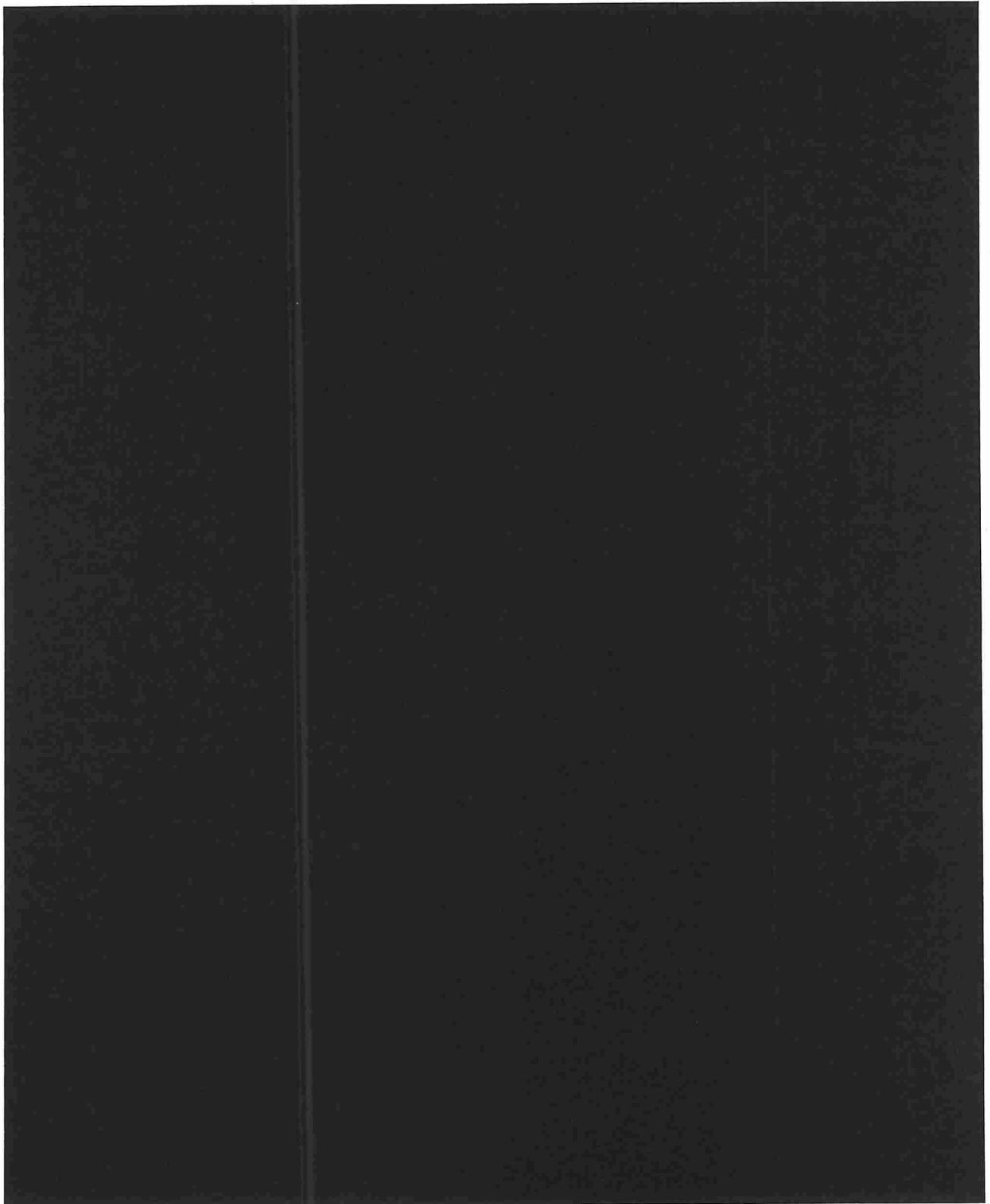
(ウ) 頓服薬及び水を机上に配置し、必要に応じて頓服すること

(2) 点字又は拡大文字による試験、試験時間の延長、パソコンを使用した答案作成等、(1)に掲げる措置に該当しない特別措置の申出があった場合及び特別措置を行うことについて疑義がある場合、実施裁判所は、別紙様式第30の協議書により人事局長と協議の上、措置の内容等を決定する。

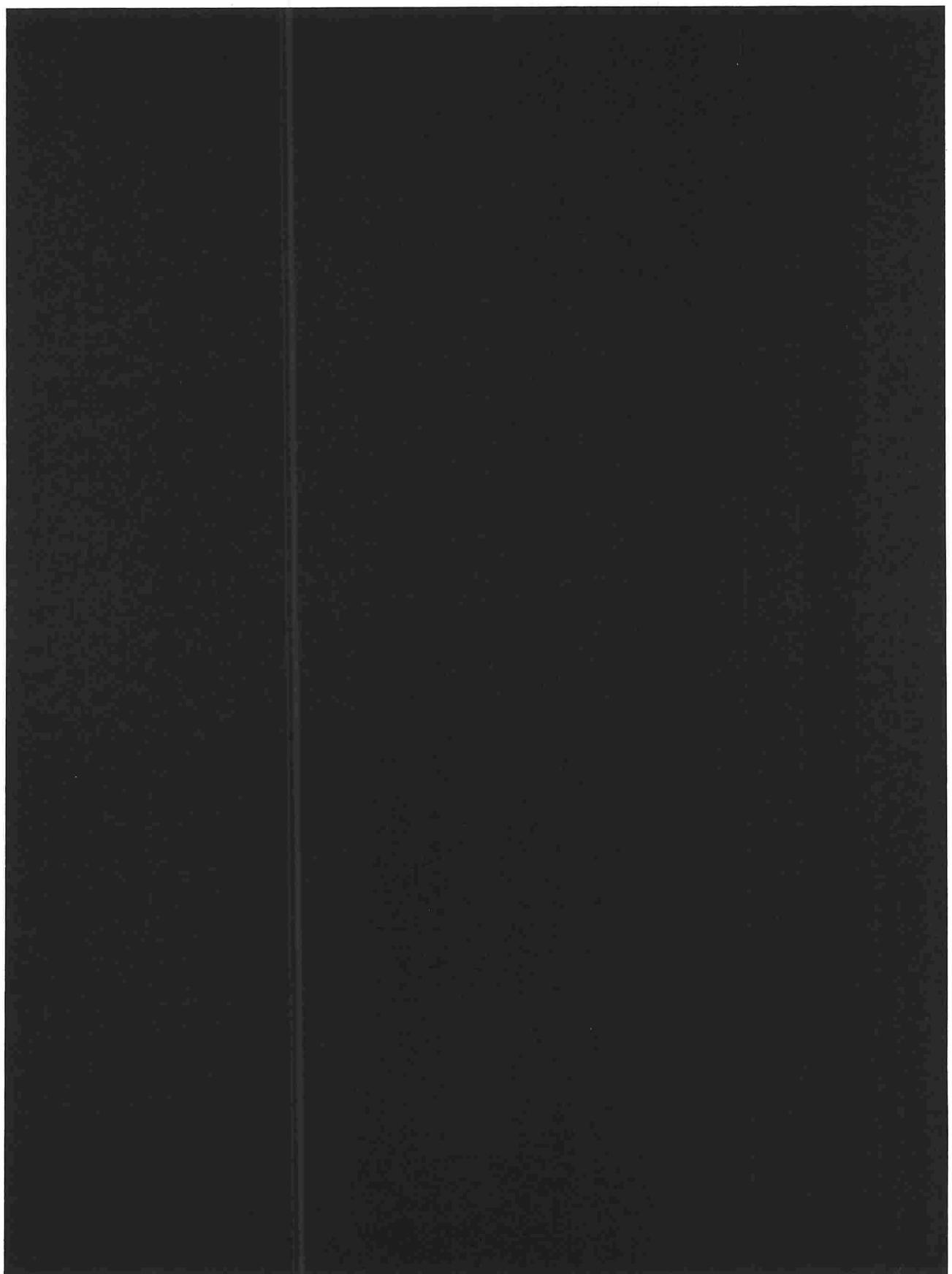
4(1) 試験管理者は、特別措置を行う際は、事前に、医師の診断書、身体障害者手帳等、障害等の内容・程度及び特別措置の必要性を疎明する資料の写しを対象者から提出させる。

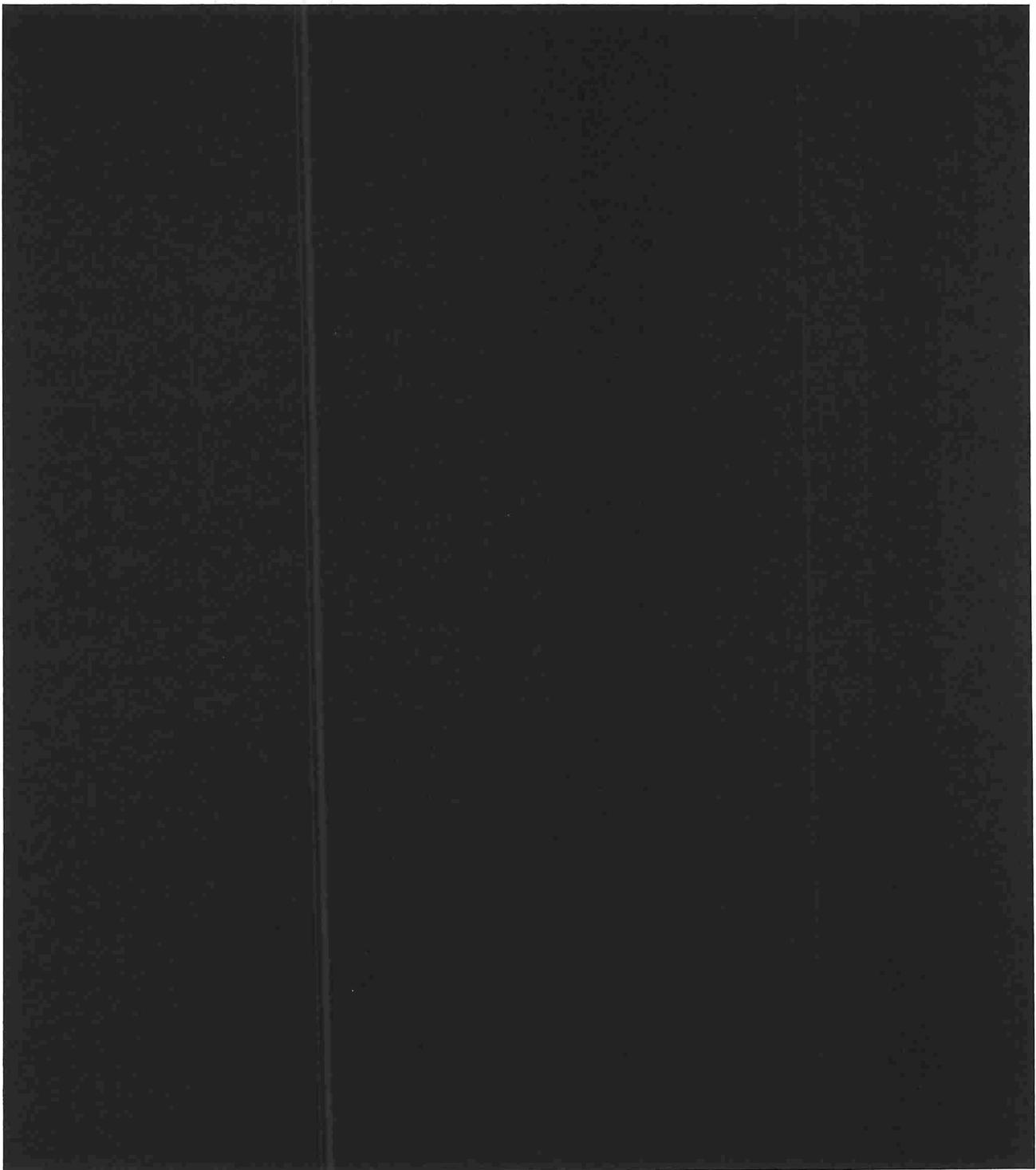
(2) パソコン等を使用した答案作成





第10 災害発生時の対応





第11 採用試験関係書類の廃棄

保存期間を満了した採用試験関係書類は、廃棄すべき書類であることを確認した上で、裁断、溶解等の方法により確実に廃棄する。

付 記

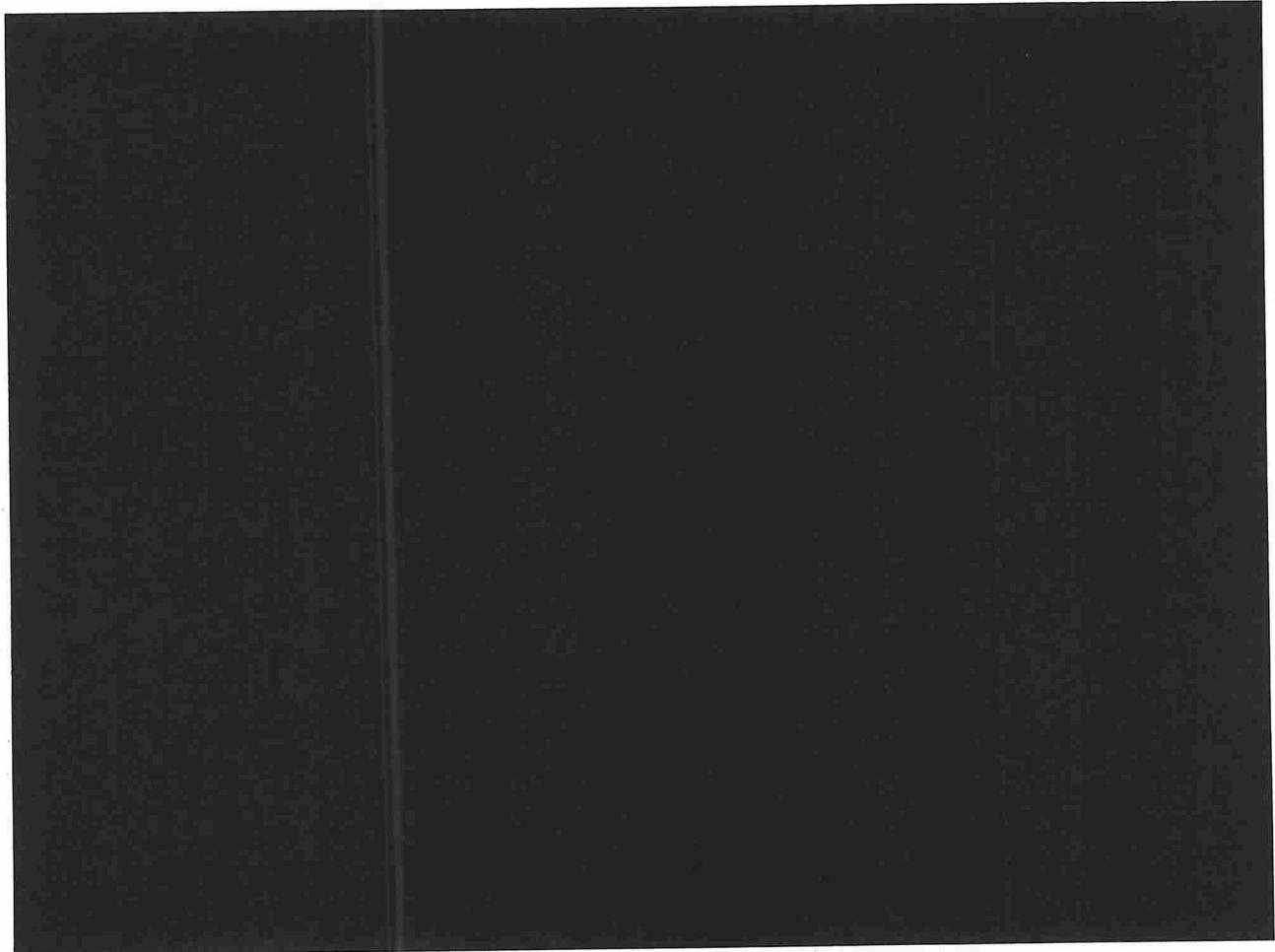
この要領は、平成29年2月25日から実施する。

付 記

この改正は、平成30年3月26日から実施する。

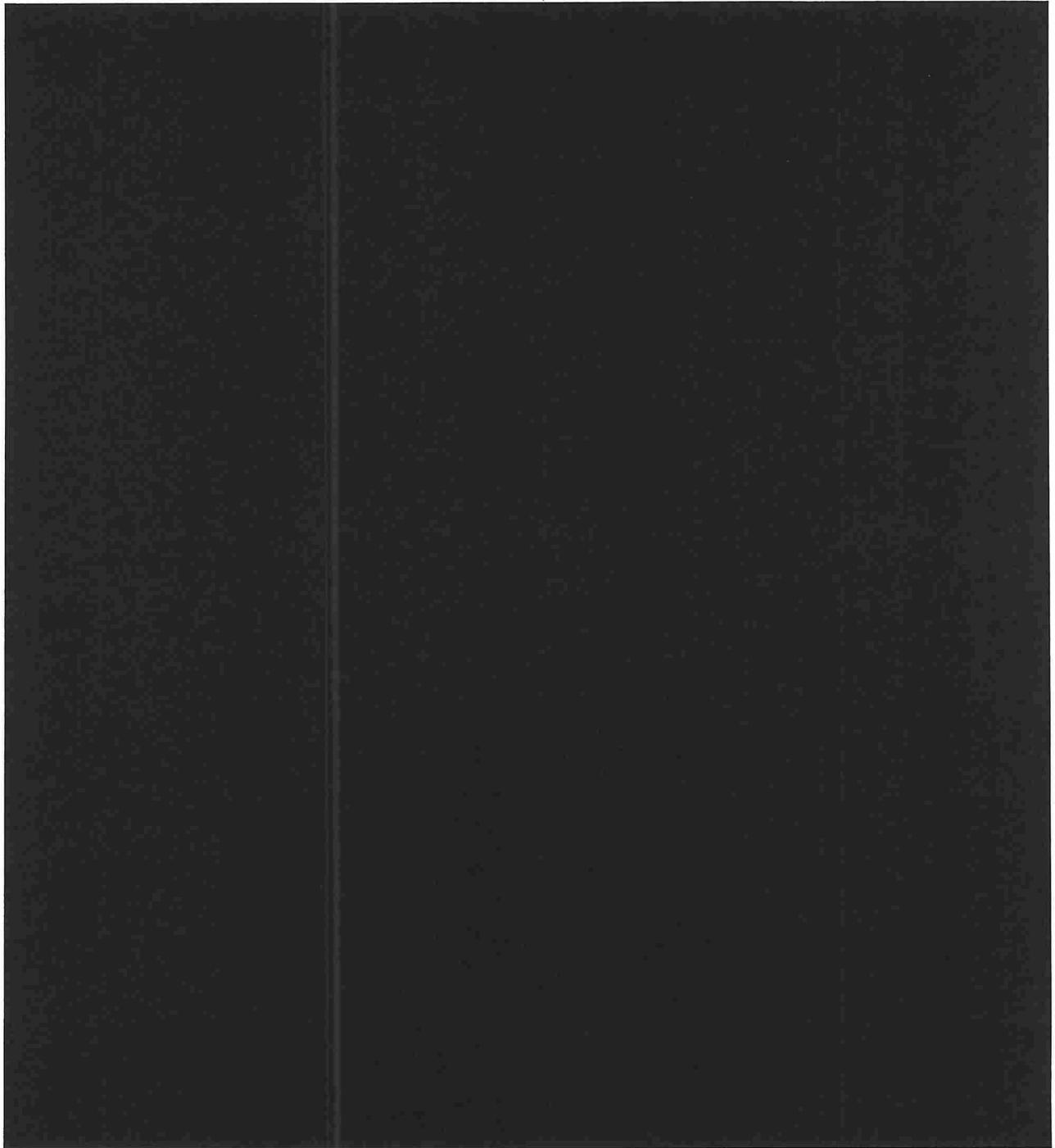
(別紙第1)

個別面接配置図



(別紙第2)

集団討論配置図



(別表第1)

採用試験の種類ごとの名称及び略称

採用試験の種類	名称	略称
規則第2条第2項第1号に規定する裁判所事務官を対象とし、院卒程度の者に対して行う総合職試験である採用試験	裁判所職員採用総合職試験 (裁判所事務官、院卒者区分)	A X
規則第2条第2項第1号に規定する裁判所事務官を対象とし、大卒程度の者に対して行う総合職試験である採用試験	裁判所職員採用総合職試験 (裁判所事務官、大卒程度区分)	B X
規則第2条第2項第3号に規定する家庭裁判所調査官補を対象とし、院卒程度の者に対して行う総合職試験である採用試験	裁判所職員採用総合職試験 (家庭裁判所調査官補、院卒者区分)	A Y
規則第2条第2項第3号に規定する家庭裁判所調査官補を対象とし、大卒程度の者に対して行う総合職試験である採用試験	裁判所職員採用総合職試験 (家庭裁判所調査官補、大卒程度区分)	B Y
規則第2条第2項第2号に規定する裁判所事務官を対象とし、大卒程度の者に対して行う一般職試験である採用試験	裁判所職員採用一般職試験 (裁判所事務官、大卒程度区分)	C
規則第2条第2項第2号に規定する裁判所事務官を対象とし、高卒程度の者に対して行う一般職試験である採用試験	裁判所職員採用一般職試験 (裁判所事務官、高卒者区分)	D
	裁判所職員採用一般職試験 (裁判所事務官、社会人区分)	E

(別表第2)

人規8—18別表第3の規定の準用

採用試験	受験資格
A X及びA Y	国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第1号
B X及びB Y	国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項（ロ(3)を除く。）
C	国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項
D	国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第1号
E	国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第2号

(別表第3)

下級裁判所が行う採用試験に関する事務

裁判所	採用試験に関する事務
高等裁判所	1 受験の申込みの受付及び受理に関する事務 2 試験地が管轄区域内にあるAX, BX, AY及びBYの第2次試験の人物試験の実施に関する事務
AX, BX及びCの第1次試験の試験地が管轄区域内にある地方裁判所	1 受験の申込みの受付及び受理に関する事務 2 試験地が管轄区域内にあるAX, BX, C及びDの第1次試験及び第2次試験（AX及びBXの人物試験を除く。）の実施に関する事務
AX, BX及びCの第1次試験の試験地が管轄区域内にない地方裁判所	1 受験の申込みの受付及び受理に関する事務 2 試験地が管轄区域内にあるDの第1次試験及び第2次試験の実施に関する事務
AY及びBYの第1次試験の試験地が管轄区域内にある家庭裁判所	1 受験の申込みの受付及び受理に関する事務 2 試験地が管轄区域内にあるAY及びBYの第1次試験及び第2次試験（人物試験を除く。）の実施に関する事務
AY及びBYの第1次試験の試験地が管轄区域内にない家庭裁判所	受験の申込みの受付及び受理に関する事務

(別表第4)

AXの試験種目、出題分野、試験問題の出題数及び解答時間

試験	試験種目	出題分野及び出題数	解答時間
第 1 次 試 験	基礎能力試験 (多肢選択式)	知能及び一般的知識について、知能分野27題及び知識分野3題	2時間25分
	専門試験 (多肢選択式)	専門的知識等について、憲法7題、民法13題及び受験者が選択する刑法又は経済理論10題	1時間30分
第 2 次 試 験	専門試験 (記述式)	専門的知識等について、憲法1題、民法1題、刑法1題及び受験者が選択する民事訴訟法又は刑事訴訟法1題	憲法につき1時間、民法及び刑法につき合計2時間並びに民事訴訟法又は刑事訴訟法につき1時間
	政策論文試験 (記述式)	組織運営上の課題を理解し、解決策を企画立案する能力等について、1題	1時間30分
	人物試験	Cの採用者に求められる適格性の有無及びその程度を判定するために行う人柄、資質、能力等についての個別面接	
	人物試験	AXの採用者に求められる適格性の有無及びその程度を判定するために行う人柄、資質、能力等についての集団討論及び個別面接	

(別表第5)

BXの試験種目、出題分野、試験問題の出題数及び解答時間

試験	試験種目	出題分野及び出題数	解答時間
第 1 次 試 験	基礎能力試験 (多肢選択式)	知能及び一般的知識について、知能分野27題及び知識分野13題	3時間
	専門試験 (多肢選択式)	専門的知識等について、憲法7題、民法13題及び受験者が選択する刑法又は経済理論10題	1時間30分
第 2 次 試 験	専門試験 (記述式)	専門的知識等について、憲法1題、民法1題及び刑法1題	憲法につき1時間並びに民法及び刑法につき合計2時間
	政策論文試験 (記述式)	組織運営上の課題を理解し、解決策を企画立案する能力等について、1題	1時間30分
	人物試験	Cの採用者に求められる適格性の有無及びその程度を判定するために行う人柄、資質、能力等についての個別面接	
第 3 次 試 験	人物試験	BXの採用者に求められる適格性の有無及びその程度を判定するために行う人柄、資質、能力等についての集団討論及び個別面接	

(別表第6)

AYの試験種目、出題分野、試験問題の出題数及び解答時間

試験	試験種目	出題分野及び出題数	解答時間
第 1 次 試 験	基礎能力試験 (多肢選択式)	知能及び一般的知識について、知能分野27題及び知識分野3題	2時間25分
	専門試験 (記述式)	専門的知識等について、心理学概論1題、臨床心理学1題、社会心理学1題、社会学概論1題、現代社会論1題、社会調査法1題、社会福祉学概論1題、社会福祉援助技術1題、地域福祉論1題、教育学概論1題、教育心理学1題、教育社会学1題、憲法1題、民法1題及び刑法1題のうち、受験者が選択する3題。ただし、少なくとも憲法、民法及び刑法を除いた分野から1題は選択させる。解答字数は1題につき400字以内とする。	1時間30分
第 2 次 試 験	専門試験 (記述式)	専門的知識等について、臨床心理学1題、発達心理学1題、社会心理学1題、家族社会学1題、社会病理学1題、社会福祉援助技術1題、児童福祉論1題、高齢者福祉論1題、教育方法学1題、教育心理学1題、教育社会学1題、民法2題及び刑法2題のうち、受験者が選択する2題。ただし、児童福祉	2時間

	論 1 題及び高齢者福祉論 1 題で 2 題, 民法 2 題又は刑法 2 題を選択させては ならない。	
政策論文試験 (記述式)	組織運営上の課題を理解し、解決策を 企画立案する能力等について、1題	1時間30分
人物試験	AYの採用者に求められる適格性の有 無及びその程度を判定するために行う 人柄、資質、能力等についての集団討 論及び個別面接	

(別表第7)

B Yの試験種目、出題分野、試験問題の出題数及び解答時間

試験	試験種目	出題分野及び出題数	解答時間
第 1 次 試 験	基礎能力試験 (多肢選択式)	知能及び一般的知識について、知能分野27題及び知識分野13題	3時間
	専門試験 (記述式)	専門的知識等について、心理学概論1題、臨床心理学1題、社会心理学1題、社会学概論1題、現代社会論1題、社会調査法1題、社会福祉学概論1題、社会福祉援助技術1題、地域福祉論1題、教育学概論1題、教育心理学1題、教育社会学1題、憲法1題、民法1題及び刑法1題のうち、受験者が選択する3題。ただし、少なくとも憲法、民法及び刑法を除いた分野から1題は選択させる。解答字数は1題につき一律400字以内とする。	1時間30分
第 2 次 試 験	専門試験 (記述式)	専門的知識等について、臨床心理学1題、発達心理学1題、社会心理学1題、家族社会学1題、社会病理学1題、社会福祉援助技術1題、児童福祉論1題、高齢者福祉論1題、教育方法学1題、教育心理学1題、教育社会学1題、民法2題及び刑法2題のうち、受験者が選択する2題。ただし、児童福祉	2時間

	論 1 題及び高齢者福祉論 1 題で 2 題、 民法 2 題又は刑法 2 題を選択させては ならない。	
政策論文試験 (記述式)	組織運営上の課題を理解し、解決策を 企画立案する能力等について、1題	1時間30分
人物試験	BYの採用者に求められる適格性の有 無及びその程度を判定するために行う 人柄、資質、能力等についての集団討 論及び個別面接	

(別表第8)

Cの試験種目、出題分野、試験問題の出題数及び解答時間

試験	試験種目	出題数	解答時間
第 1 次 試 験	基礎能力試験 (多肢選択式)	知能及び一般的知識について、知能分野 27 題及び知識分野 13 題	3 時間
	専門試験 (多肢選択式)	専門的知識等について、憲法 7 題、民法 13 題及び受験者が選択する刑法又は経済理論 10 題	1 時間 30 分
第 2 次 試 験	論文試験 (小論文)	文章による表現力、課題に対する理解力等について、1 題	1 時間
	専門試験 (記述式)	専門的知識等について、憲法 1 題	1 時間
	人物試験	Cの採用者に求められる適格性の有無及びその程度を判定するために行う人柄、資質、能力等についての個別面接	

(別表第9)

Dの試験種目、出題分野、試験問題の出題数及び解答時間

試験	試験種目	出題分野及び出題数	解答時間
第 1 次 試 験	基礎能力試験 (多肢選択式)	知能及び一般的知識について、知能分野24題及び知識分野21題	1時間40分
	作文試験 (記述式)	文章による表現力、課題に対する理解力等について、1題	50分
第 2 次 試 験	人物試験	Dの採用者に求められる適格性の有無及びその程度を判定するために行う人柄、資質、能力等についての個別面接	

(別表第10)

A X (Cの特例受験者を除く。) の第1次試験及び第2次試験の専門試験（憲法）

試験種目	時刻	事項
1 時 限 第1次試験の基礎能 力試験 (多肢選択式)	午前8時50分	受験者の着席、試験官の入室及 び試験に関する注意の告知
	午前9時00分	試験問題等の配布
	午前9時10分	試験開始
	午前11時35分	試験終了
2 時 限 第1次試験の専門試 験 (多肢選択式)	午後1時10分	受験者の着席、試験官の入室及 び試験に関する注意の告知
	午後1時15分	試験問題等の配布
	午後1時25分	試験開始
	午後2時55分	試験終了
3 時 限 第2次試験の専門試 験 (記述式、憲法)	午後3時15分	受験者の着席、試験官の入室及 び試験に関する注意の告知
	午後3時20分	試験問題等の配布
	午後3時30分	試験開始
	午後4時30分	試験終了

(別表第11)

A X (Cの特例受験者), B X (Cの特例受験者) 及びCの第1次試験並びに第2次試験の専門試験(憲法)及び論文試験

	試験種目	時刻	事項
1 時 限	第1次試験の基礎能 力試験 (多肢選択式)	午前8時50分	受験者の着席, 試験官の入室及 び試験に関する注意の告知
		午前9時00分	試験問題等の配布
		午前9時10分	試験開始
		午後0時10分	試験終了
2 時 限	第1次試験の専門試 験 (多肢選択式)	午後1時10分	受験者の着席, 試験官の入室及 び試験に関する注意の告知
		午後1時15分	試験問題等の配布
		午後1時25分	試験開始
		午後2時55分	試験終了
3 時 限	第2次試験の専門試 験 (記述式, 憲法)	午後3時15分	受験者の着席, 試験官の入室及 び試験に関する注意の告知
		午後3時20分	試験問題等の配布
		午後3時30分	試験開始
		午後4時30分	試験終了
4 時 限	第2次試験の論文試 験 (小論文)	午後4時50分	受験者の着席, 試験官の入室及 び試験に関する注意の告知
		午後4時55分	試験問題等の配布
		午後5時5分	試験開始
		午後6時5分	試験終了

(別表第12)

B X (Cの特例受験者を除く。) の第1次試験及び第2次試験の専門試験（憲法）

	試験種目	時刻	事項
1 時 限	第1次試験の基礎能 力試験 (多肢選択式)	午前8時50分	受験者の着席、試験官の入室及 び試験に関する注意の告知
		午前9時00分	試験問題等の配布
		午前9時10分	試験開始
		午後0時10分	試験終了
2 時 限	第1次試験の専門試 験 (多肢選択式)	午後1時10分	受験者の着席、試験官の入室及 び試験に関する注意の告知
		午後1時15分	試験問題等の配布
		午後1時25分	試験開始
		午後2時55分	試験終了
3 時 限	第2次試験の専門試 験 (記述式、憲法)	午後3時15分	受験者の着席、試験官の入室及 び試験に関する注意の告知
		午後3時20分	試験問題等の配布
		午後3時30分	試験開始
		午後4時30分	試験終了

(別表第13)

AYの第1次試験

	試験種目	時刻	事項
1 時 限	第1次試験の基礎能 力試験 (多肢選択式)	午前8時50分	受験者の着席、試験官の入室及 び試験に関する注意の告知
		午前9時00分	試験問題等の配布
		午前9時10分	試験開始
		午前11時35分	試験終了
2 時 限	第1次試験の専門試 験 (記述式)	午後1時10分	受験者の着席、試験官の入室及 び試験に関する注意の告知
		午後1時15分	試験問題等の配布
		午後1時25分	試験開始
		午後2時55分	試験終了

(別表第14)

BYの第1次試験

	試験種目	時刻	事項
1 時 限	第1次試験の基礎能 力試験 (多肢選択式)	午前8時50分	受験者の着席、試験官の入室及 び試験に関する注意の告知
		午前9時00分	試験問題等の配布
		午前9時10分	試験開始
		午後0時10分	試験終了
2 時 限	第1次試験の専門試 験 (記述式)	午後1時10分	受験者の着席、試験官の入室及 び試験に関する注意の告知
		午後1時15分	試験問題等の配布
		午後1時25分	試験開始
		午後2時55分	試験終了

(別表第15)

Dの第1次試験

	試験種目	時刻	事項
1 時 限	第1次試験の基礎能 力試験 (多肢選択式)	午後0時50分	受験者の着席、試験官の入室及 び試験に関する注意の告知
		午後1時00分	試験問題等の配布
		午後1時10分	試験開始
		午後2時50分	試験終了
2 時 限	第1次試験の作文試 験 (記述式)	午後3時10分	受験者の着席、試験官の入室及 び試験に関する注意の告知
		午後3時15分	試験問題等の配布
		午後3時25分	試験開始
		午後4時15分	試験終了

(別表第16)

A Xの第2次試験の政策論文試験及び専門試験（憲法を除く。）

	試験種目	時刻	事項
1 時 限	政策論文試験 (記述式)	午前9時40分	受験者の着席、試験官の入室及び試験に関する注意の告知
		午前9時50分	試験問題等の配布
		午前10時00分	試験開始
		午前11時30分	試験終了
2 時 限	専門試験 (記述式、民法及び 刑法)	午後0時30分	受験者の着席、試験官の入室及び試験に関する注意の告知
		午後0時35分	試験問題等の配布
		午後0時45分	試験開始
		午後2時45分	試験終了
3 時 限	専門試験 (記述式、民事訴訟 法又は刑事訴訟法)	午後3時10分	受験者の着席、試験官の入室及び試験に関する注意の告知
		午後3時15分	試験問題等の配布
		午後3時25分	試験開始
		午後4時25分	試験終了

(別表第17)

B X の第2次試験の政策論文試験及び専門試験（憲法を除く。）

	試験種目	時刻	事項
1 時 限	政策論文試験 (記述式)	午前9時40分	受験者の着席、試験官の入室及び試験に関する注意の告知
		午前9時50分	試験問題等の配布
		午前10時00分	試験開始
		午前11時30分	試験終了
2 時 限	専門試験 (記述式、民法及び 刑法)	午後0時30分	受験者の着席、試験官の入室及び試験に関する注意の告知
		午後0時35分	試験問題等の配布
		午後0時45分	試験開始
		午後2時45分	試験終了

(別表第18)

A Y及びB Yの第2次試験の政策論文試験及び専門試験

	試験種目	時刻	事項
1 時 限	政策論文試験 (記述式)	午前9時40分	受験者の着席、試験官の入室及び試験に関する注意の告知
		午前9時50分	試験問題等の配布
		午前10時00分	試験開始
		午前11時30分	試験終了
2 時 限	専門試験 (記述式)	午後0時30分	受験者の着席、試験官の入室及び試験に関する注意の告知
		午後0時35分	試験問題等の配布
		午後0時45分	試験開始
		午後2時45分	試験終了

(別表第19)

A X 及び B X の第2次試験の人物試験の試験地

受験者の区分	試験地
東京高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	東京都
大阪高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	大阪市
名古屋高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	名古屋市
広島高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	広島市
福岡高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	福岡市
仙台高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	仙台市
札幌高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	札幌市
高松高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	高松市

(別表第20)

A Y及びB Yの第2次試験の人物試験の試験地

第1次試験地	試験地
東京都, 横浜市, さいたま市, 千葉市, 前橋市, 静岡市, 甲府市, 新潟市	東京都
大阪市, 京都市, 神戸市	大阪市
名古屋市, 津市, 金沢市, 富山市	名古屋市
広島市, 山口市, 岡山市, 鳥取市, 松江市	広島市
福岡市, 長崎市, 大分市, 熊本市, 鹿児島市, 宮 崎市, 那覇市	福岡市
仙台市, 福島市, 盛岡市, 青森市	仙台市
札幌市, 函館市, 釧路市	札幌市
高松市, 高知市, 松山市	高松市

(別表第21)

Cの第2次試験の人物試験の試験地

受験者の区分	試験地
東京高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	東京都, 横浜市, さいたま市, 千葉市, 前橋市, 静岡市, 甲府市, 新潟市
大阪高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	大阪市, 京都市, 神戸市
名古屋高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	名古屋市, 津市, 金沢市, 富山市
広島高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	広島市, 山口市, 岡山市, 鳥取市, 松江市
福岡高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	福岡市, 長崎市, 大分市, 熊本市, 鹿児島市, 宮崎市, 那覇市
仙台高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	仙台市, 福島市, 盛岡市, 青森市
札幌高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	札幌市, 函館市, 釧路市
高松高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	高松市, 高知市, 松山市

(別表第22)

Dの第2次試験の試験地

受験者の区分	試験地
東京高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	東京都, 横浜市, さいたま市, 千葉市, 水戸市, 宇都宮市, 前橋市, 静岡市, 甲府市, 長野市, 新潟市
大阪高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	大阪市, 京都市, 神戸市, 奈良市, 大津市, 和歌山市
名古屋高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	名古屋市, 津市, 岐阜市, 福井市, 金沢市, 富山市
広島高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	広島市, 山口市, 岡山市, 鳥取市, 松江市
福岡高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	福岡市, 佐賀市, 長崎市, 大分市, 熊本市, 鹿児島市, 宮崎市, 那覇市
仙台高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	仙台市, 福島市, 山形市, 盛岡市, 秋田市, 青森市
札幌高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	札幌市, 函館市, 旭川市, 鈎路市
高松高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	高松市, 徳島市, 高知市, 松山市

年度 裁判所職員採用試験受験申込書

私は、次のとおり裁判所職員採用試験を受験したいので、申し込みます。

私は、日本国籍を有しております、国家公務員法第38条各号の規定のいずれにも該当しておりません。

また、この申込書の記載事項は事実に相違ありません。

※受付日

申込書作成日	第1次試験地		(ふりがな) 氏名(自筆)姓	名	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
年 月 日					
受験する試験の種類	裁判所事務官 希望する勤務地を管轄する高等裁判所〔 〕			生年月日 年 月 日 (歳)	
	<input type="checkbox"/> 総合職試験(裁判所事務官、院卒者区分) 特例希望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 一般職の人物試験地 <small>(特例「有」の方のみ、記入してください。)</small> []			現住所(同居先・マンション名まで正確に記入してください。)・連絡先 〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> 都・道・府・県	
	<input type="checkbox"/> 総合職試験(裁判所事務官、大卒程度区分) 特例希望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 一般職の人物試験地 <small>(特例「有」の方のみ、記入してください。)</small> []			[同居先 方]	
	<input type="checkbox"/> 一般職試験(裁判所事務官、大卒程度区分) 人物試験地 []			自宅電話 () 本人携帯 ()	
	家庭裁判所調査官補 <input type="checkbox"/> 総合職試験(家庭裁判所調査官補、院卒者区分) <input type="checkbox"/> 総合職試験(家庭裁判所調査官補、大卒程度区分)			上記以外の連絡先 (氏名) (続柄) 電話番号 ()	
学歴	現在(最終)学校名	()		<input type="checkbox"/> 年卒業(修了) <input type="checkbox"/> 年3月卒業(修了)見込み <input type="checkbox"/> 学年在学	
障害等による特別な措置の希望 <input type="checkbox"/> 有					

(注) 「学歴」欄中の()部分は、「大学院(法科)」等の区分を例示する。

(別紙様式第2)

年度 裁判所職員採用一般職試験(裁判所事務官, 高卒者区分)受験申込書

私は、次のとおり裁判所職員採用一般職試験(裁判所事務官, 高卒者区分)を受験したいので、申し込みます。

私は、日本国籍を有しております、国家公務員法第38条各号の規定のいずれにも該当しておりません。

また、この申込書の記載事項は事実に相違ありません。

※受付日

申込書作成日 年 月 日	第1次試験地	第2次試験地	希望する勤務地を管轄する高等裁判所
(ふりがな) 氏名(自筆)姓 名		生年月日 年 月 日	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
現住所(同居先・マンション名まで正確に記入してください。)・連絡先 〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> 都・道・府・県	自宅電話 () 本人携帯 ()	上記以外の連絡先 (氏名) (続柄) (電話番号)	
〔同居先 方〕	学校名, 学科・課程, コース名	区分	<input type="checkbox"/> 年 月卒業(修了) <input type="checkbox"/> 年3月卒業(修了) 見込み
受験資格となる学歴	高等学校卒業程度認定試験の合格者 学校名, 学科・課程, コース名	合格年月日 年 月 日 証書番号 第 号 区分	<input type="checkbox"/> 年 月卒業(修了) <input type="checkbox"/> 年3月卒業(修了) 見込み □ 第 学年在学
最終学歴	<input type="checkbox"/> 受験資格となる学歴と同じ		
障害等による特別な措置の希望 <input type="checkbox"/> 有			

(注) 「受験資格となる学歴」欄及び「最終学歴」欄の「区分」欄については、「高等学校・中等教育学校」等の区分を例示する。

「 」申込受付名簿

(庁名) _____ 裁判所

氏名	受理	超過郵券	補正中	部内受験	備考

(注)

- 1 採用試験の種類ごとに作成する。
- 2 「 」には、当該年度の採用試験の略称を記入する。
- 3 受験の申込みを受理していない申込者も記入することとし、その場合は、「受理」欄に×を、「備考」欄にその理由を簡潔に記入する。
- 4 受験申込書に第1次試験受験票を送付するために必要な金額を超える額面の郵券を貼付した申込者については、「超過郵券」欄に郵券の額面を記入する。
- 5 受験申込書に不備があり、受付裁判所において補正中の申込者については、「補正中」欄に○を記入する。
- 6 申込者が裁判所職員である場合、「部内受験」欄に所属庁を記入する。
また、その職員に任期の定めがある場合、「備考」欄に任期を記入する。

(別紙様式第4)

文 書 番 号

年 月 日

殿

〇〇〇〇裁判所〇〇〇 ○ ○ ○

あなたは、 年度裁判所職員採用（ ）の受験の申込みをされました
が、下記の事由により申込みは却下されました。

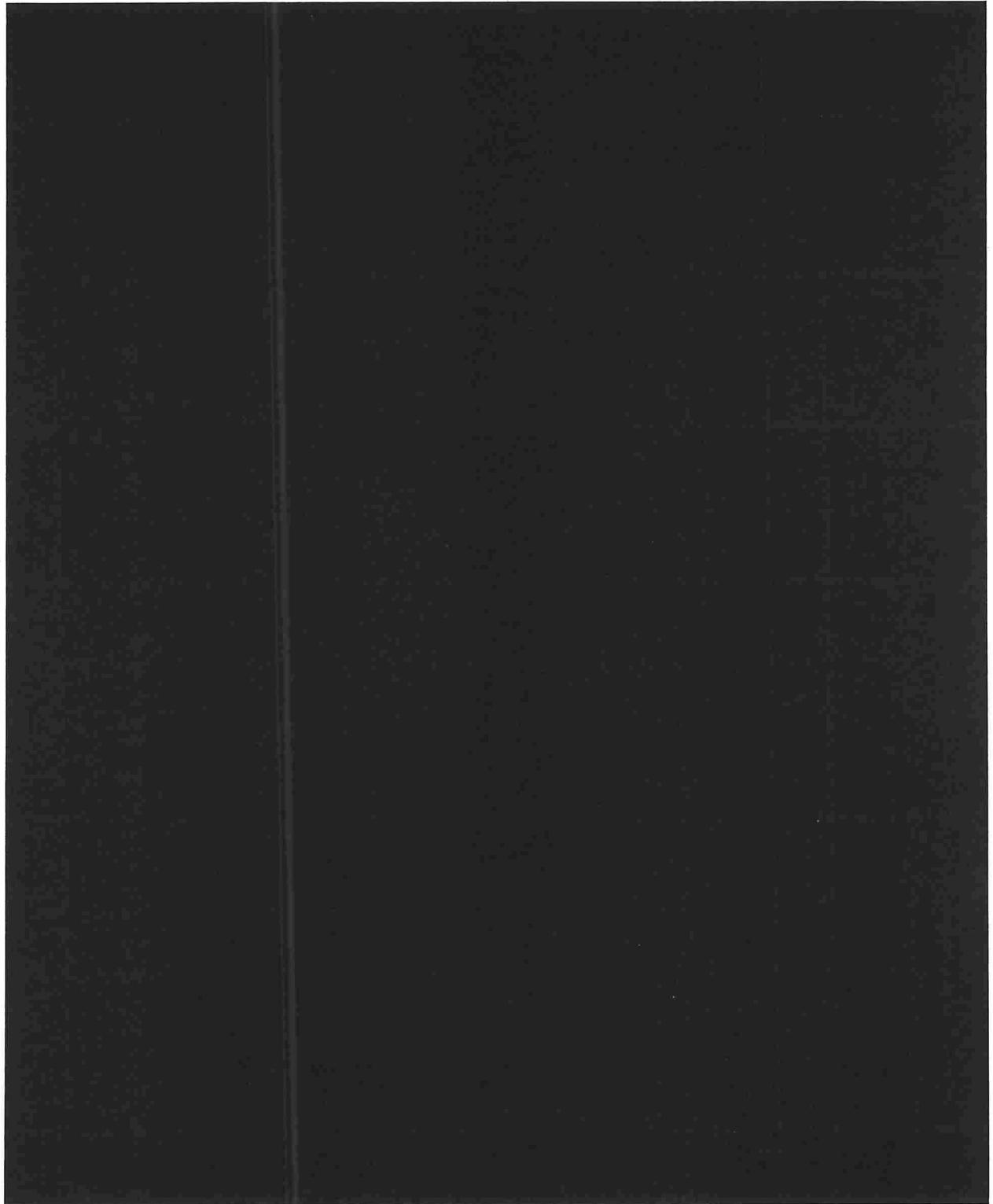
記

- 1 受験資格なし
- 2 申込期間徒過
- 3 その他

(注)

- 1 発信者名は、受付裁判所の長の官職及び氏名を記入する。ただし、最高裁判所に受験の申込みが行われたものについては、人事局長を発信者とする。
- 2 試験名中の（ ）の部分には、「総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）」、「総合職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）」、「総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分）」、「総合職試験（家庭裁判所調査官補、大卒程度区分）」、「一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）」又は「一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）」と記入する。
- 3 却下事由が「その他」の場合は、その事由を簡潔に記載する。
- 4 郵送申込者については、受験申込書を返送する。

(別紙様式第5)



(別紙様式第6)

受験者の皆さんへ

(この書面は試験開始前に熟読し、第2次試験まで大切に保管してください。)

最高裁判所

1 試験室入口の表示

各試験室入口に表示された受験番号には、総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）はAX、総合職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）はBX、一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）はCXの記号が付してありますので、試験室を間違えないように注意してください。

なお、試験室に入室後は、机の上に表示してある受験番号と受験票に記載された受験番号が一致しているかどうかを確認した上で着席してください。

2 時間割

着席時刻	試験時間	試験種目
午前8時50分	午前9時10分～午後0時10分 【総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）の受験者で特例を希望していない方は、午前11時35分まで】	〈第1次試験〉基礎能力試験（多肢選択式）
午後1時10分	午後1時25分～午後2時55分	〈第1次試験〉専門試験（多肢選択式）
午後3時15分	午後3時30分～午後4時30分	〈第2次試験〉専門試験（記述式・憲法）
午後4時50分	午後5時05分～午後6時05分	〈第2次試験〉論文試験（小論文） 【総合職試験（裁判所事務官）の受験者については、特例を希望している方のみ。】

3 受験に当たっての注意

- (1) 受験票は、写真の貼つてある面を表にして係員が見やすいように机の上に置いてください。
受験票は、基礎能力試験開始30分後までに回収します。
- (2) 欠席、棄権又は不正行為をすると、既に受験した試験種目も無効となり、以後の試験は受けられません。
- (3) 携帯電話等の通信機器を持っている人は、試験官の指示に従い、電源を切って、かばん等の中にしまってください。試験時間中に無断でかばん等から通信機器を取り出したり、衣類のポケット等に通信機器を携帯していた場合は、使用的有無にかかわらず不正行為とみなします。
- (4) 午前の試験終了後は、外出しても差し支えありませんが、午後の試験に遅刻しないよう注意してください。試験開始の時刻に遅れた人は、受験できません。

4 住所等変更の届出

- (1) 受験申込みの時から住所、氏名等に変更のあった人は、受験票の写真の下の余白に変更後の内容を赤のペン又はボールペンで記入してください。
- (2) 本日以降、住所、氏名等に変更があった場合は、所定の届出書（裁判所ウェブサイト内の「裁判所職員採用試験」(<http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html>)に掲載します。)に必要事項を記入し、直ちに最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係まで郵送してください。

5 第1次試験の合格者発表

試験の種類	第1次試験合格者発表日時	発表場所
総合職試験（裁判所事務官）	●月●日（●）午前10時00分	全国のこの試験の申込先となっている地方裁判所
一般職試験 (裁判所事務官、大卒程度区分)		

上記日時に合格者の受験番号を全国のこの試験の申込先となっている地方裁判所において発表します。また、裁判所ウェブサイト内の「裁判所職員採用試験」(<http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html>)においても発表します（発表直後はアクセスが集中し、つながりにくくなることがあります。その場合は、しばらく時間をおいてから再度アクセスしてください。）。

いずれも受験番号以外は発表しませんので、受験票（控）を紛失することのないように注意してください。

なお、電話による合否の問合せには一切応じられません。

6 第1次試験の合格通知書等の送付

(1) 総合職試験（裁判所事務官）合格者

合格者には、合格通知書（第2次試験筆記試験受験票）と第2次試験人物試験受験票（面接関係書類）を別々の郵便で送付します（不合格者に対しては、不合格の通知はしません。）。

合格しているにもかかわらず、これらの郵便が★月★日（★）までに到着しない場合には、最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係（電話03-3264-5758（午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く。）））に問い合わせてください。

【面接カード及び勤務希望地等調査票について】

第2次試験人物試験受験票とともに送付する面接カード及び勤務希望地等調査票は、手書きで記入の上、■月■日（■）必着で、簡易書留郵便にて、第2次試験人物試験受験票で指定する高等裁判所に提出してください。

●月●日（●）午前10時00分から約1週間、裁判所ウェブサイト内の「裁判所職員採用試験」(<http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html>)に面接カード及び勤務希望地等調査票の見本を掲載しますので、必要に応じて参照してください。

(2) 一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）合格者

合格者には、合格通知書（第2次試験人物試験受験票及び面接関係書類）を郵便で送付します（不合格者に対しては、不合格の通知はしません。）。

合格しているにもかかわらず、この郵便が★月★日（★）までに到着しない場合には、最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係（電話03-3264-5758（午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く。）））に問い合わせてください。

【面接カード及び勤務希望地等調査票について】

第2次試験人物試験受験票とともに送付する面接カード及び勤務希望地等調査票は、手書きで記入の上、■月■日（■）必着で、簡易書留郵便にて、第2次試験人物試験受験票で指定する地方裁判所に提出してください。

●月●日（●）午前10時00分から約1週間、裁判所ウェブサイト内の「裁判所職員採用試験」(<http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html>)に面接カード及び勤務希望地等調査票の見本を掲載しますので、必要に応じて参照してください。

7 その他

第1次試験の基礎能力試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式）の正答番号は、約10日後に裁判所ウェブサイト内の「裁判所職員採用試験」(<http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html>)に掲載します。

(注)

- 1 ●月●日（●）には、第1次試験合格者発表日を記入する。
- 2 ★月★日（★）には、第1次試験合格者発表日の翌々日を記入する。
- 3 ■月■日（■）には、面接カード等の送付期限日を記入する。
- 4 この書面は、両面印刷して配布しても差し支えない。

(別紙様式第7)

受験者の皆さんへ

(この書面は試験開始前に熟読し、第2次試験まで大切に保管してください。)

最高裁判所

1 試験室入口の表示

各試験室入口に表示された受験番号には、総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分）はA Y、総合職試験（家庭裁判所調査官補、大卒程度区分）はB Yの記号が付しておりますので、試験室を間違えないように注意してください。

なお、試験室に入室後は、机の上に表示してある受験番号と受験票に記載された受験番号が一致しているかどうかを確認した上で着席してください。

2 時間割

着席時刻	試験時間	試験種目
午前8時50分	午前9時10分～午後0時10分 【総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分）の受験者は、午前11時35分まで】	〈第1次試験〉基礎能力試験（多肢選択式）
午後1時10分	午後1時25分～午後2時55分	〈第1次試験〉専門試験（記述式） 次の15科目（15題）のうち選択する3科目（3題） 【人間関係諸科学科目】 心理学概論、臨床心理学、社会心理学、社会学概論、現代社会論、社会調査法、社会福祉学概論、社会福祉援助技術、地域福祉論、教育学概論、教育心理学、教育社会学 【法律学科目】 憲法、民法、刑法 ※ 人間関係諸科学科目から少なくとも1科目（1題）を選択する必要があります。

3 受験に当たっての注意

- (1) 受験票は、写真の貼ってある面を表にして係員が見やすいように机の上に置いてください。
受験票は、基礎能力試験開始30分後までに回収します。
- (2) 欠席、棄権又は不正行為をすると、既に受験した試験種目も無効となり、以後の試験は受けられません。
- (3) 携帯電話等の通信機器を持っている人は、試験官の指示に従い、電源を切って、かばん等の中にしまってください。試験時間中に無断でかばん等から通信機器を取り出したり、衣類のポケット等に通信機器を携帯していた場合は、使用の有無にかかわらず不正行為とみなします。
- (4) 午前の試験終了後は、外出しても差し支えありませんが、午後の試験に遅刻しないよう注意してください。試験開始の時刻に遅れた人は、受験できません。

4 住所等変更の届出

- (1) 受験申込みの時から住所、氏名等に変更のあった人は、受験票の写真の下の余白に変更後の内容を赤のペン又はボールペンで記入してください。
- (2) 本日以降、氏名、住所等に変更があった場合は、所定の届出書（裁判所ウェブサイト内の「裁判所職員採用試験」(<http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html>)に掲載します。)に必要事項を記入し、直ちに最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係まで郵送してください。

5 第1次試験の合格者発表

●月●日（●）午前10時00分に、合格者の受験番号を全国のこの試験の申込先となっている家庭裁判所において発表します。また、裁判所ウェブサイト内の「裁判所職員採用試験」（<http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html>）においても発表します（発表直後はアクセスが集中し、つながりにくくなることがあります。その場合は、しばらく時間をおいてから再度アクセスしてください。）。

いずれも受験番号以外は発表しませんので、受験票（控）を紛失することのないよう注意してください。

なお、電話による合否の問合せには一切応じられません。

6 第1次試験の合格通知書等の送付

合格者には、合格通知書（第2次試験筆記試験受験票）と第2次試験人物試験受験票（面接関係書類）を別々の郵便で送付します（不合格者に対しては、不合格の通知はしません。）。

第2次試験人物試験については、第1次試験の合格者数によって、名古屋市と高松市は大阪市で、広島市は福岡市で、仙台市と札幌市は東京都で実施する可能性があります。

第2次試験人物試験の試験地は、第2次試験人物試験受験票に記載されていますので、必ず確認するようにしてください。

合格しているにもかかわらず、これらの郵便が★月★日（★）までに到着しない場合には、最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係（電話03-3264-5758（午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く。）））に問い合わせてください。

【面接カード及び勤務希望地等調査票について】

第2次試験人物試験受験票とともに送付する面接カード及び勤務希望地等調査票は、手書きで記入の上、■月■日（■）必着で、簡易書留郵便にて、第2次試験人物試験受験票で指定する高等裁判所の人事課に提出してください。

●月●日（●）午前10時00分から約1週間、裁判所ウェブサイト内の「裁判所職員採用試験」（<http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html>）に面接カード及び勤務希望地等調査票の見本を掲載しますので、必要に応じて参照してください。

7 その他

第1次試験の基礎能力試験（多肢選択式）の正答番号は、約10日後に裁判所ウェブサイト内の「裁判所職員採用試験」（<http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html>）に掲載します。

（注）

- 1 ●月●日（●）には、第1次試験合格者発表日を記入する。
- 2 ★月★日（★）には、第1次試験合格者発表日の翌々日を記入する。
- 3 ■月■日（■）には、面接カード等の送付期限日を記入する。
- 4 この書面は、両面印刷して配布しても差し支えない。

(別紙様式第8)

受験者の皆さんへ

(この書面は試験開始前に熟読し、第2次試験まで大切に保管してください。)

最高裁判所

1 時間割

着席時刻	試験時間	試験種目
午後0時50分	午後1時10分～午後2時50分	基礎能力試験（多肢選択式）
午後3時10分	午後3時25分～午後4時15分	作文試験

2 受験に当たっての注意

- (1) 机の上に表示してある受験番号と受験票に記載された受験番号が一致しているかどうかを確認した上で着席してください。
- (2) 受験票は、写真の貼ってある面を表にして係員が見やすいように机の上に置いてください。
受験票は、基礎能力試験開始30分後までに回収します。
- (3) 欠席、棄権又は不正行為をすると、既に受験した試験種目も無効となり、以後の試験は受けられません。
- (4) 携帯電話等の通信機器を持っている人は、試験官の指示に従い、電源を切って、かばん等の中にしまってください。試験時間中に無断でかばん等から通信機器を取り出したり、衣類のポケット等に通信機器を携帯していた場合は、使用の有無にかかわらず不正行為とみなします。

3 住所等変更の届出

- (1) 受験申込みの時から住所、氏名等に変更のあった人は、受験票の写真の下の余白に変更後の内容を赤のペン又はボールペンで記入してください。
- (2) 本日以降、住所、氏名等に変更があった場合は、所定の届出書（裁判所ウェブサイト内の「裁判所職員採用試験」(<http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html>)に掲載します。)に必要事項を記入し、直ちに最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係まで郵送してください。

4 第1次試験の合格者発表

●月●日(●)午前10時00分に、合格者の受験番号を全国のこの試験の申込先となっている地方裁判所において発表します。また、裁判所ウェブサイト内の「裁判所職員採用試験」(<http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html>)においても発表します(発表直後はアクセスが集中し、つながりにくくなることがあります。その場合は、しばらく時間をおいてから再度アクセスしてください。)。

いずれも、受験番号以外は発表しませんので、受験票(控)を紛失することのないよう注意してください。

なお、電話による合否の問合せには一切応じられません。

5 第1次試験の合格通知書の送付

合格者には、合格通知書(第2次試験人物試験受験票及び面接関係書類)を郵便で送付します(不合格者に対しては、不合格の通知はしません。)。

合格しているにもかかわらず、この郵便が★月★日(★)までに到着しない場合には、最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係(電話03-3264-5758(午前9時から午後5時

まで（土・日・祝日を除く。））に問い合わせてください。

【面接カード及び勤務希望地等調査票について】

第2次試験人物試験受験票とともに送付する面接カード及び勤務希望地等調査票は、手書きで記入の上、■月■日（■）必着で、簡易書留郵便にて、第2次試験人物試験受験票で指定する地方裁判所に提出してください。

●月●日（●）午前10時00分から約1週間、裁判所ウェブサイト内の「裁判所職員採用試験」（<http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html>）に面接カード及び勤務希望地等調査票の見本を掲載しますので、必要に応じて参照してください。

6 その他

第1次試験の基礎能力試験（多肢選択式）の正答番号は、約10日後に裁判所ウェブサイト内の「裁判所職員採用試験」（<http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html>）に掲載します。

(注)

- 1 ●月●日（●）には、第1次試験合格者発表日を記入する。
- 2 ★月★日（★）には、第1次試験合格者発表日の翌々日を記入する。
- 3 ■月■日（■）には、面接カード等の送付期限日を記入する。
- 4 この書面は、両面印刷して配布しても差し支えない。

実施報告書

試験管理者 殿

試験官氏名 _____

次のとおり報告します。

年 月 日 実施

(試験室番号)

号室

試験種目	AX・BX	<input type="checkbox"/> 基礎能力 <input type="checkbox"/> 専門(多肢) <input type="checkbox"/> 専門(記述、憲法) <input type="checkbox"/> 論文(小論文)
	AY・BY	<input type="checkbox"/> 政策論文 <input type="checkbox"/> 専門(記述、民法・刑法) <input type="checkbox"/> 専門(記述、訴訟法)
	C	<input type="checkbox"/> 基礎能力 <input type="checkbox"/> 専門(記述) <input type="checkbox"/> 政策論文
	D	<input type="checkbox"/> 基礎能力 <input type="checkbox"/> 専門(多肢) <input type="checkbox"/> 専門(記述、憲法) <input type="checkbox"/> 論文(小論文)
		<input type="checkbox"/> 基礎能力 <input type="checkbox"/> 作文

1 実施状況

受験番号 N.o. ~ N.o.	受験予定者数	欠席者数	不正行為者・棄権者数	有効受験者数
~				
~				
~				
~				
~				

2 欠席者等の受験番号

欠席者	遅刻者	不正行為者	棄権者

3 不正行為者・急病人等の発生 あり(裏面にその事情等を記載) なし4 試験開始時刻の変更 あり(裏面にその事情等を記載) なし
変更後の開始時刻 時 分 (秒)
変更後の終了時刻 時 分 (秒)5 試験の中止 あり(裏面にその事情等を記載) なし
中断時刻 時 分 (秒)
再開時刻 時 分 (秒)
中断後の終了時刻 時 分 (秒)

6 試験問題、答案用紙の授受

	受領数	配布数	予備室送付数	残部数	回収数
試験問題					
答案用紙					

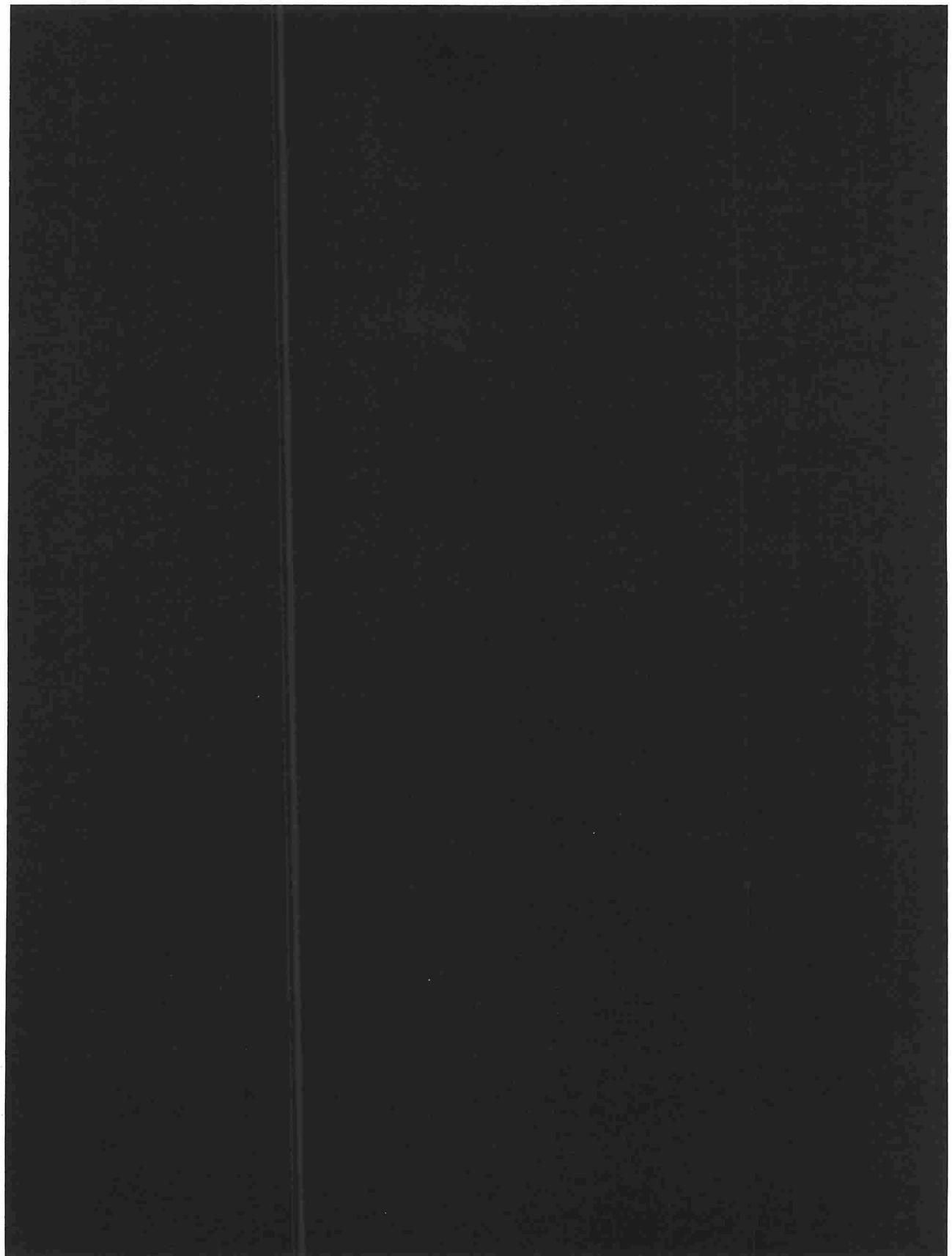
(裏面)

不正行為者・急病人等の発生、試験開始時刻の変更及び試験の中止の事情等

(注)

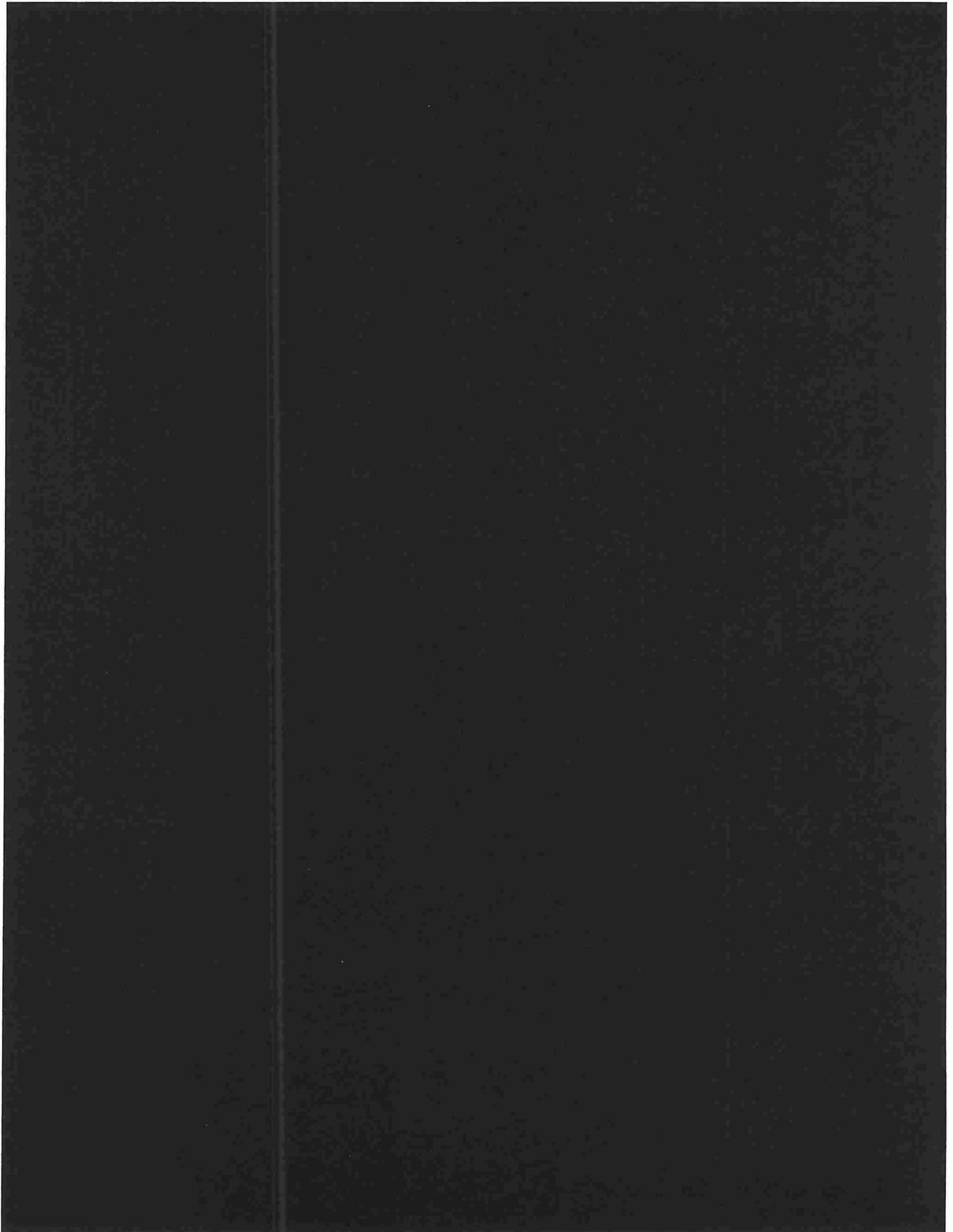
- 1 1の表は次のとおり記入する。
 - (1) 受験予定者数は、1时限については受験申込者数を、2时限以降については直前に行われた时限の有効受験者数（予備室で受験した者がいた場合は、その数を加える。）を記入する。
 - (2) 欠席者数は、受験を認められなかった遅刻者を含む。
 - (3) 有効受験者数は、予備室で受験した遅刻者等を含まない。
- 2 2の表は次のとおり記入する。
 - (1) 欠席者の受験番号は、配席図等を別添引用するなどして作成して差し支えない。
 - (2) 遅刻者は、予備室で受験した者について記入する。
- 3 3～5に記載の事由が発生した場合は、速やかに試験管理者に報告する。
- 4 6の表は次のとおり記入する。
 - (1) 受領数は、試験事務室から受領した試験問題の部数・答案用紙の枚数を記入する。
1の受験予定者数分の部数・枚数があるか確認する。
なお、記述式答案用紙は、1題につき1枚配布するが、追加配布が可能（AY及びBY第1次試験専門試験を除く。）なため、追加配布に不足がないか注意する。
 - (2) 配布数は、当該試験室における受験者に配布した部数・枚数（記述式答案用紙の追加配布分を含む。）を記入する。
 - (3) 予備室送付数は、遅刻者の連絡を受け、予備室に送付した場合にその部数・枚数を記入する。
 - (4) 残部数は、「受領数」から「配布数」、「予備室送付数」を控除した部数・枚数を記入する。
 - (5) 回収数は、受験者から回収した答案用紙の部数を記入する。
回収数が、1の不正行為者・棄権者数及び有効受験者数の合計と合致しているか確認する。
 - (6) 試験事務室へ引き継ぐに当たっては、不正行為者・棄権者と有効受験者の答案用紙を分ける。

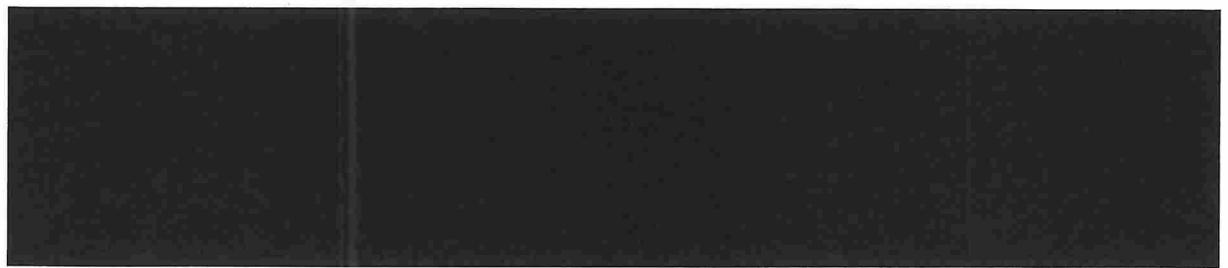
(別紙様式第10)



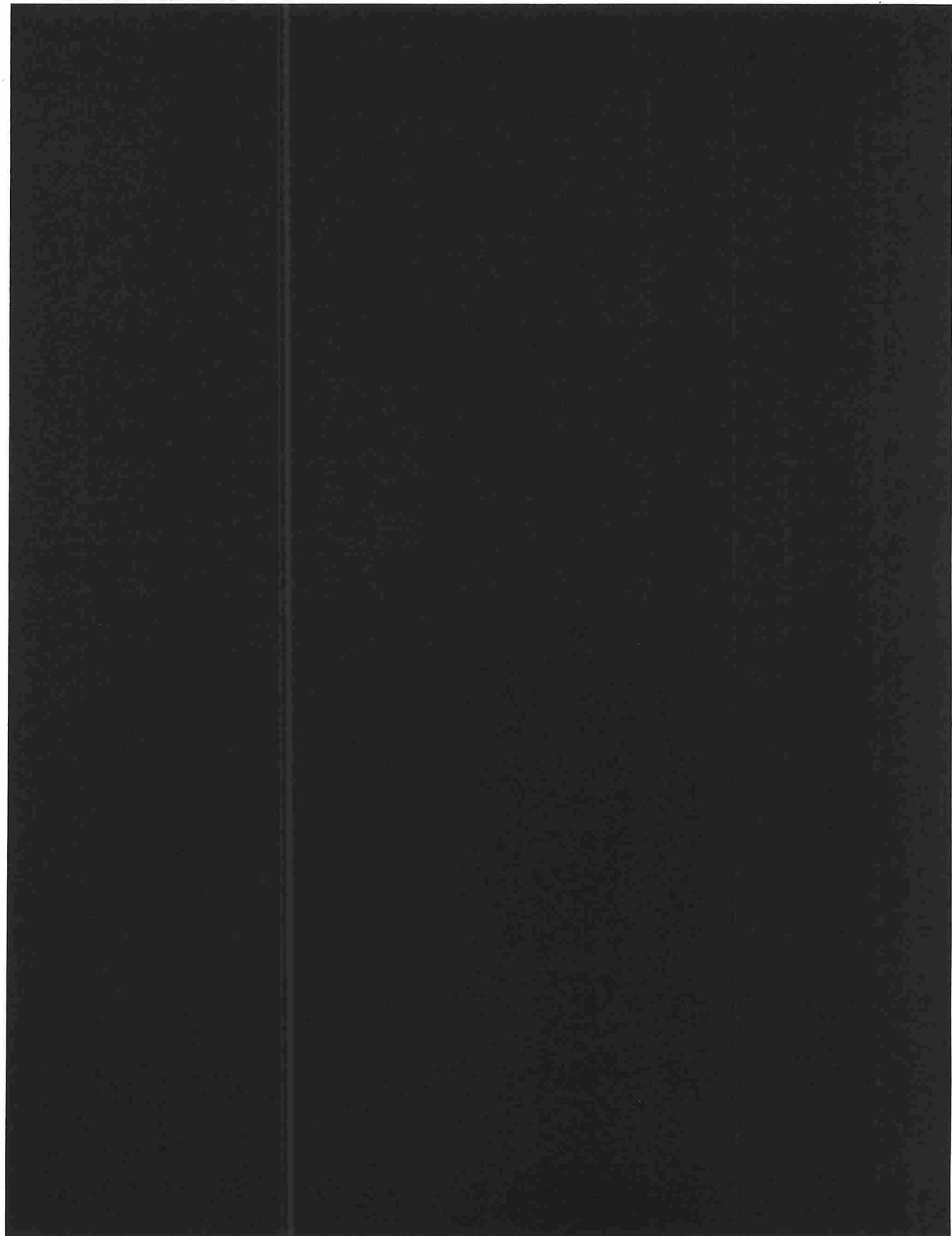


(別紙様式第11)



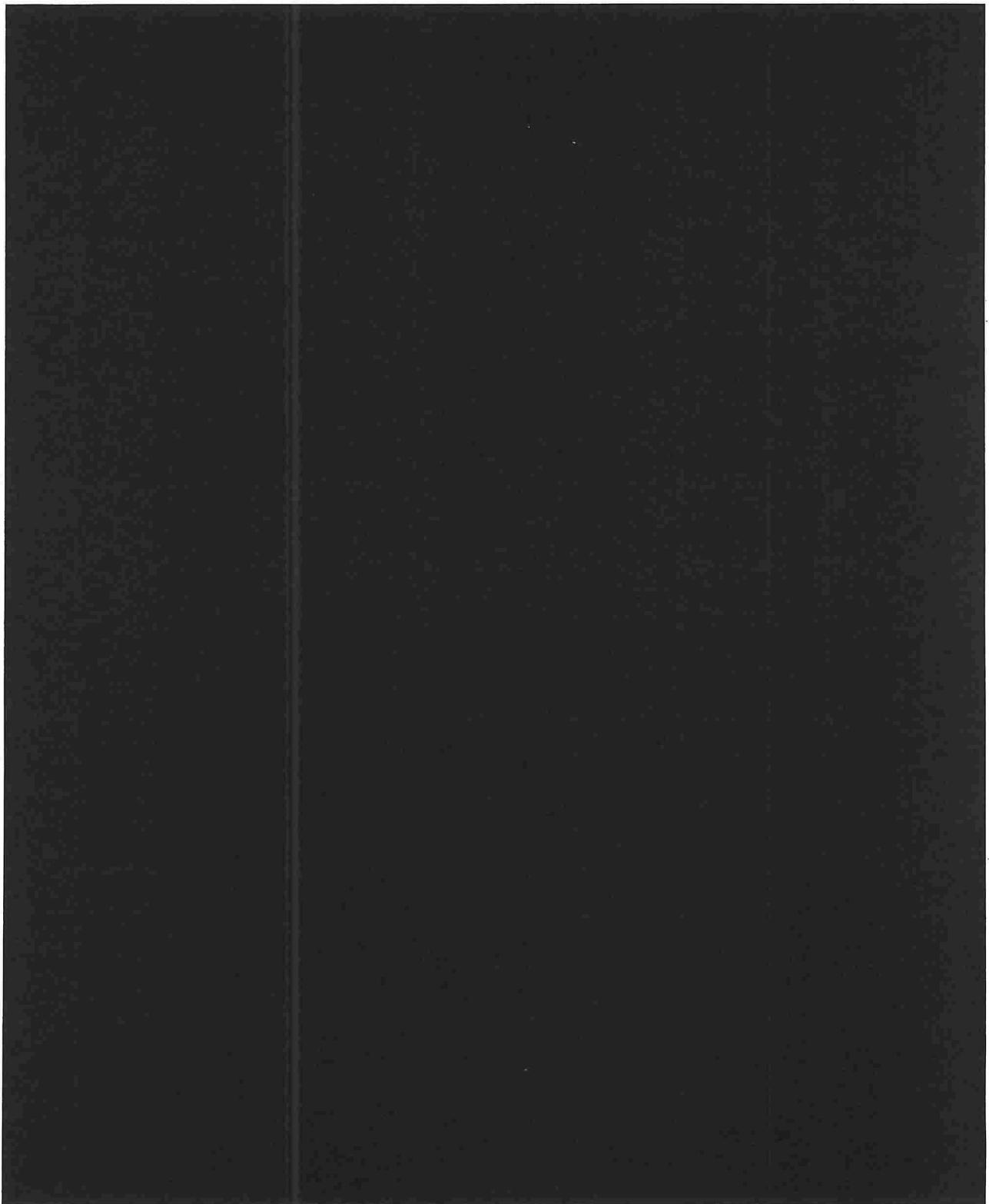


(別紙様式第12)



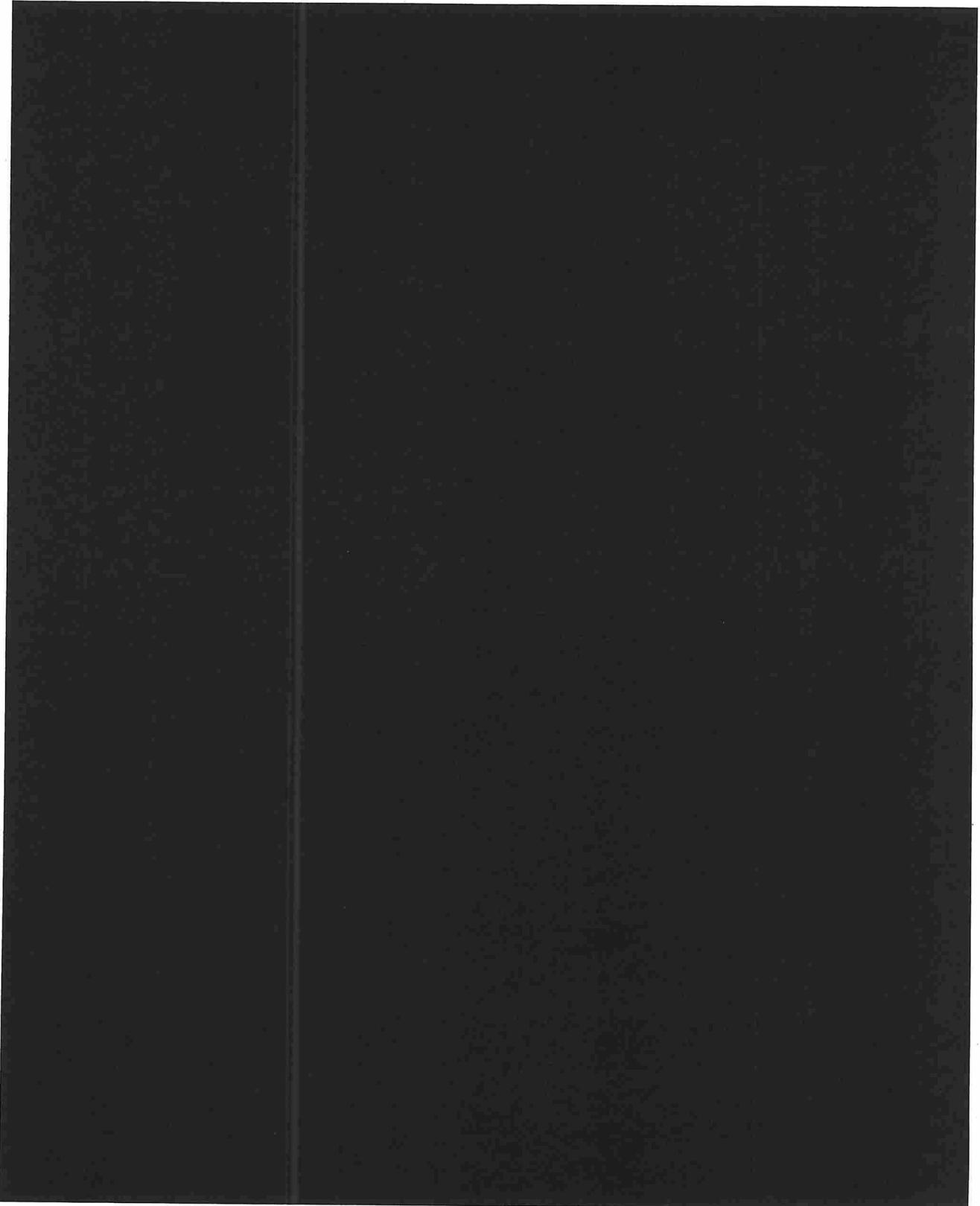


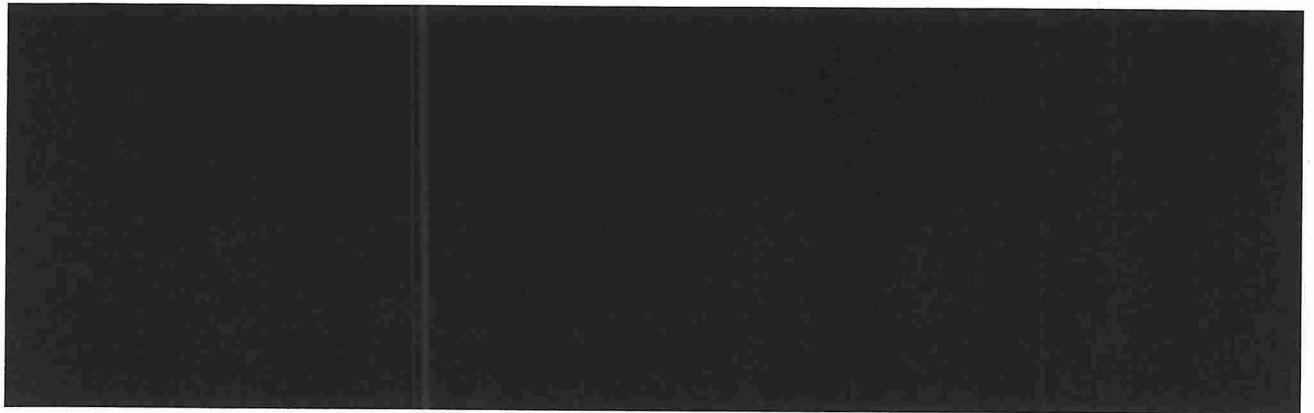
(別紙様式第13)





(別紙様式第14)





面接カード

年月日提出

受験番号 -	氏名(ふりがな)	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日・年齢 年 月 日 生(歳)
裁判所職員を志望した動機			
裁判所職員としての抱負(取り組んでみたい仕事、あなたが貢献できること等)			
味・特技 (好きなスポーツなど)		これまで加入したクラブ活動・サークル活動等の集団活動	
長所			
短所			
あなたがこれまでに個人として力を入れて取り組んできた活動や経験 (具体的かつ簡潔に記載する)			
あなたがこれまでに目標達成に向けて周囲と協力して(チームで)取り組んだ活動や経験 (具体的かつ簡潔に記載する)			
自己PR			

※ この面接カードは、人物試験の参考となる資料です。

性別欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。

訂正がある場合には、該当箇所を二重線で抹消し、その上部等に正しい事項を記入してください。訂正印は不要です。

勤務希望地等調査票
(裁判所事務官)

年月日提出

受験番号	(ふりがな) 氏名		性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日・年齢 年月日生(歳)
現住所	〒 自宅電話 TEL () 本人携帯 TEL ()			
来年4月1日までに 上の住所を変更する 予定がある場合の変 更後の住所	変更時期 年月日変更予定 〒 TEL ()			
本人と連絡がつか ない場合の連絡先	(ふりがな) 氏名 (続柄) 〒 TEL ()			
希望する勤務地を管轄する高等裁判所管内で、原則として地方・家庭裁判所の本庁を希望順に記載する(同封の裁判所名一覧表参照)。				
勤務希望地等	順位	勤務希望地	理由	
	1			
	2			
	3			
勤務希望地に採用されない場合 <input type="checkbox"/> どこでもよい <input type="checkbox"/> () の地域を除けばどこでもよい <input type="checkbox"/> 採用を希望しない				
勤務の可能な時期 <input type="checkbox"/> 年月日から勤務できる(理由 <input type="checkbox"/> 年月卒見・修見 <input type="checkbox"/> その他()) <input type="checkbox"/> 合格後直ちに勤務できる				
職歴(在学中のアルバイトを含む。最近のものから記載)				
雇用形態	勤務先	職務内容	在職期間	
正規・その他			年月～年月	
正規・その他			年月～年月	
正規・その他			年月～年月	
学歴(学校名)		学部(学科)名	在学期間	卒・卒見の別
現在(最終)			年月～年月	卒・修・() 学年在学 卒見・修見・() 学年退学
その前(中学以前は不要)			年月～年月	卒・修・() 学年在学 卒見・修見・() 学年退学
その前(中学以前は不要)			年月～年月	卒・修・() 学年在学 卒見・修見・() 学年退学
資格・免許等	ア 自動車運転に関する資格		ウ パソコンに関する技能 <input type="checkbox"/> 情報処理に関する資格を持っている ()	
	イ 外国語に関する資格 <input type="checkbox"/> 英検 級() 年月取得 <input type="checkbox"/> TOEIC 点() 年月取得 <input type="checkbox"/> TOEFL 点() 年月取得 <input type="checkbox"/> その他 () 年月取得 ()		<input type="checkbox"/> 知識・技能に自信がある <input type="checkbox"/> 一応使える エ その他(教員免許・簿記等)	
就職活動 等の状況 (予定)	<input type="checkbox"/> 国家総合職【 (1次 合・否・未・受験予定) (最終 合・否・未)] <input type="checkbox"/> 国家専門職【 (1次 合・否・未・受験予定) (最終 合・否・未)] <input type="checkbox"/> 国家一般職【 (1次 合・否・未・受験予定) (最終 合・否・未)] <input type="checkbox"/> 国家その他【 (1次 合・否・未・受験予定) (最終 合・否・未)] ※大学法人等の職員を含む <input type="checkbox"/> 地方【 (1次 合・否・未・受験予定) (最終 合・否・未)] <input type="checkbox"/> 地方【 (1次 合・否・未・受験予定) (最終 合・否・未)] <input type="checkbox"/> 民間企業【内定状況 <input type="checkbox"/> 司法試験【受験回数 回】 年(短答式 合・否・未 最終 合・否・未) ※直近の結果を記載する <input type="checkbox"/> 進学を考えている【]			

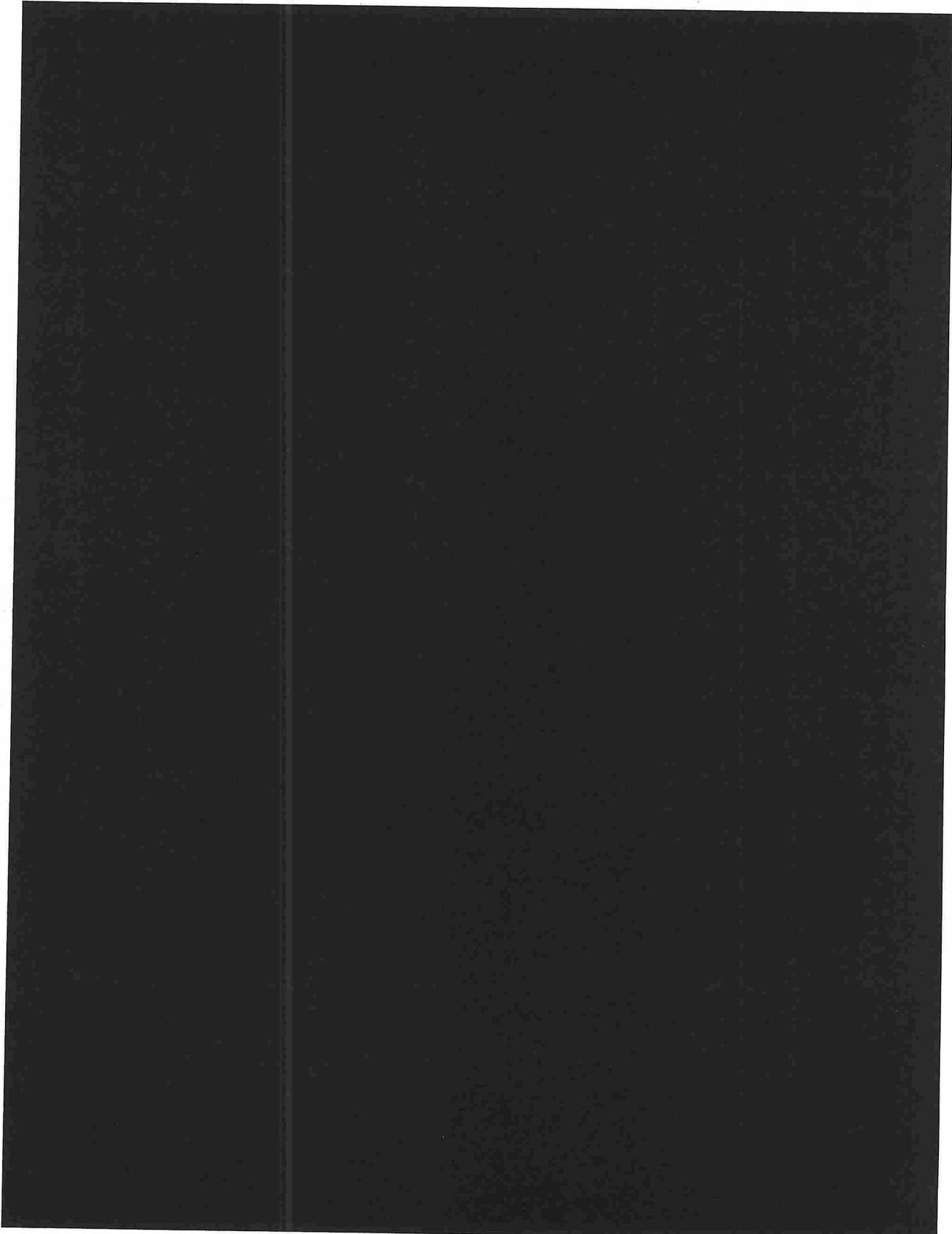
(注) 1 この調査票は、特に採用の際、参考となる資料です。

2 この調査票は、採用試験の合否には関係ありません。

3 該当する□の中には、レ印を付けてください。

4 訂正がある場合には、該当箇所を二重線で抹消し、その上部等に正しい事項を記入してください。訂正印は不要です。

(別紙様式第17)





勤務希望地等調査票
(家庭裁判所調査官補)

年月日提出

受験番号	(ふりがな) 氏名		性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日・年齢 年月日生(歳)		
現住所	〒		自宅電話 Tel () 本人携帯 Tel ()			
来年4月1日までに上のある住所を変更する予定がある場合の変更後の住所	変更時期 年月日 〒		変更予定 Tel ()			
本人と連絡がつかない場合の連絡先	(ふりがな) 氏名 〒		(続柄) Tel ()			
家庭裁判所の本庁を希望順に記載する。ただし、同一の高等裁判所管内にあっては、記載できる勤務希望地は3つを限度とする(同封の裁判所名一覧表参照)。						
勤務希望地	順位	勤務希望地	理由	順位	勤務希望地	理由
	1			4		
	2			5		
	3			6		
勤務希望地に採用されない場合 <input type="checkbox"/> どこでもよい <input type="checkbox"/> () の地域を除けばどこでもよい <input type="checkbox"/> 採用を希望しない						
職歴(在学中のアルバイトを含む。最近のものから記載)						
雇用形態	勤務先		職務内容		在職期間	
正規・その他					年月～年月	
正規・その他					年月～年月	
正規・その他					年月～年月	
学歴(学校名)		学部(学科)名		在学期間	卒・卒見の別	
現在(最終)				年月～年月	卒・修・()学年	卒見・修見・()学年
その前(中学以前は不要)				年月～年月	卒・修・()学年	卒見・修見・()学年
その前(中学以前は不要)				年月～年月	卒・修・()学年	卒見・修見・()学年
資格・免許等	ア 自動車運転に関する資格			ウ パソコンに関する技能		
	イ 外国語に関する資格 <input type="checkbox"/> 英検 <input type="checkbox"/> TOEIC <input type="checkbox"/> TOEFL <input type="checkbox"/> その他 ()			<input type="checkbox"/> 情報処理に関する資格を持っている () <input type="checkbox"/> 知識・技能に自信がある <input type="checkbox"/> 一応使える エ その他(教員免許・簿記等)		
就職活動等の状況(予定)	<input type="checkbox"/> 国家総合職【 】(1次 合・否・未・受験予定)(最終 合・否・未) <input type="checkbox"/> 国家専門職【 】(1次 合・否・未・受験予定)(最終 合・否・未) <input type="checkbox"/> 国家一般職【 】(1次 合・否・未・受験予定)(最終 合・否・未) <input type="checkbox"/> 国家その他【 】(1次 合・否・未・受験予定)(最終 合・否・未)※大学法人等の職員を含む <input type="checkbox"/> 地方【 】(1次 合・否・未・受験予定)(最終 合・否・未) <input type="checkbox"/> 地方【 】(1次 合・否・未・受験予定)(最終 合・否・未) <input type="checkbox"/> 民間企業【内定状況】 <input type="checkbox"/> 司法試験【受験回数 回】年(短答式 合・否・未 最終 合・否・未)※直近の結果を記載する <input type="checkbox"/> 進学を考えている【 】					

(注) 1 この調査票は、特に採用の際、参考となる資料です。

2 この調査票は、採用試験の合否には関係ありません。

3 該当する□の中には、レ印を付けてください。

4 訂正がある場合には、該当箇所を二重線で抹消し、その上部等に正しい事項を記入してください。訂正印は不要です。

(別紙様式第19)

受験者の皆さんへ

(この書面は試験開始前に熟読し、第2次試験の合格者発表まで大切に保管してください。)

最高裁判所

1 時間割

着席時刻	試験時間	試験種目
午前9時40分	午前10時00分～午前11時30分	政策論文試験（記述式）
午後0時30分	午後0時45分～午後2時45分	専門試験（記述式） 民法及び刑法
午後3時10分	午後3時25分～午後4時25分	専門試験（記述式） 民事訴訟法又は刑事訴訟法 【院卒者区分の受験者に限る。】

2 受験に当たっての注意

- (1) 欠席、棄権又は不正行為をすると、既に受験した全ての試験種目も無効となり、以後の試験を受けられなくなるほか、特例希望者については、一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の受験者としての扱いも受けられなくなりますので、注意してください。
- (2) 携帯電話等の通信機器を持っている人は、試験官の指示に従い、電源を切って、かばん等の中にしまってください。試験時間中に無断でかばん等から通信機器を取り出したり、衣類のポケット等に通信機器を携帯していた場合は、使用の有無にかかわらず不正行為とみなします。

3 第2次試験の合格者発表

●月●日（●）午前10時00分に、合格者の受験番号を全国のこの試験の申込先となるいる地方裁判所において発表します。また、裁判所ウェブサイト内の「裁判所職員採用試験」（<http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html>）においても発表します。いずれも受験番号以外は発表しませんので、第2次試験筆記試験受験票を紛失することのないよう注意してください。
なお、電話による合否の問合せには一切応じられません。

4 第2次試験の合格通知書の送付

合格者には、合格通知書（第3次試験人物試験受験票）を郵便で送付します（不合格者に対しては、不合格の通知はしません。）。

合格しているにもかかわらず、合格発表日の翌日までにこの郵便が到着しない場合には、最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係（電話 03-3264-5758（午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く。）））に問い合わせてください。

5 住所等変更の届出

住所、氏名等に変更があった場合（最終合格者発表までの間に変更する予定のある場合を含みます。）は、所定の届出書（裁判所ウェブサイト内の「裁判所職員採用試験」（<http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html>）に掲載しています。）に必要事項を記入し、直ちに最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係まで郵送してください。

本日の試験終了後にこの会場で届け出ることもできます。係員に申し出てください。

（注）

- 1 ●月●日（●）には、第2次試験合格者発表日を記入する。
- 2 この書面は、両面印刷して配布しても差し支えない。

(別紙様式第20)

受験者の皆さんへ

(この書面は試験開始前に熟読し、最終合格者発表まで大切に保管してください。)

最高裁判所

1 時間割

着席時刻	試験時間	試験種目
午前9時40分	午前10時00分 ～午前11時30分	政策論文試験（記述式）
午後0時30分	午後0時45分 ～午後2時45分	専門試験（記述式） 次の13科目（15題）のうち選択する2科目（2題） 臨床心理学、発達心理学、社会心理学、家族社会学、 社会病理学、社会福祉援助技術、児童福祉論、 高齢者福祉論、教育方法学、教育心理学、教育社会学、 (各1題ずつ出題) 民法、刑法（各2題ずつ出題） ※ 児童福祉論と高齢者福祉論は同時に選択できません。 ※ 民法又は刑法を選択する場合は、問題が2題ずつありますので、どちらか一方の問題を選択して解答してください。民法のみ2題又は刑法のみ2題を解答することはできませんので注意してください。

2 受験に当たっての注意

- (1) 欠席、棄権又は不正行為をすると、既に受験した全ての試験種目も無効となり、以後の試験は受けられません。
- (2) 携帯電話等の通信機器を持っている人は、試験官の指示に従い、電源を切って、かばん等の中にしまってください。試験時間中に無断でかばん等から通信機器を取り出したり、衣類のポケット等に通信機器を携帯していた場合は、使用の有無にかかわらず不正行為とみなします。

3 第2次試験人物試験の試験地について

第2次試験人物試験については、第1次試験の合格者数によって、名古屋市と高松市は大阪市で、広島市は福岡市で、仙台市と札幌市は東京都で実施する可能性があります。第2次試験人物試験の試験地は、第2次試験人物試験受験票に記載されていますので、必ず確認するようしてください。

4 最終合格者発表

●月●日（●）午前10時00分に、最終合格者の受験番号を全国のこの試験の申込先となっている家庭裁判所において発表します。また、裁判所ウェブサイト内の「裁判所職員採用試験」（<http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html>）においても発表します。いずれも受験番号以外は発表

しませんので、第2次試験筆記試験受験票を紛失することのないよう注意してください。

なお、電話による合否の問合せには一切応じられません。

5 最終合格通知書の送付

最終合格者には、最終合格通知書を郵便で送付し、併せて採用候補者名簿の順位をお知らせします（不合格者に対しては、不合格の通知はしません。）。

6 住所等変更の届出

住所、氏名等に変更があった場合（最終合格者発表までの間に変更する予定のある場合を含みます。）は、所定の届出書（裁判所ウェブサイト内の「裁判所職員採用試験」（<http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html>）に掲載しています。）に必要事項を記入し、直ちに最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係まで郵送してください。

本日の試験終了後にこの会場で届け出ることもできます。係員に申し出てください。

（注）

- 1 ●月●日（●）には、最終合格者発表日を記入する。
- 2 この書面は、両面印刷して配布しても差し支えない。

(別紙様式第21)

「 」 第2次試験筆記試験受験者名簿

(序名)

裁判所

受験番号	氏名	性別	備考

(注)

- 1 「 」には、当該年度の採用試験の略称を記入する。
- 2 「性別」欄には、男女の別を記入する。
- 3 「備考」欄には、欠席、棄権又は失格した者について、「欠席等」と記入する。

※主任試験官については、「主任」と付記する。

(別紙様式第22)

人 物 試 験 評 定 票

未記

(個別面接用、裁判所事務官)

受験番号	受験者氏名	実施年月日 年 月 日	試験官氏名 ※	印
評定尺度	a : 優れている b : やや優れている c : 普通 d : やや劣っている e : 劣っている	評定		
評定項目				
メモ欄 標題にとらわれずできるだけ多く記載する				
試験官意見				
判定尺度	A 適格性が高い。是非採用したい。 B 適格性は水準以上である。採用したい。 C 適格性に問題はない。採用してよい。 D 適格性に問題がある。採用できない。	判定結果 (主任を含む各試験官が記入)	総合判定結果 (主任試験官のみ記入)	

(注) 総合職試験(裁判所事務官)の第2次試験においては、特例希望の有無を問わず、一般職試験(裁判所事務官、大卒程度区分)の採用者に求められる適格性の有無とその程度を判定する。

任用計画関連事項		(受験者から聴取した事項を記載する。)
(任用上配慮すべき事項等) 1 健康状態に関する事項		(他の試験の受験状況等)
2 任地に関する事項		

(別紙様式第23)

人 物 試 験 評 定 票 (集団討論用)

秘

試験官氏名

印

(年 月 日実施)

※主任試験官については、「主任」と付記する。

(別紙様式第24)

人物試験評定票

私

(個別面接用、家庭裁判所調査官補)

受験番号	受験者氏名	実施年月日 年 月 日	試験官氏名 ※	印	
評定項目	評定尺度 a : 優れている b : やや優れている c : 普通 d : やや劣っている e : 劣っている				評定
メモ欄 標題にとらわれずできるだけ多く記載する					
試験官意見					
判定尺度	A 適格性が高い。是非採用したい。 B 適格性は水準以上である。採用したい。 C 適格性に問題はない。採用してよい。 D 適格性に問題がある。採用できない。	判定結果 (主任を含む各試験官が記入)	総合判定結果 (主任試験官のみ記入)		

任用計画関連事項

(受験者から聴取した事項を記載する。)

(任用上配慮すべき事項等)

1 健康状態に関する事項

(他の試験の受験状況等)

2 任地に関する事項

「 」人物試験実施報告書

試験管理者

1 実施裁判所

2 実施日

年 月 日 () から同年 月 日 () までの 日間

3 有効受験者数

受験予定者数	人	欠席者数	人	有効受験者数	人

4 受験者ごとの人物試験官の構成

5 人物試験結果

別紙のとおり

(注)

- 1 「 」には、当該年度の採用試験の略称を記入する。
- 2 「受験者ごとの人物試験官の構成」は、受験番号、受験者の氏名、人物試験官の所属庁、官職、氏名、主任人物試験官の別等を記載する。

(別紙)

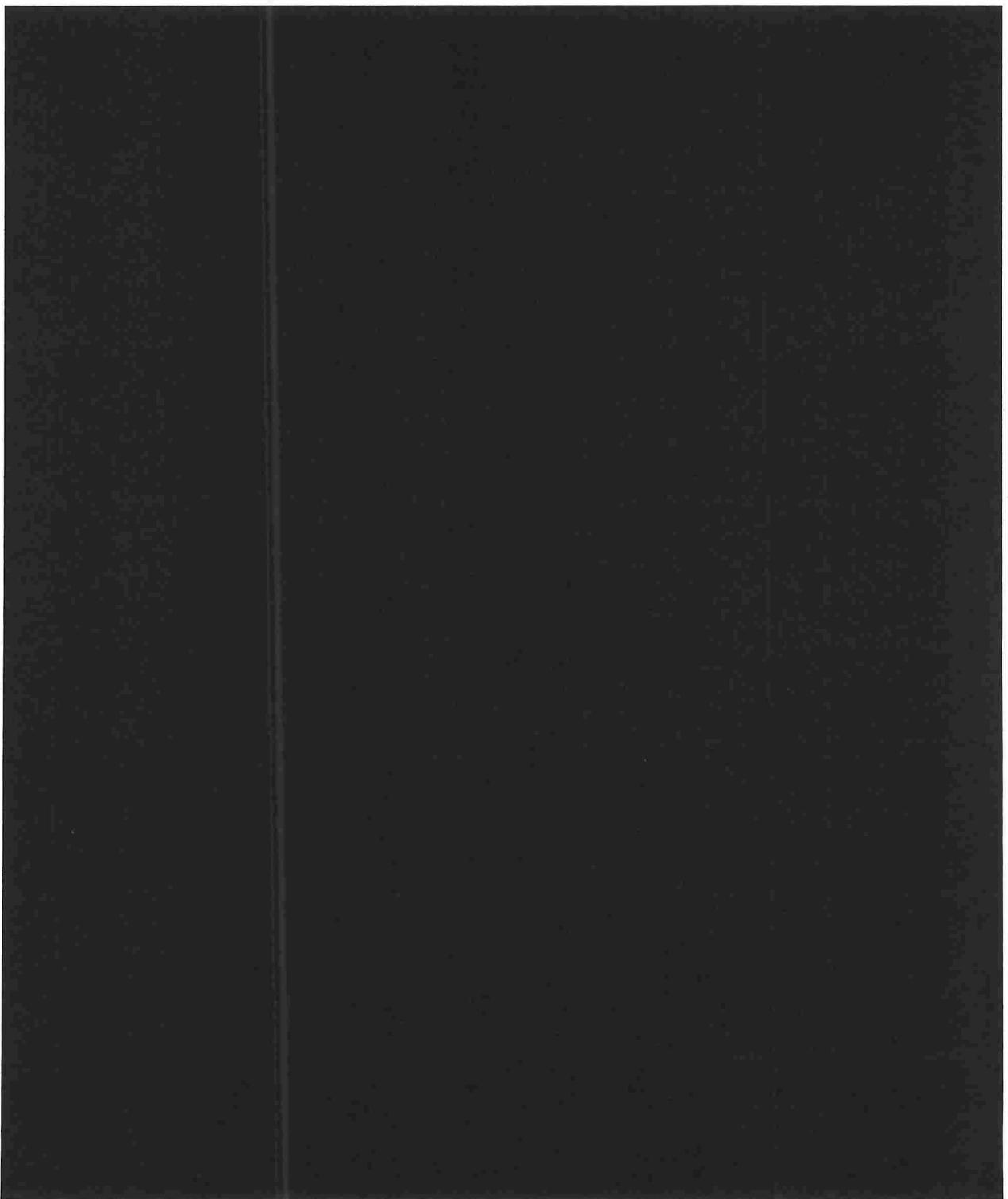
「人物試験結果

受験番号	氏名	総合判定結果

(注)

- 1 採用試験の種類ごとに作成する。
- 2 「」には、当該年度の採用試験の略称を記入する。
- 3 受験予定者全員(AX, BX, AY, BYについて)は、第2次試験筆記試験日に欠席した者を含む。)について、受験番号順に記入する。
- 4 「総合判定結果」欄には、総合判定の結果を記入する。
欠席者(AX, BX, AY, BYについて)は、第2次試験筆記試験日に欠席した者を含む。)については、「欠」と記入する。

(別紙様式第26)



※主任試験官については、「主任」と付記する

(個別面接用)

受験番号	受験者氏名	実施年月日 年 月 日	試験官氏名 印
評定項目	評定尺度 a : 優れている b : やや優れている c : 普通 d : やや劣っている e : 劣っている 評定		
メモ欄			
標題にとらわれずできるだけ多く記載する			
試験官意見			
判定尺度	A 適格性が高い。総合職として是非採用したい。 B 適格性は水準以上である。総合職として採用したい。 C 適格性に問題はない。総合職として採用してよい。 D 適格性に問題がある。総合職として採用できない。	判定結果 (主任を含む各試験官が記入)	総合判定結果 (主任試験官のみ記入)

任用計画関連事項

(受験者から聴取した事項を記載する)

(任用配置上配慮すべき事項等)

以下の項目は、第2次人物試験後に変動があれば記載する。
(他の試験の受験状況)

(健康状態に関する事項)

(別紙様式第28)

●年●月●日

殿

最高裁判所事務総局人事局長

通 知

あなたは、 年度裁判所職員採用（ ）の最終合格者と決定され、 同試験の採用候補者名簿（◆◆高等裁判所管内）に記載されました。
なお、 採用候補者名簿の順位は、 ■人中■位です。

(注)

- 1 ●年●月●日には、 当該年度の最終合格者発表日を記入する。
- 2 試験名中の（ ）の部分には、「総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）」、「総合職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）」、「一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）」又は「一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）」と記入する。
- 3 ◆◆には、 東京、 大阪等名簿の別を記入する。
- 4 ■人中■位には、 当該採用候補者の名簿の順位を記入する。

(別紙様式第29)

●年●月●日

殿

最高裁判所事務総局人事局長

通 知

あなたは、 年度裁判所職員採用総合職試験（ ）の最終合格者と決定され、 同試験の採用候補者名簿に記載されました。
なお、 採用候補者名簿の順位は、 ■人中■位です。

(注)

- 1 ●年●月●日には、 当該年度の最終合格者発表日を記入する。
- 2 試験名中の（ ）の部分には、「（家庭裁判所調査官補、院卒者区分）」又は「（家庭裁判所調査官補、大卒程度区分）」と記入する。
- 3 ■人中■位には、当該採用候補者の名簿の順位を記入する。

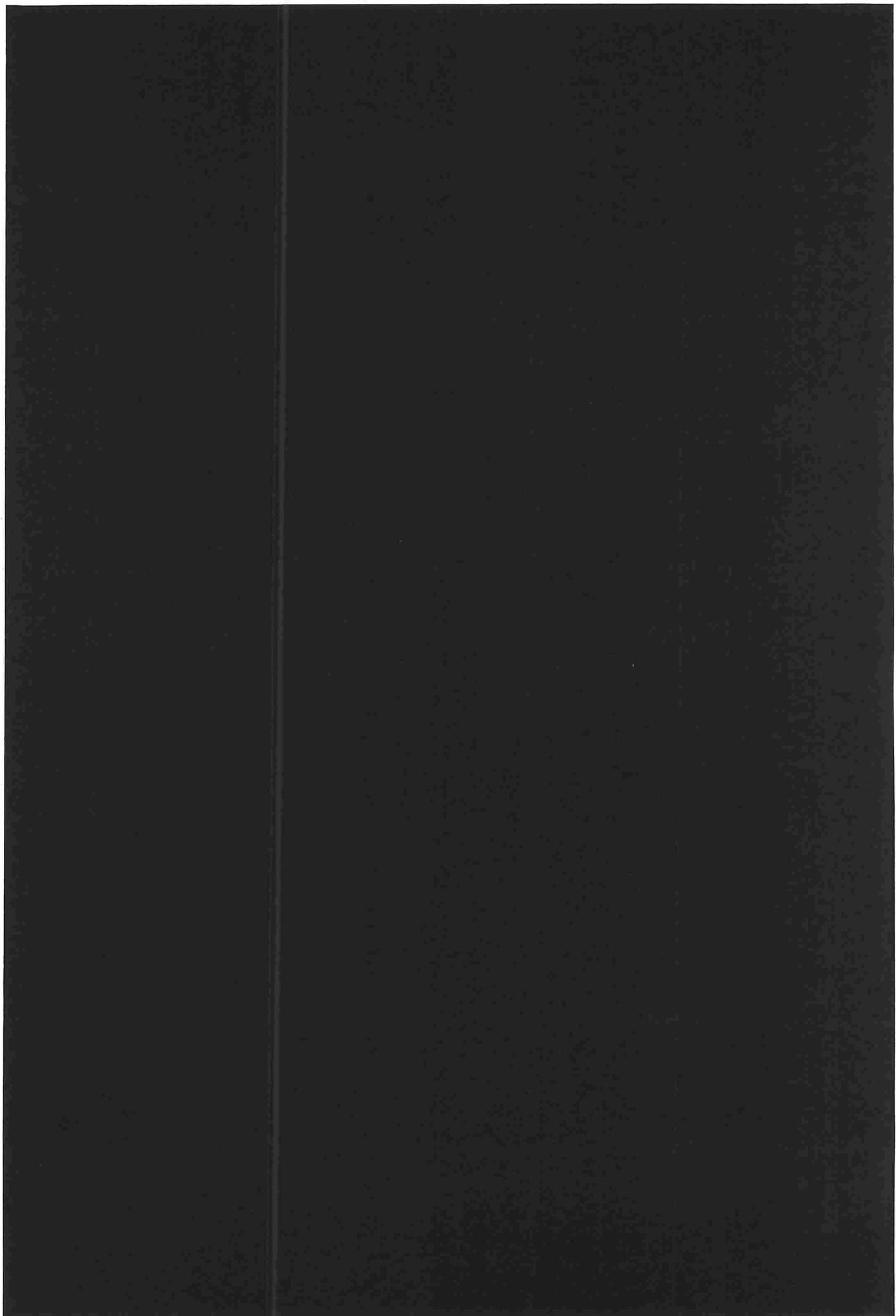
(別紙様式第30)

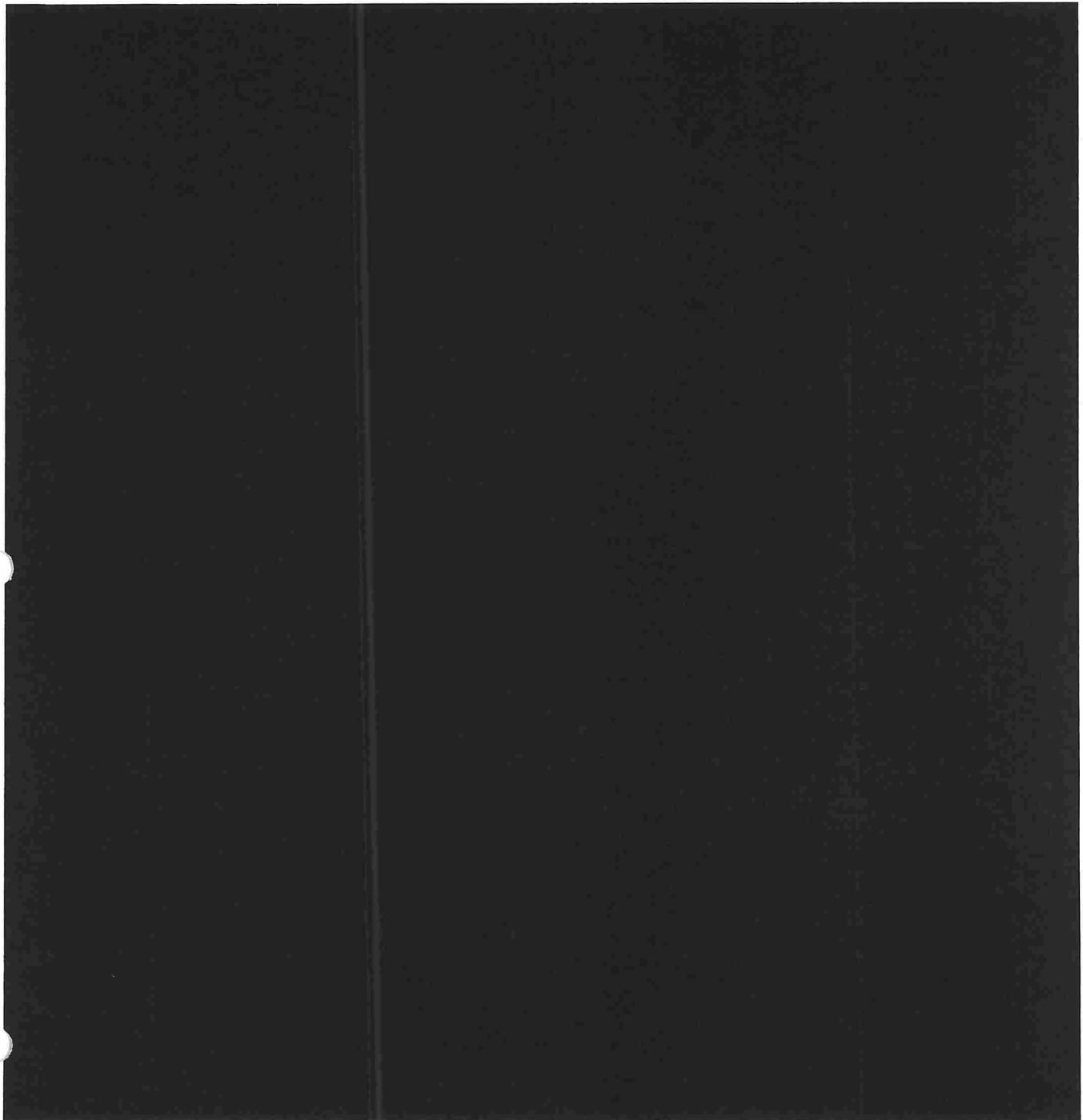
特別な措置に関する 報告書 協議書

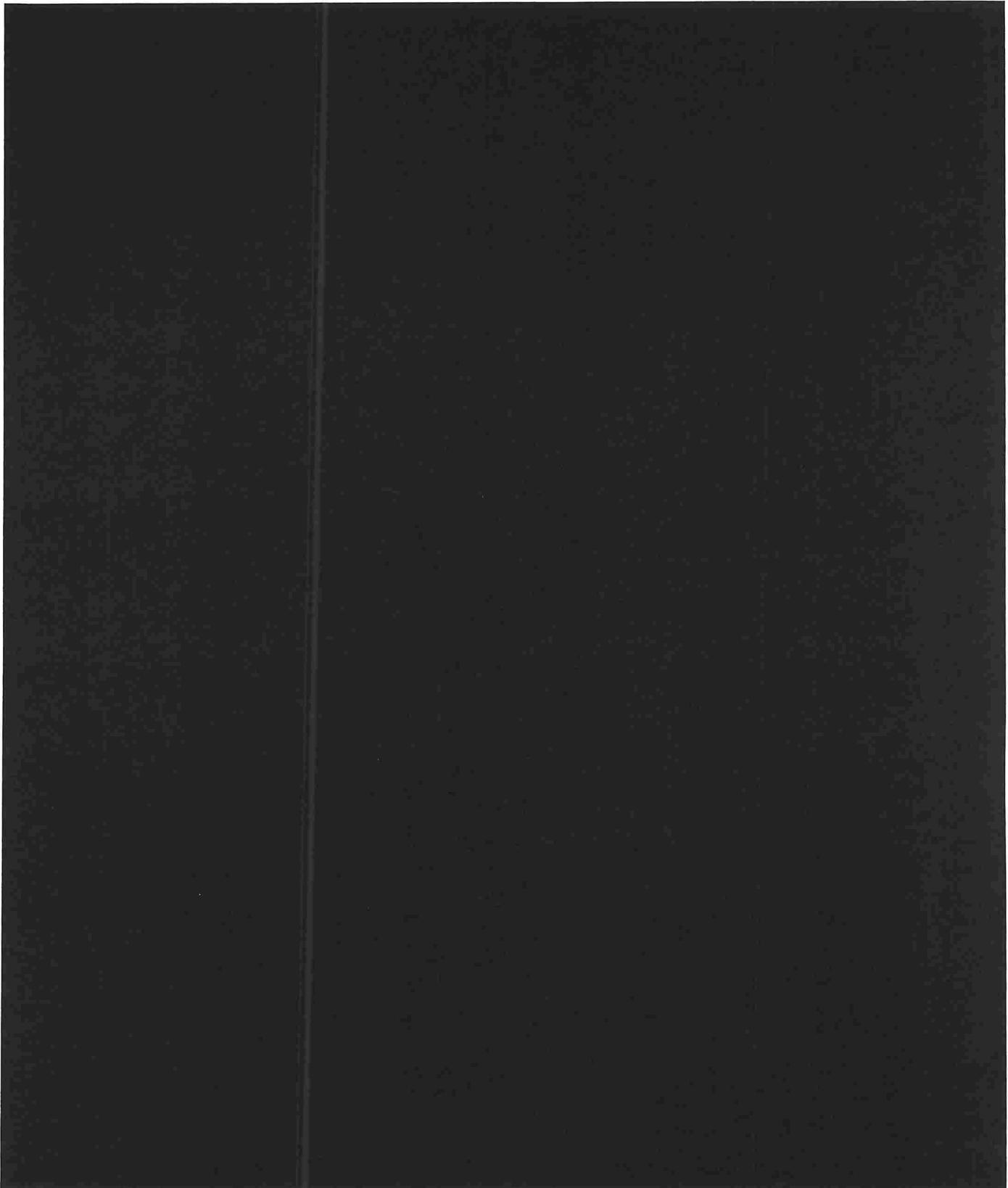
							(文書番号) 第 号 年 月 日 裁判所長 試験管理者	(文書番号) 第 号 (人ろー03) 年 月 日 最高裁判所事務総局人事局長
受験番号	氏名	障害の程度等	希望する措置	添付書類	検討結果	備考	回答	

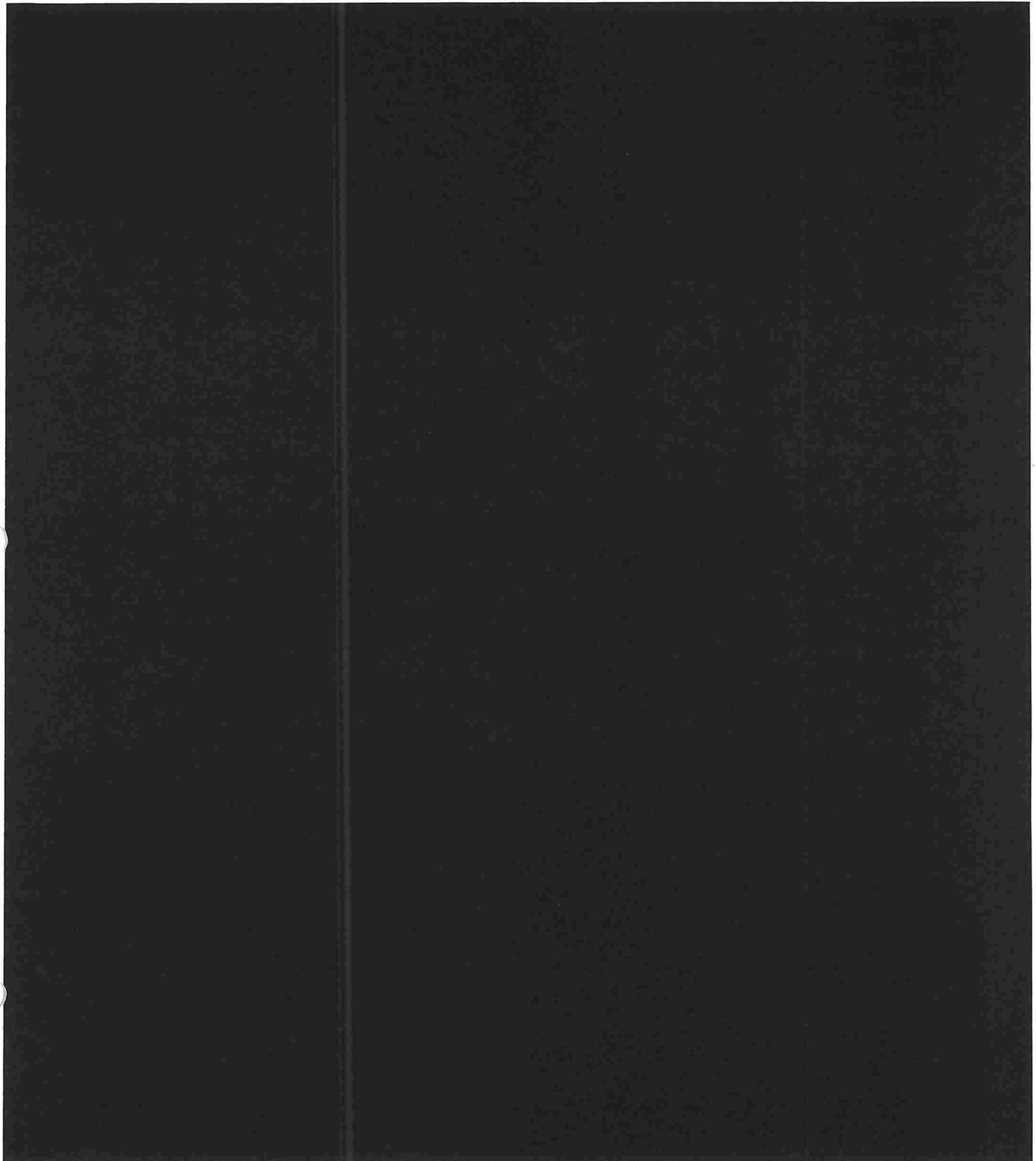
(注)

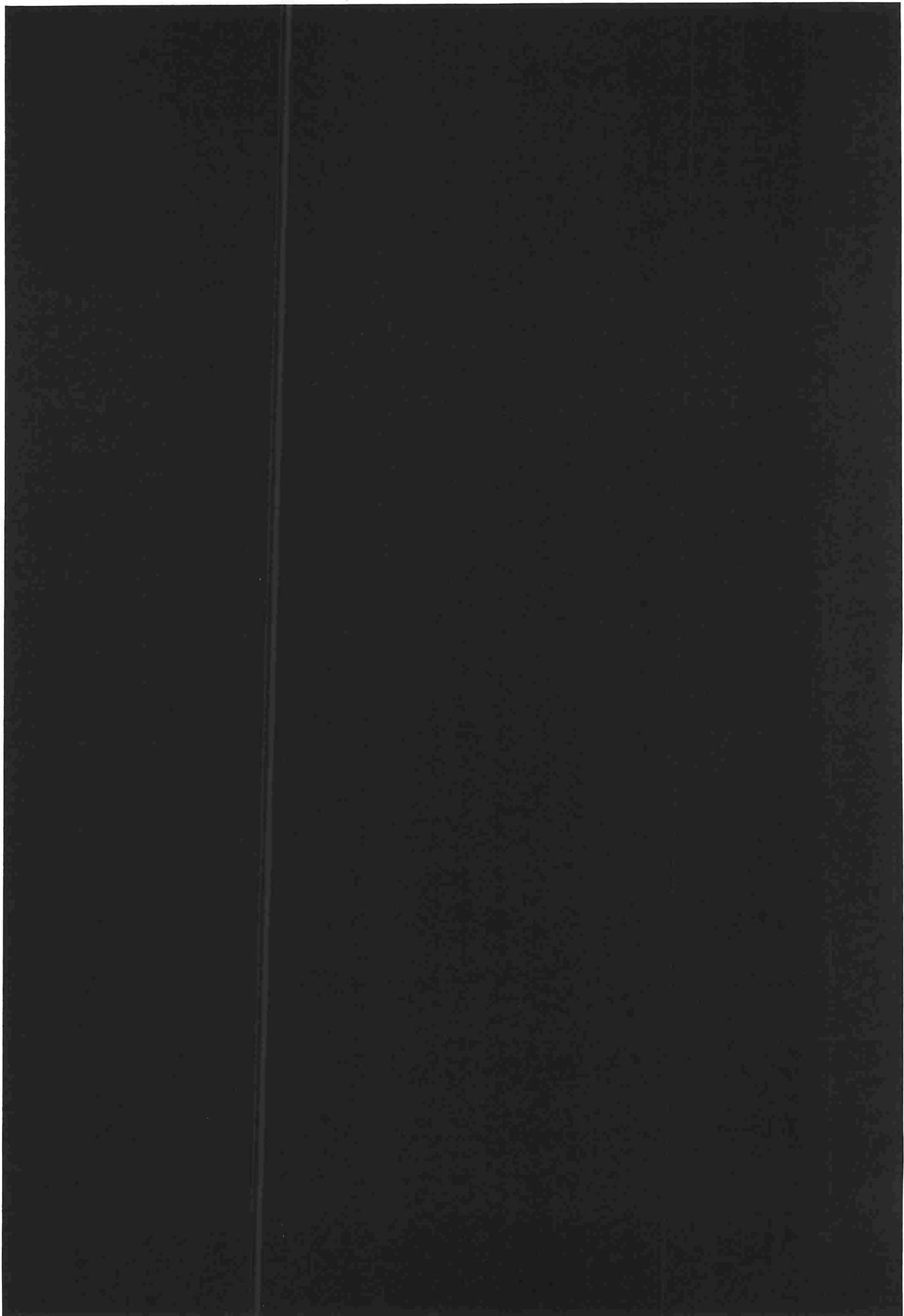
- 1 にチェック（レ点又は■）を付した上で、報告書又は協議書として使用する（報告書と協議書を兼ねて使用しない。）。
- 2 報告書は試験管理者が、協議書は実施裁判所がそれぞれ作成する。
- 3 同一の対象者から、協議を要する特別措置と協議を要しない特別措置の両方の申出がある場合は、一括して協議対象とする。
- 4 「希望する措置」欄には、対象者が希望する特別措置の内容を記載する。
- 5 協議の際は、受験申込書写し（受験申込書の提出による受験申込みの場合のみ）、対象者本人からの聴取結果を記載した書面及び疎明資料写しを添付する（報告の場合は不要）。

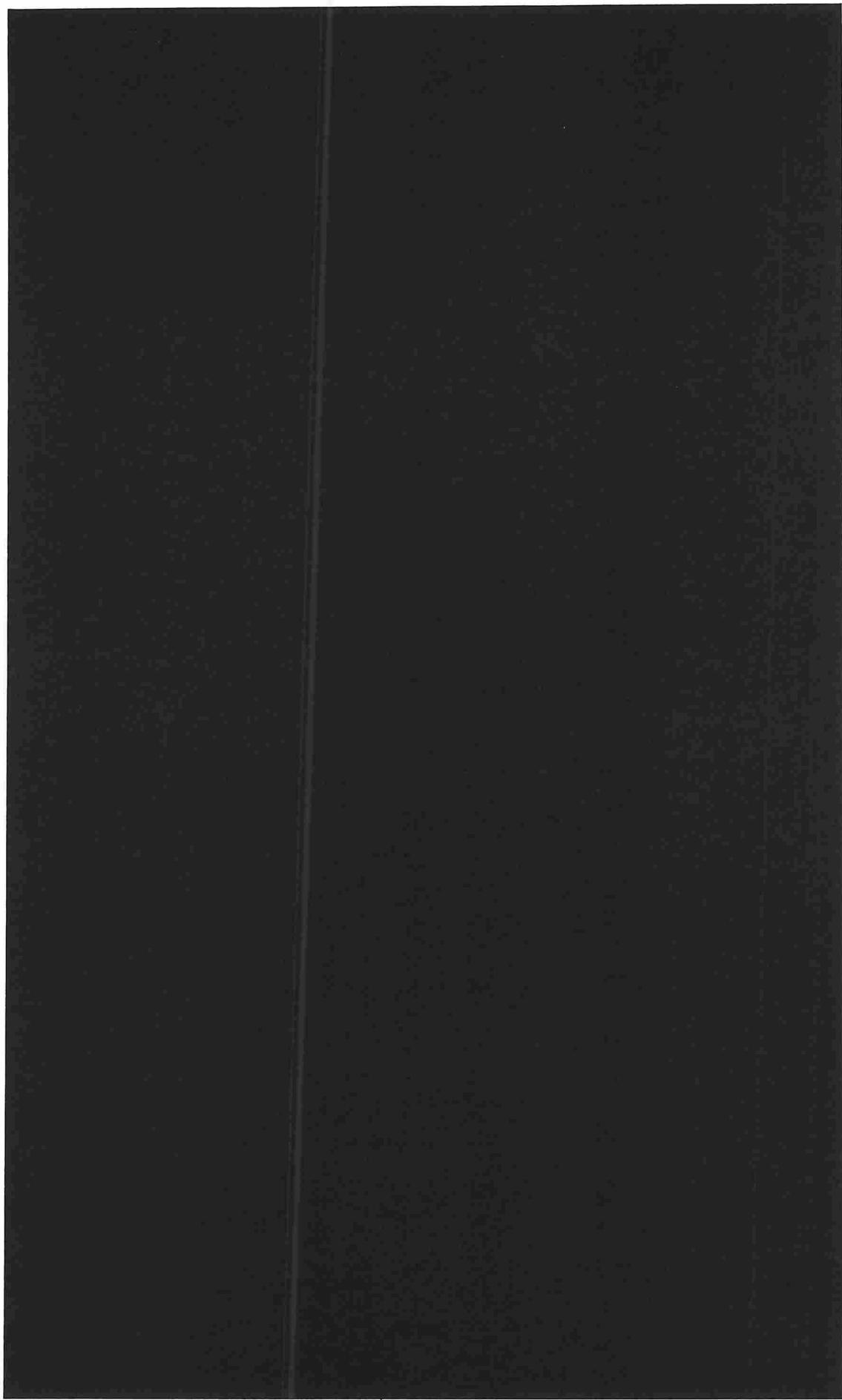


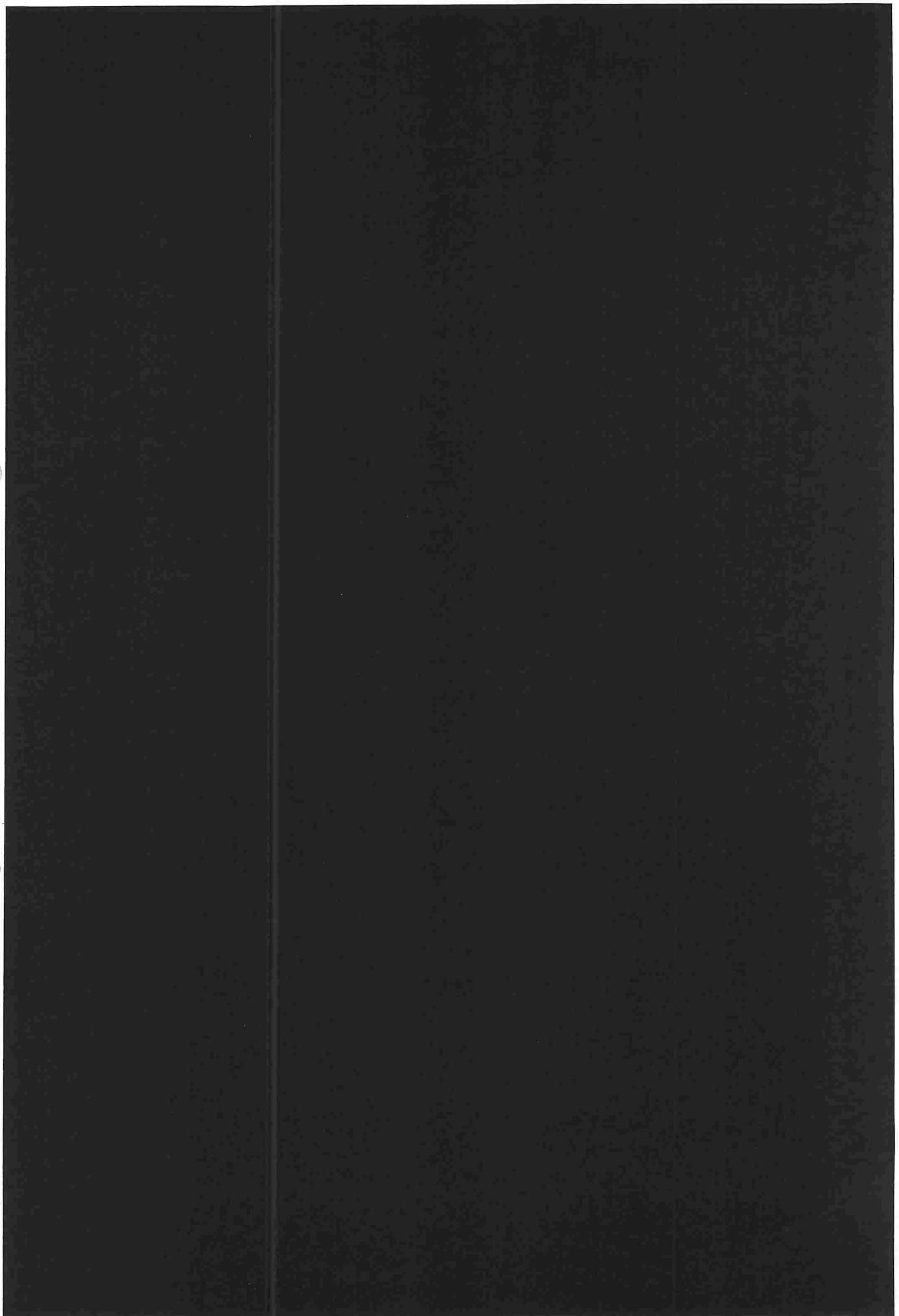


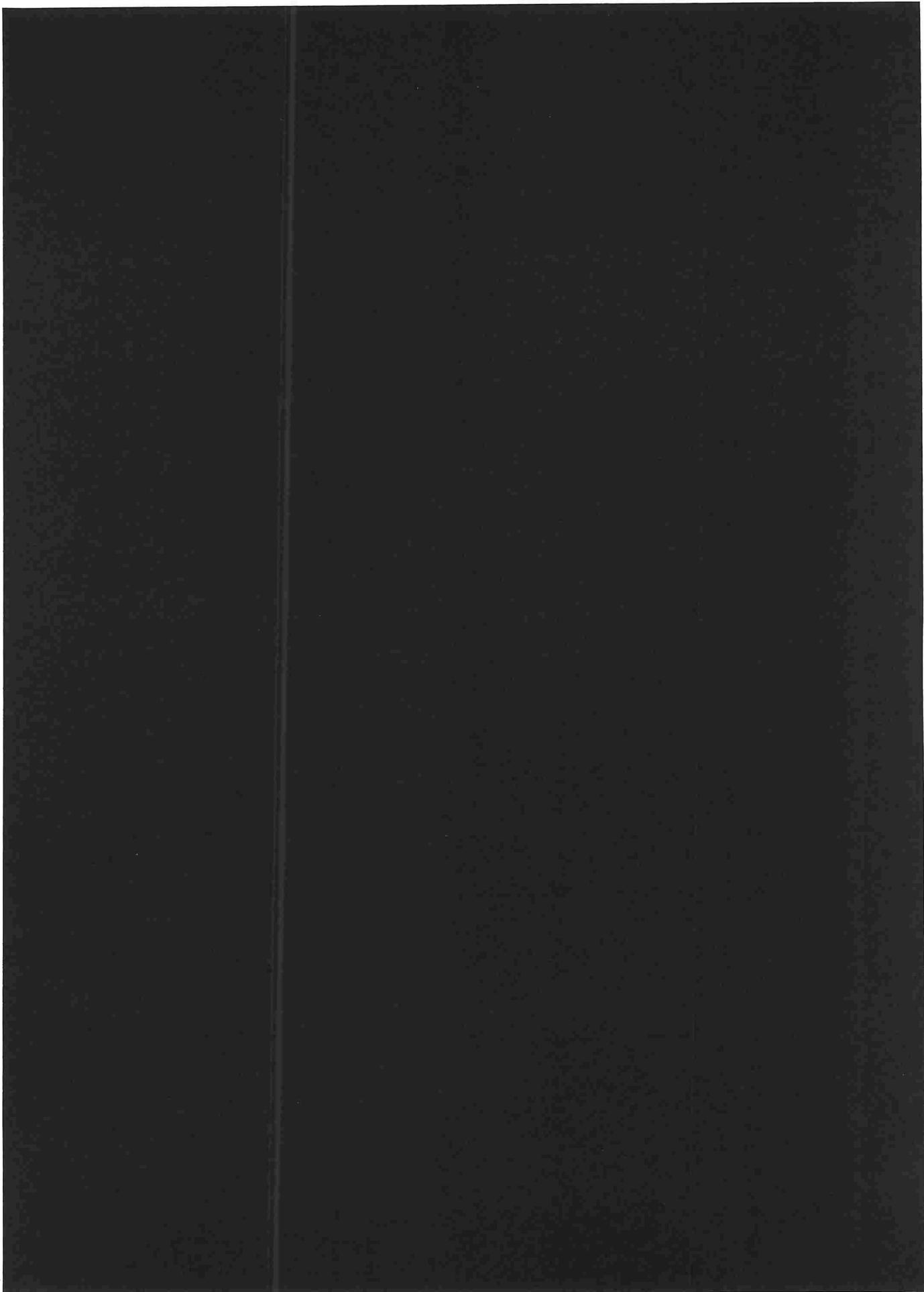


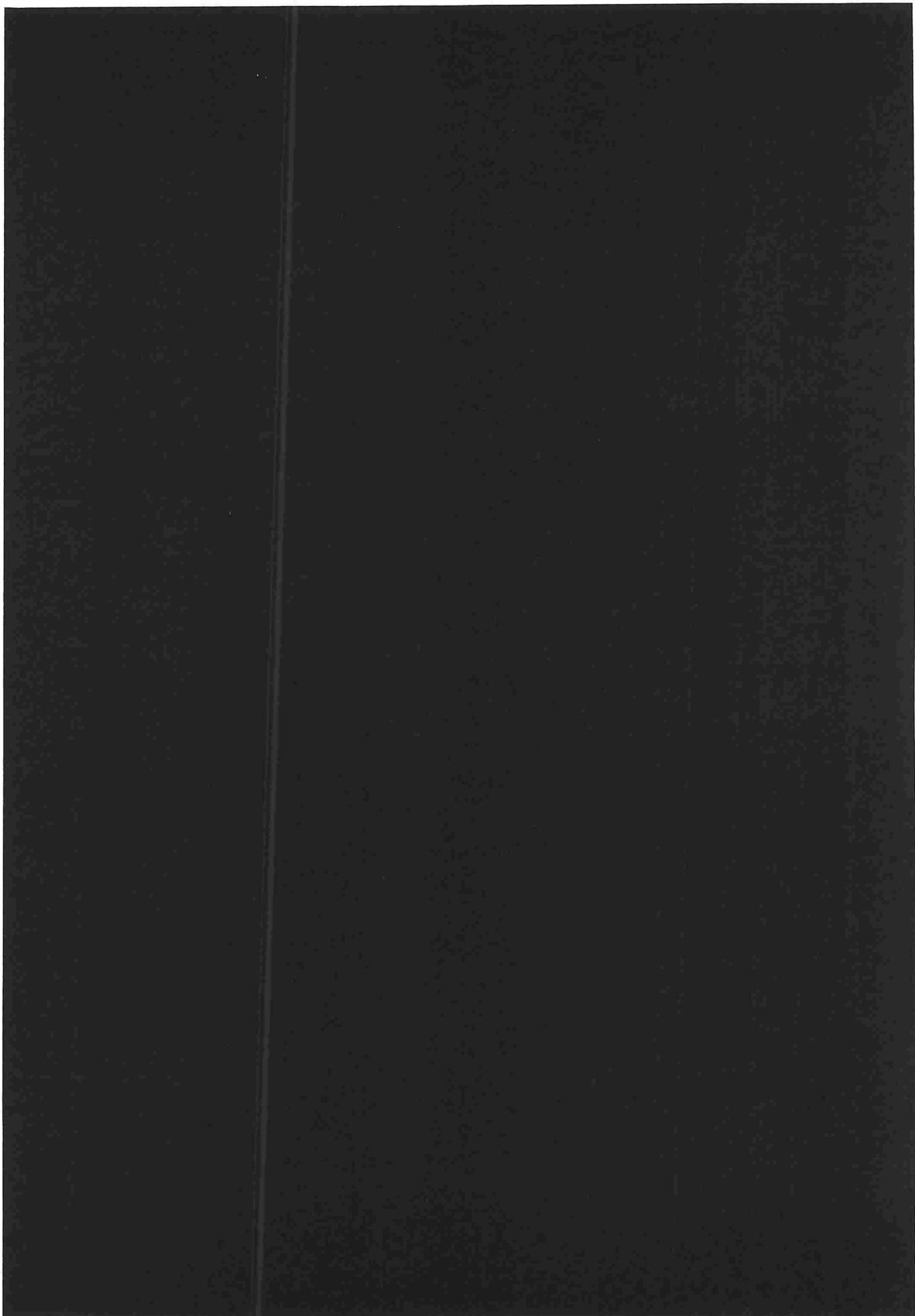












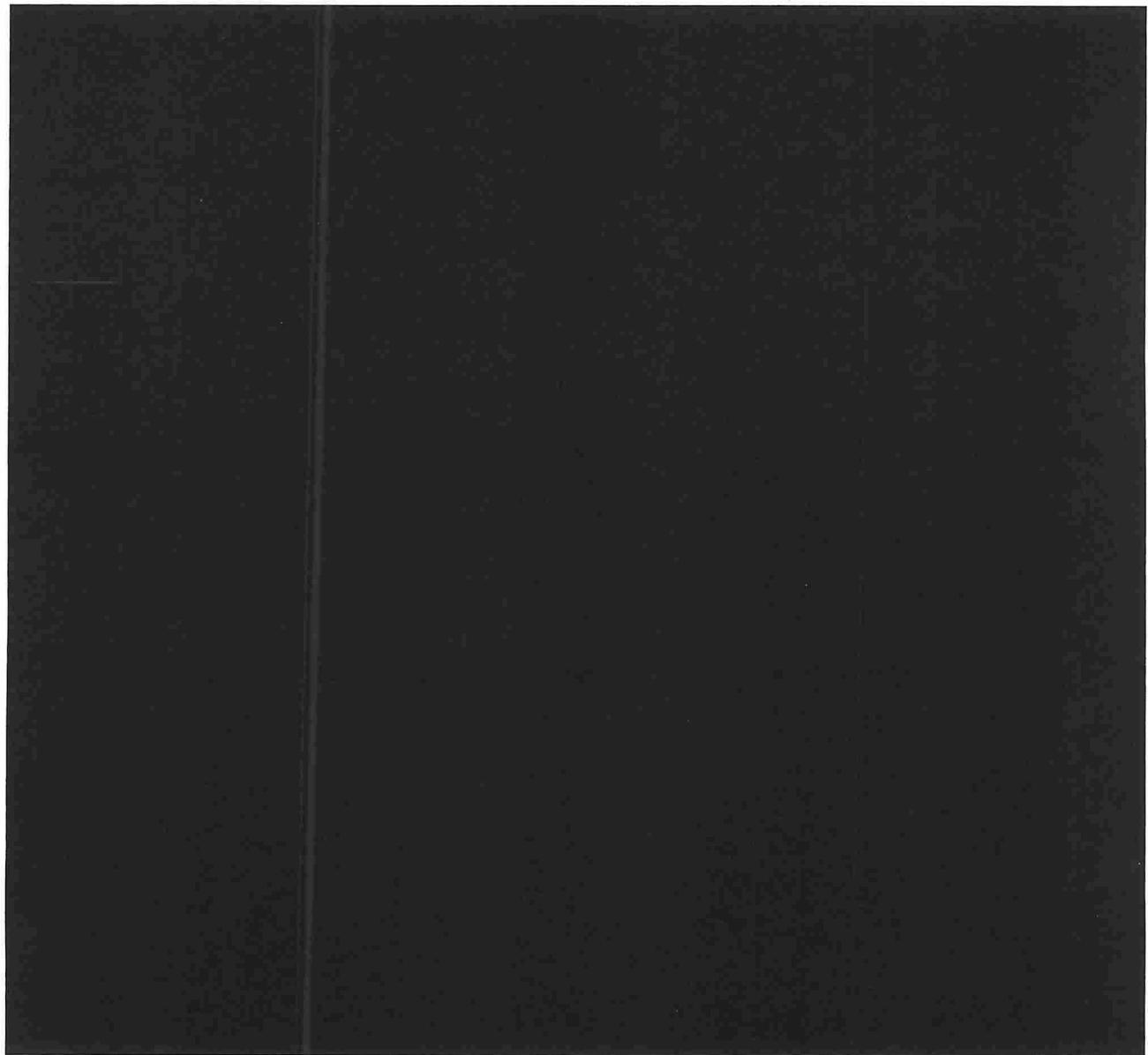
(別紙様式第36)

パソコン等を使用した答案作成の注意事項

パソコン等を使用した答案作成に当たっては、次の事項に留意してください。

また、試験当日は、この注意事項を持参してください。

○ 試験実施前における注意事項



○ 試験当日における注意事項

